第二期岐阜県公共施設等総合管理基本方針（案）

【令和７年度～令和２０年度】

令和７年●月　策定

岐　　阜　　県

はじめに

本県においては、平成22（2010）～24（2012）年度に実施した行財政改革アクションプランの取組みにより、平成25（2013）年度決算をもって起債許可団体から脱却し、財政の硬直度を表す経常収支比率についても全国平均の水準にまで改善するなど、持続可能な財政運営の確保に向け、歩みを進めてきた。平成29年度からは、新たな行政課題に取り組む意識改革を促す「事務事業の見直し」を継続して実施し、不断の行財政改革に取り組んでいる。

一方、今後の財政事情に目を移すと、県債の累増による公債費の増加、また、少子高齢化の進行等による社会保障関係経費の増加など構造的な歳出増は不可避であり、こうした中にあっても、「清流の国ぎふ」創生総合戦略のもと、県民の安全・安心確保や未来づくりに向けた政策課題には、積極的に対応していく必要がある。

本県の公共施設等（庁舎や学校等の建物及び道路等のインフラ施設）については、その多くが高度経済成長期以降に整備されたものであり、一斉に更新や大規模な老朽化対策等が必要な時期を迎えるため、財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念される。また、人口減少や人口構造の変化、価値観の多様化、ＤＸの進展など社会情勢が変化していく中で、県民が公共施設に求めるニーズの変化も予想される。

平成27(2015)年に策定した「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」が終期を迎えるにあたり、これら状況の変化やこれまでの成果を踏まえ、本県が所有する公共施設等に関する基本的方針を明らかにするため、新たに「第二期岐阜県公共施設等総合管理基本方針」として策定する。

今後は、これまでの予防保全の考え方を取り入れた公共施設等の長寿命化の推進や、適切な管理による事故等防止対策に加え、最も効率的・効果的に県民サービスを提供していくことができるよう、財政状況、社会情勢の変化に的確に対応した公共施設等の最適な配置について、長期的・総合的な視点から検討を進めていく。

なお、本基本方針は、本県が所有するすべての公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本的な方針であり、個別の公共施設等に係る具体の対応方針は、本基本方針を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）として策定、改定している。

また、本基本方針は、「インフラ長寿命化基本計画（平成25（2013）年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)」に基づく本県の「インフラ長寿命化計画（行動計画)」及び平成 26（2014）年４月総務大臣通知により各地方公共団体に策定要請のあった本県の「公共施設等総合管理計画」と位置づけるものとする。

○　本基本方針は、特に記載のある部分を除き、令和５（2023）年度末の本県の公共施設等（※）の状況に基づいて策定したものである。

※　県有施設に加え、地方独立行政法人が所有する施設など、本県が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を本基本方針の対象に含むこととする。

目　　次

序章　趣旨・背景 …… 1
（１）策定の趣旨 …… 1
（２）策定の経緯 …… 1
（３）位置付け（体系） …… 1
（４）これまでの取組み …… 2
① これまでの取組みと成果 …… 2
② 前基本方針の目標指標達成状況 …… 4
第一章　公共施設等の現況及び将来の見通し …… 5
（１）老朽化の状況をはじめとした公共施設等の状況 …… 5
① 建物 …… 5
② 道路施設 …… 15
③ 河川（河川構造物） …… 18
④ 砂防施設 …… 21
⑤ 治山施設 …… 24
⑥ 水道・工業用水道施設 …… 27
⑦ 下水道施設 …… 29
⑧ 交通安全施設 …… 31
（２）有形固定資産減価償却率の推移 …… 35
（３）総人口や年代別人口についての今後の見通し …… 36
（４）公共施設等の維持管理・維持保全・再整備等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等 …… 38
① 中長期的な経費の見込み …… 38
１．建物 …… 38
[1] 庁舎、学校、その他の建物 …… 38
[2] 都市公園 …… 42
[3] 県営住宅 …… 43
[4] 職員宿舎 …… 45
２．道路施設 …… 47
３．河川（河川構造物） …… 48
４．砂防施設 …… 51
５．治山施設 …… 52
６．水道・工業用水道施設 …… 53

７．下水道施設 …… 54
８．交通安全施設 …… 55
９．公共施設等（総合） …… 58
② 充当可能な財源の見込み …… 58

第二章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 …… 60
（１）対象期間 …… 60
（２）全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 …… 60
（３）現状や課題に関する基本認識 …… 60
（４）公共施設等の管理に関する基本的な考え方 …… 61
① 点検・診断等の実施方針 …… 61
② 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針 …… 61
③ 安全確保の実施方針 …… 62
④ 耐震化の実施方針 …… 62
⑤ 長寿命化の実施方針 …… 62
⑥ 施設総量や配置の適正化の推進方針（統合や廃止の推進方針） …… 62
⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 …… 62
（５）ＰＤＣＡサイクルの推進方針 …… 63
（６）目標指標 …… 63
（７）ユニバーサルデザイン化の推進方針 …… 63
（８）脱炭素化の推進方針 …… 63
（９）木造化・木質化の推進方針 …… 64
(10) 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進方針 …… 64
第三章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 …… 66
（１）建物 …… 66
① 建物全般 …… 66
② 庁舎・事務所及び試験研究機関 …… 69
③ 都市公園 …… 70
④ 県営住宅 …… 71
⑤ 高等学校・特別支援学校 …… 73
⑥ 警察施設 …… 75
⑦ 職員宿舎 …… 76
⑧ その他の建物 …… 78
（２）インフラ施設 …… 79
① 道路施設 …… 79

② 河川（河川構造物） …… 81
③ 砂防施設 …… 83
④ 治山施設 …… 85
⑤ 水道・工業用水道施設 …… 87
⑥ 下水道施設 …… 90
⑦ 交通安全施設 …… 91
⑧ その他のインフラ施設 …… 93

用語集 …… 94

序章　趣旨・背景

（１）策定の趣旨

長期的視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものである。

（２）策定の経緯

平成 25（2013）年 11 月　　国において「インフラ長寿命化基本計画」を策定

平成 26（2014）年４月　　総務省が地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定を要請

平成 27（2015）年８月　　「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」を策定
（計画期間：平成 27（2015）年度～令和６（2024）年度）

令和７（2025）年３月　　「第二期岐阜県公共施設等総合管理基本方針」を策定
（計画期間：令和７（2025）年度～令和 20（2038）年度）

※本書では、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」及び「第二期岐阜県公共施設等総合管理基本方針」を本基本方針、計画期間が平成 27（2015）年度～令和６（2024）年度の方針のみを指す場合は前基本方針、計画期間が令和７（2025）年度～令和 20（2038）年度の方針のみを指す場合は第二期基本方針という。

（３）位置付け（体系）

本基本方針は、本県が所有するすべての公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本的な方針であり、上記（２）により国が策定を要請する「公共施設等総合管理計画」とする。

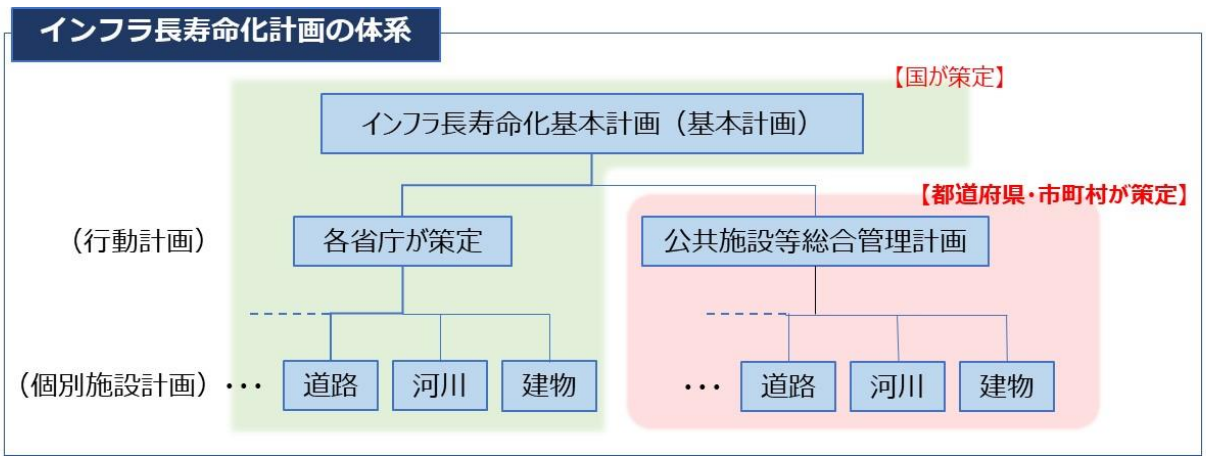

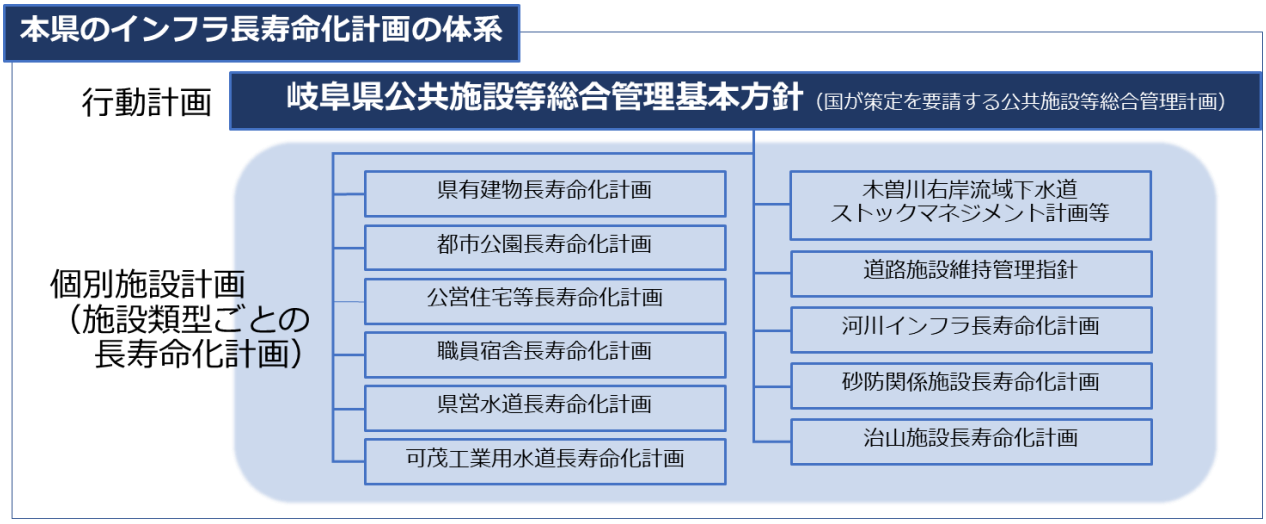

（４）これまでの取組み

①　これまでの取組みと成果

平成 27（2015）年８月に前基本方針を策定して以降、本県では、「適切な管理により、突発的な不具合による利用停止や事故等を防止すること」、「予防保全の考え方を取り入れ、優先順位を設定して計画的に維持保全等を実施することなどにより、長寿命化や財政負担の最小化・平準化を推進すること」、「老朽化等の再整備に際しては、施設そのものの必要性や適正規模を精査した上で、拡充・縮小・転用・統合・廃止等を検討すること」の３つを基本的な柱に取組みを行ってきた。

こうした取組みの結果、施設等の老朽化等を起因とする重大事故は発生しておらず、また、前基本方針に基づき策定された各個別施設計画についても、概ね計画どおりの予算措置により、着実に長寿命化対策を実施してきたところである。

また、厳しい財政状況を踏まえ、施設の廃止や集約化・複合化への取組みも進めている。

今後、人口減少・人口構造の変化が施設に対するニーズの変化をもたらすことも予想される中、限られた財源で最も効率的・効果的に県民サービスを提供していくことができるよう、長期的・総合的な観点から公共施設等の適正配置に向けた検討を本格的に開始する。

（点検、診断等の適切な管理）

橋梁の点検（成出橋）

遊具の点検（ぎふワールド・ローズガーデン）

（予防保全の考え方を取り入れた維持保全等）

非常用発電装置等の改修工事（下呂総合庁舎）

空調設備の更新工事（福祉・農業会館）

（必要性や適正規模を精査した、施設の拡充・縮小・転用・統合・廃止等）

３つの工業系試験研究機関を統合
（産業技術総合センター）

集約化により解体
（長良第１県職員アパート）

（ユニバーサルデザイン化の推進）

※平成30年2月の総務省通知を踏まえ、平成31年3月に新たな推進項目として追加

階段手すりの設置
（下呂看護専門学校）

トイレの洋式化
（岐阜工業高等学校）

②　前基本方針の目標指標達成状況

中長期的な目標指標として、予防保全の考え方を取り入れた維持保全の実施により、建物の使用年数を建築後 50 年間から 65 年間に延長することや、人口減少等を考慮した公共施設等の統合・廃止等を進めることにより、平成 27（2015）年度から令和 20（2038）年度までに必要と考えられる建物に要する経費（維持管理、維持保全及び再整備）の総額について 30%程度削減することを掲げてきた。

令和元年度以降、使用年数 50 年を迎える建物が集中し、再整備費が建物に要する経費の見込み額を押し上げているが、使用年数を 65 年に延長し、予防保全の考え方を取り入れた適切な維持保全を施しつつ再整備を先に送ることにより、建物に要した経費の実績は圧縮されており、前基本方針を策定した平成 27（2015）年度から令和５（2023）年度までの削減率は累計で 28%となっている。

建物に要する経費（※1）の見込みと実績との比較

使用年数50年を迎える建物が集中し、その再整備費が建物に要する経費の見込み額を押し上げているが、
使用年数を65年に延ばし、再整備を先送りしたことにより、実績額が圧縮され削減効果（見込みと実績との差）が得られた

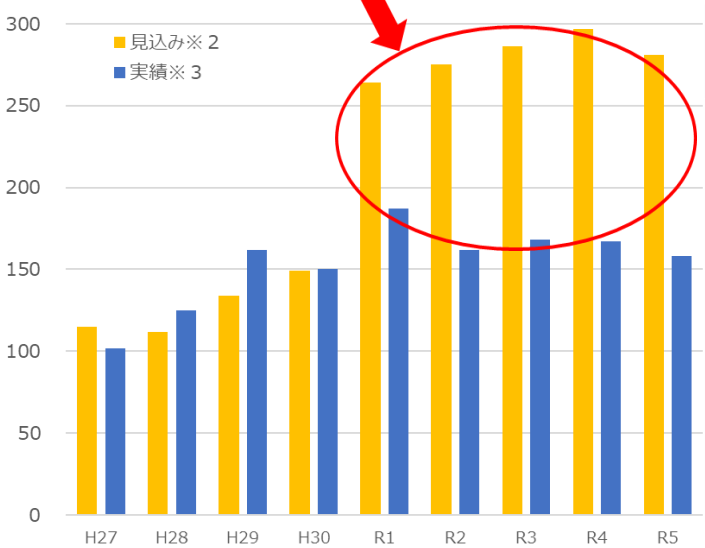

年度	見込み ※2		実績 ※3		削減率（累計）
	年度毎	累計	年度毎	累計	
H27	115	115	102	102	11%
H28	112	227	125	227	0%
H29	134	361	162	389	-8%
H30	149	510	150	539	-6%
R1	264	774	187	726	6%
R2	275	1,049	162	888	15%
R3	286	1,335	168	1,056	21%
R4	297	1,632	167	1,223	25%
R5	281	1,913	158	1,381	28%

※１：庁舎・事務所、教育・文化・体育施設、学校、警察施設、県営住宅、公園、職員宿舎等に係る「維持管理費・維持保全費・再整備費」を指す。
※２：使用年数５０年（県営住宅は７０年）で再整備をする想定のもと、長寿命化対策を行わない場合の基本方針策定時の見込み。
　　また、建物に要する経費見込みのうち、再整備費については、各年度ごとの物価変動分を加算する。
※３：使用年数６５年（県営住宅は８５年）を目標に長寿命化対策を行った場合の実績。

第一章　公共施設等の現況及び将来の見通し

（１）老朽化の状況をはじめとした公共施設等の状況

①　建物

１．県有財産（土地・建物）の現状

本県が保有する県有財産（土地・建物）は、令和５（2023）年度末現在で、土地の面積が約 21,261 万㎡、建物の延面積が約 248 万㎡と膨大な量となっている。

行政財産と普通財産の内訳で見ると、土地については行政財産が約 99%、普通財産が約 1%となっており、建物については行政財産が約 89%、普通財産が約 11%となっている（図表 1-1）。

建物の保有量（延面積）の過去からの推移を見ると、高度経済成長期以降に多くの施設が整備され右肩上がりに増加してきたが、平成 19（2007）年度（約 249 万㎡）をピークにそれ以降はほぼ横ばいで推移している。なお、令和４年度の増加は、新県庁舎の竣工によるものである（図表 1-2）。

【図表 1-1】財産台帳　土地面積・建物面積（令和５（2023）年度末現在）

区　分		土　地		建　物	
		面　積（㎡）	構成比	延面積（㎡）	構成比
行政財産	公用財産	1,930,406.35	0.9%	401,468.79	16.2%
	公共用財産	15,607,663.44	7.3%	1,807,818.61	72.8%
	その他	192,863,192.54	90.7%	1,753.33	0.1%
	小　計	210,401,262.33	99.0%	2,211,040.73	89.1%
普通財産	職員宿舎	177,336.28	0.1%	121,995.10	4.9%
	貸付財産	534,646.64	0.3%	56,484.59	2.3%
	その他	1,497,321.35	0.7%	92,648.76	3.7%
	小　計	2,209,304.27	1.0%	271,128.45	10.9%
総　計		212,610,566.60	100.0%	2,482,169.18	100.0%

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

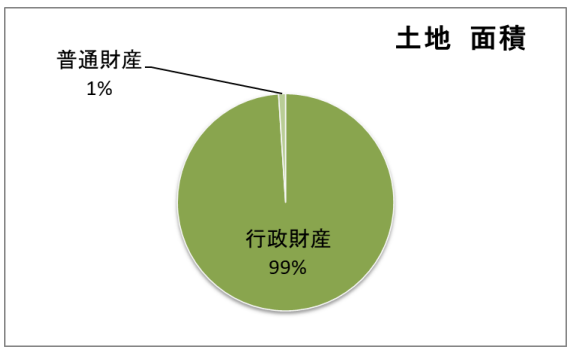

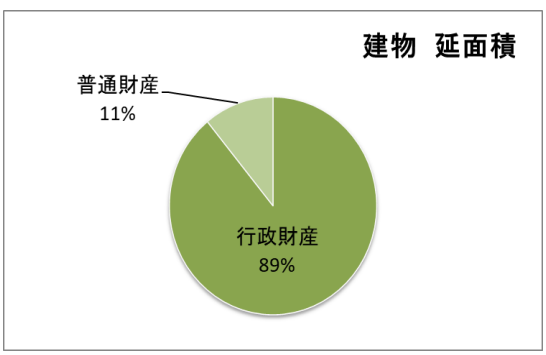

【図表 1-2】建物保有量（延面積）の過去からの推移

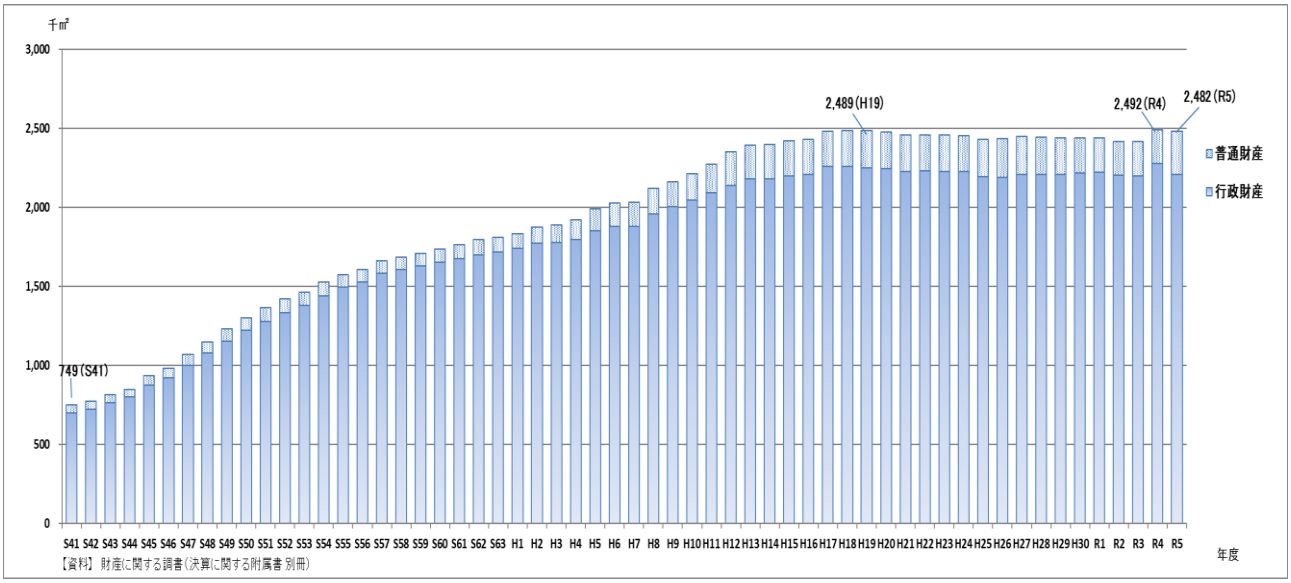

２．建物の老朽化の状況と今後の見通し

建物は、令和５（2023）年度末現在で 5,361 棟（倉庫、車庫などを含む。）、延面積で約 248 万㎡、平均築年数は 35.2 年となっている。

用途別棟数の割合を見ると、高等学校・特別支援学校が約４割を占め、次いで警察施設、職員宿舎の順となっており、これらの用途で全体の約６割を占めている。

用途別延面積の割合についても、高等学校・特別支援学校が約４割を占め、次いで教育・文化・体育施設、県営住宅の順となっており、これらの用途で全体の約７割を占めている（図表 1-3）。

構造別で見ると、棟数では鉄骨造が約５割を占め、次いで鉄筋コンクリート造等の順となっており、これらで全体の約７割を占めている。延面積では鉄筋コンクリート造等の割合が高く、約８割を占めている。

なお、構造別の平均築年数は、鉄筋コンクリート造等が 37.5 年、鉄骨造が 32.8 年となっている（図表 1-4）。

用途別建築年数を見ると、棟数・延面積ともにウエイトの高い高等学校・特別支援学校では、建築後 30 年以上経過の割合が約７割にのぼっている。（図表 1-5、1-6）。

【図表 1-3】用途別建物棟数・延面積、平均築年数（令和５（2023）年度末現在）

区分	用　途	棟 数	構成比	延面積(㎡)	構成比	平均築年数（年）
行政財産	庁舎・事務所	305	5.7%	191,415.05	7.7%	31.6
	試験研究機関	255	4.8%	78,798.06	3.2%	34.6
	警察施設	581	10.8%	131,255.68	5.3%	31.5
	高等学校・特別支援学校	2,295	42.8%	1,024,953.67	41.3%	35.6
	教育・文化・体育施設	383	7.1%	418,875.22	16.9%	35.3
	福祉施設	130	2.4%	65,190.94	2.6%	30.6
	公園	279	5.2%	36,820.71	1.5%	29.1
	県営住宅	338	6.3%	261,978.07	10.6%	39.9
	その他の行政財産	52	1.0%	1,753.33	0.1%	26.2
普通財産	職員宿舎	552	10.3%	121,995.10	4.9%	38.9
	その他の普通財産（貸付財産等）	191	3.6%	149,133.35	6.0%	45.4
	総　計	5,361	100.0%	2,482,169.18	100.0%	35.2

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

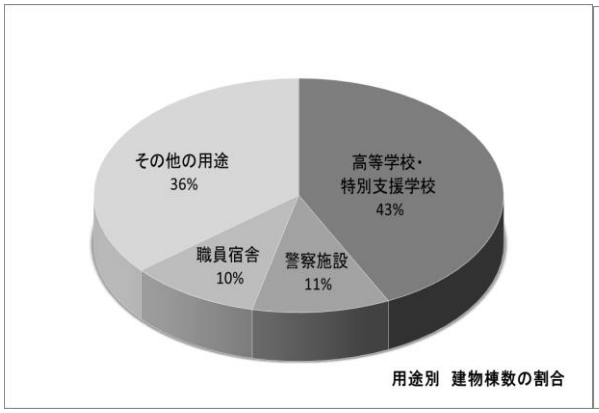

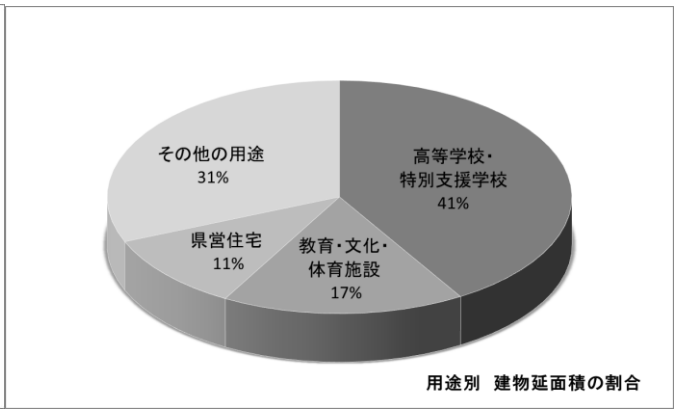

【図表 1-4】構造別建物棟数・延面積（令和５（2023）年度末現在）

構　造	棟 数	構成比	延面積(㎡)	構成比	平均築年数（年）
鉄筋コンクリート造等	1,366	25.5%	1,922,727.41	77.4%	37.5
鉄骨造	2,575	48.0%	468,100.09	18.9%	32.8
木造	773	14.4%	68,746.55	2.8%	34.0
その他（コンクリートブロック造等）	647	12.1%	22,595.13	0.9%	42.0
総　計	5,361	100.0%	2,482,169.18	100.0%	

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

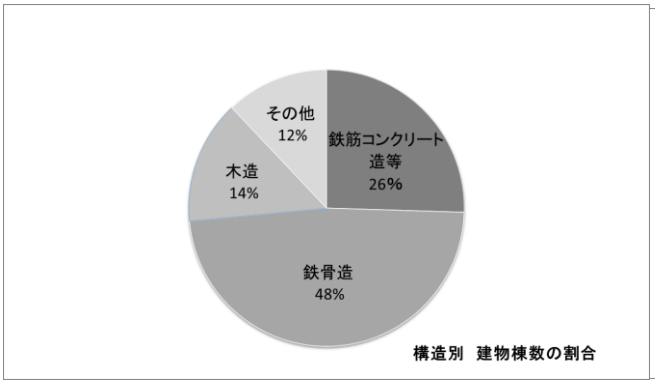

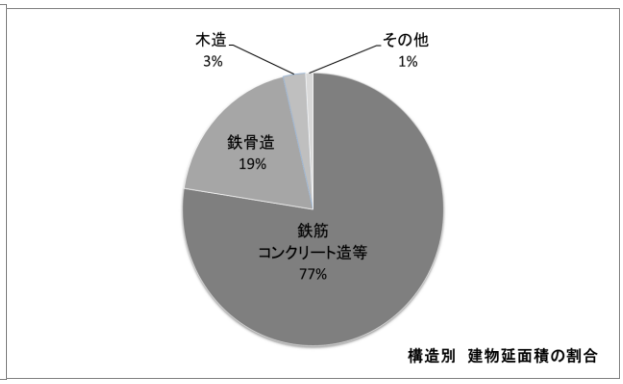

【図表 1-5】用途別建築年数の比較【棟数割合の場合】（令和５（2023）年度末現在）

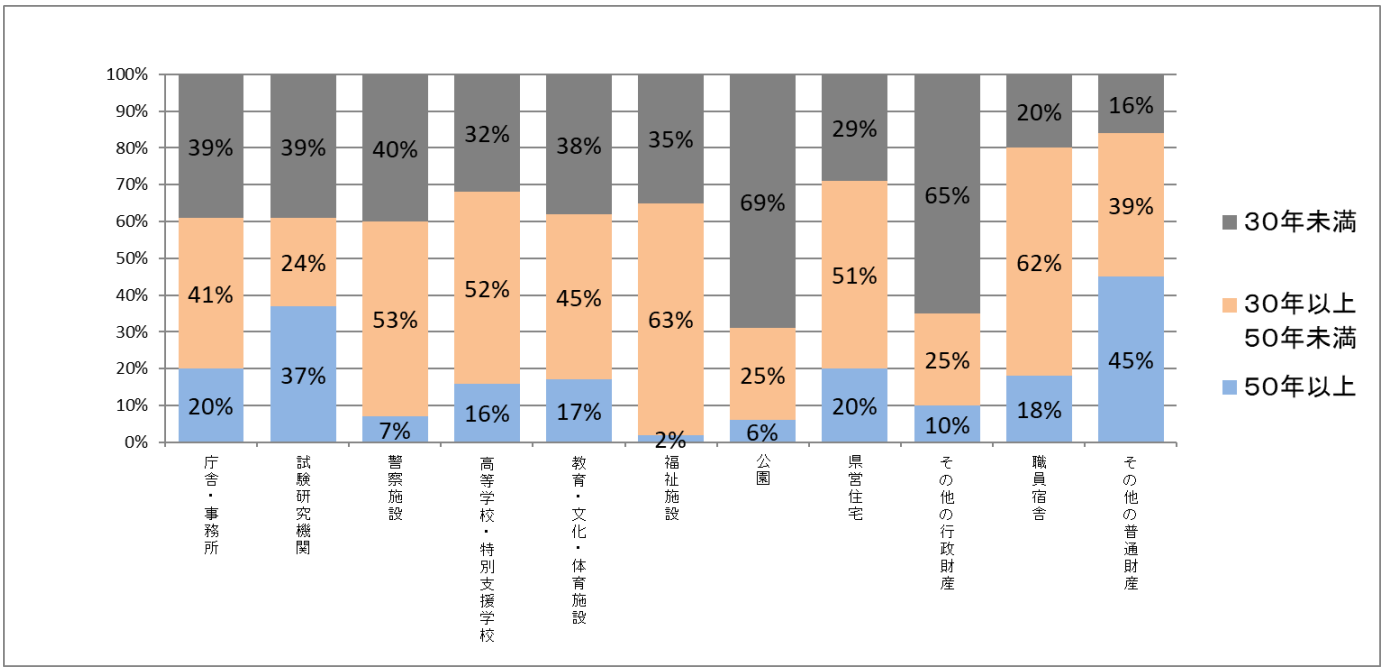

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

【図表 1-6】用途別建築年数の比較【延面積割合の場合】（令和５（2023）年度末現在）

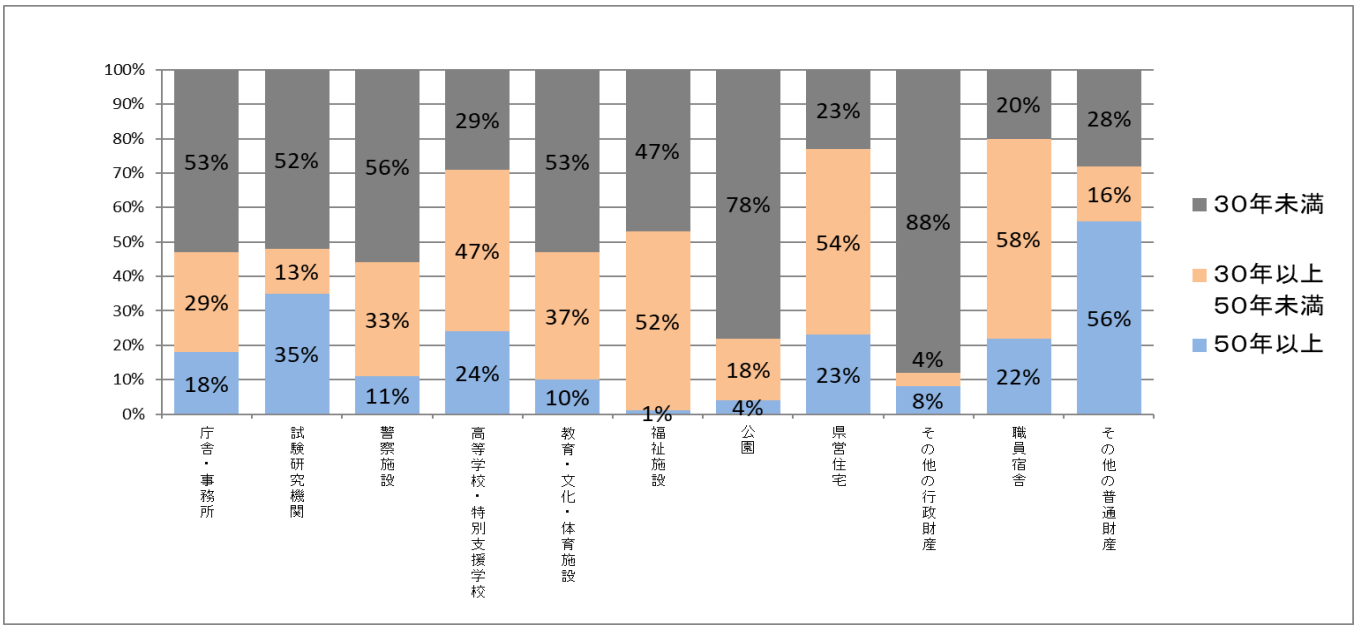

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

建物は、建築後の年月の経過とともに、建築部材の劣化や設備機器の故障等が発生し、各種設備点検等の業務委託及び日常的な修繕等（以下「維持管理」という。）、施設の安全性確保や機能維持のための工事（以下「維持保全」という。）に係る経費が増大するとともに、時代に応じて変化する建物ニーズに対応するため、機能向上を伴う大規模な改修工事や建替え（以下「再整備」という。）の検討が必要になる。

令和５（2023）年度末現在における建築年度別の分布状況を見ると、建築後 30 年以上経過した建物は棟数で 65.6%、延面積で 62.8%といずれも全体の約６割に達しており、老朽化が進んでいる。このうち、建築後 50 年以上経過した建物は、棟数で 16.9%、延面積で 21.4%と現時点ではそれほど高くないが、9 年前の前基本方針策定時調査（平成 26 年度末における建築後 50 年以上経過棟数の割合：4.0%、同延面積の割合：4.5%）と比べると大きく上昇している。今後、新築や除却がないものと仮定して推計した場合、建築後 50 年以上経過する建物の割合は、延床面積ベースで 10 年後（令和 15（2033）年度）に 49.5%、20 年後（令和 25（2043）年度）には 62.8%に達することとなり、老朽化がさらに進行する（図表 1-7、1-8）。

目標使用年数（鉄筋コンクリート造）の 65 年を迎える建物も、令和 10 年度以降、高等学校を中心に大きく増加する（図表 1-9）。

【図表 1-7】建築年度別分布状況［棟数、延面積］（令和５（2023）年度末現在）

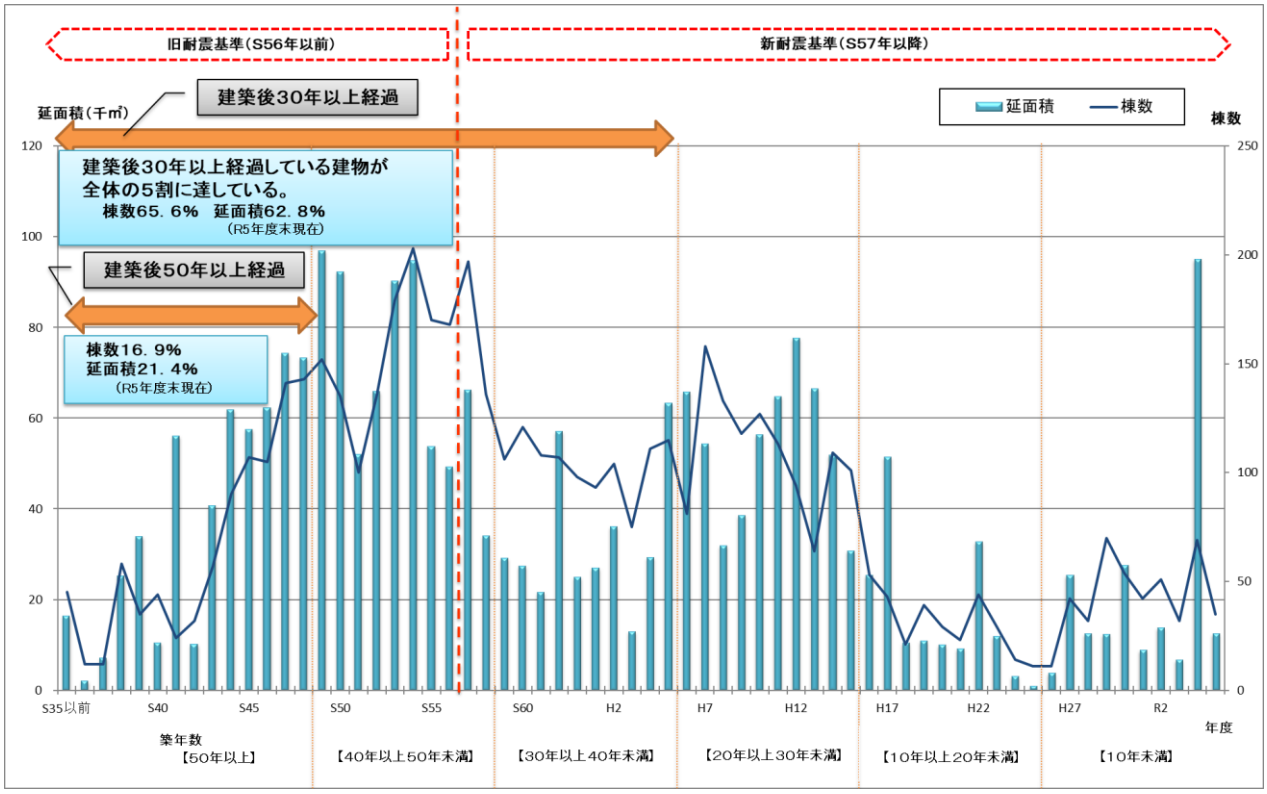

築年数	30年以上				30年未満				計
	50年以上 (～S48)	40年以上50年未満 (S49～58)	30年以上40年未満 (S59～H5)	(～H5)	20年以上30年未満 (H6～H15)	10年以上20年未満 (H16～25)	10年未満 (H26～R5)	(H6～R5)	
棟　数	905	1,576	1,038	3,519	1,098	306	438	1,842	5,361
(比率)	(16.9%)	(29.4%)	(19.4%)	(65.6%)	(20.5%)	(5.7%)	(8.2%)	(34.4%)	(100.0%)
延面積[㎡]	532,335.16	696,133.22	329,309.07	1,557,777.45	539,040.54	166,416.23	218,934.96	924,391.73	2,482,169.18
(比率)	(21.4%)	(28.0%)	(13.3%)	(62.8%)	(21.7%)	(6.7%)	(8.8%)	(37.2%)	(100.0%)

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

【図表 1-8】建築後 50 年以上経過する建物の延面積割合の推計

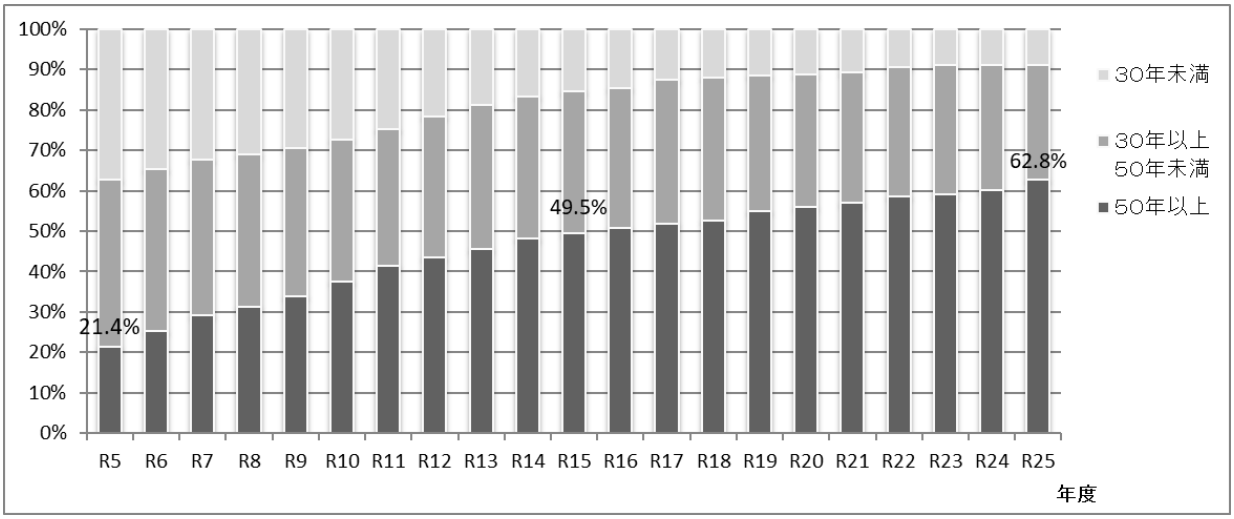

【図表 1-9】使用年数 65 年を迎える県有建物の状況（施設種類別）

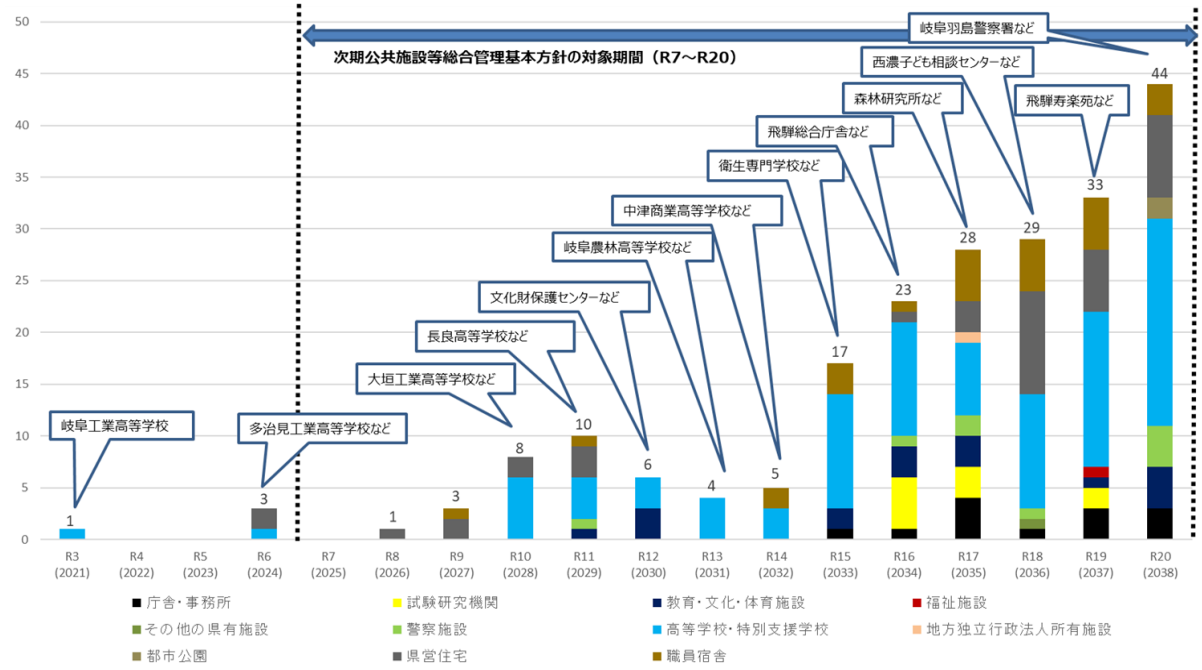

３．建物に係る取組み

(1) 長寿命化等の取組み

２．で述べた状況から、今後、建物の維持管理、維持保全及び再整備の経費が大幅に増大するほか、再整備の時期が集中することが見込まれる。特定の時期に再整備が集中することは、大きな財政負担となるうえ、将来にわたり影響を及ぼすことになる。

そのため、公共施設等の計画的・効率的な維持管理、維持保全及び再整備を実施し、長寿命化や財政負担の最小化・平準化を図ることとしている。

このうち、建物については、個々の施設の老朽度や、各年度に見込まれる維

持保全に要する経費などの調査・分析を実施しており、後記（４）①１．[1]⑵のとおり維持保全に要する中長期的な経費の見通しとして、本基本方針に反映している。

なお、当該年度ごとの経費については、一定の条件下での試算値であり、今後、実施を予定している施設総量や配置の適正化に向けた各施設（建物）のあり方に係る総点検の結果を踏まえ、最小化・平準化を図る予定である。

⑵ 耐震化の取組み

建物の耐震基準は昭和 56（1981）年に改正されたが、本県の建物の約半数は旧耐震基準で建築された建物である。

建物の耐震化については、「岐阜県耐震改修促進計画」に耐震性能の確保推進が掲げられており、計画的に取り組んでいる。

旧耐震基準で建築された耐震診断対象の建物 791 棟の耐震化状況は、図表 1-10 のとおりである。耐震性が不十分であった建物については、補強工事や使用中止など、すべて対応を終えている。

【図表 1-10】建物における耐震化の状況（令和５（2023）年度末現在）

区分	用途	全棟数（R5年度末）	うち、S56以前棟数	うち、耐震診断の対象建物（注）								
				S56以前棟数（X＋Y）	耐震性有り（X）	耐震性なし（Y）（= Y1 + Y2）	対応済み（Y1）	補強済み	解体・使用中止等	未対応（Y2）	補強予定	改築予定・解体予定・使用中止予定
行政財産	庁舎・事務所	305	151	30	5	25	25	16	9	0	0	0
	試験研究機関	255	123	27	12	15	14	7	7	1	0	1
	警察施設	581	142	31	12	19	19	12	7	0	0	0
	高等学校・特別支援学校	2,295	923	374	88	286	286	238	48	0	0	0
	教育・文化・体育施設	383	145	32	12	20	20	13	7	0	0	0
	福祉施設	130	42	38	23	15	15	3	12	0	0	0
	公園	279	61	3	3	0	0	0	0	0	0	0
	県営住宅	338	182	126	93	33	33	13	20	0	0	0
	その他の行政財産	52	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通財産	職員宿舎	552	227	127	110	17	17	0	17	0	0	0
	その他の普通財産（貸付財産等）	191	118	3	1	2	2	2	0	0	0	0
総計		5,361	2,120	791	359	432	431	304	127	1	0	1

（注）耐震診断の対象は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に、旧耐震基準で建築された県有建物のうち、木造・コンクリートブロック造以外の構造で、延床面積 200m²以上かつ、居室を有する建物としている。

⑶ 歳入確保の取組み

厳しい財政状況の下、歳入確保対策として、県有財産の売却、自動販売機設置場所の貸付、庁舎内の民間広告掲出、駐車場の民間貸付、ネーミングライツ、太陽光発電事業者への県有財産の貸付等について積極的に取り組んでいる。

1　県有財産の売却

平成 22（2010）年４月以降、県有未利用地等 143 物件を売却した。

歳入額：63.8 億円（令和５（2023）年度までの計。以下同じ。）

2　自動販売機設置場所の貸付

平成 21（2009）年度以降、延べ 741 施設、1,784 台の自動販売機設置に競争入札制度を導入している。

歳入額：15.4 億円

3　庁舎内の民間広告掲出

各総合庁舎は平成 22（2010）年６月から、エレベーターホールに広告を掲出している。なお、旧薮田県庁舎においては、平成 21（2009）年６月から令和４（2022）年度にかけて同様の取組みを行った。

歳入額：20.3 百万円

4　駐車場の民間貸付

平成 22（2010）年４月以降、令和元（2019）年度にかけて、駐車場（県庁前公園北駐車場、旧岐阜総合庁舎・立体駐車場（ともに現在は廃止済））の民間貸付を実施した。

歳入額：33 百万円

5　ネーミングライツ

平成 23（2011）年４月以降、ネーミングライツ（OKB ふれあい会館（岐阜県県民ふれあい会館)、OKB ぎふ清流アリーナ（岐阜アリーナ)、川崎重工ホッケースタジアム（岐阜県グリーンスタジアム））を導入している。

歳入額：179 百万円

6　太陽光発電事業者への県有財産の貸付

県内のエネルギー関連企業の育成、雇用創出等による地域活性化及び県有財産の有効活用を目的として、土地を貸し付けて発電事業者が発電を行ういわゆるメガソーラー（美濃加茂エネルギーファーム）と、建物の屋根を貸す屋根貸し（高等学校６校）により、太陽光発電事業を実施する事業者を募集し、平成 25（2013）年度から発電を開始している。

歳入額：131 百万円

(4) 施設の休廃止、機能見直し、県以外の事業主体への移管等の取組み

1 生徒いきいきプラン

平成 15（2003）～19（2007）年度には県立高等学校を再編成する「生徒いきいきプラン」を実施し、県立高等学校数は、平成 14（2002）年度の 74 校から平成 19（2007）年度には 63 校となった。

2 行財政改革アクションプラン

平成 22（2010）～24（2012）年度には「行財政改革アクションプラン」により、施設の休廃止等の取組みを実施した（図表 1-11）。

【図表 1-11】「行財政改革アクションプラン」による施設の休廃止等の取組み

区　分	施　設　名
休廃止 （７施設）	岐阜県伊自良青少年の家、岐阜県関ヶ原青少年自然の家、岐阜県土岐少年自然の家、岐阜県御嶽少年自然の家、岐阜マリンスポーツセンター、岐阜県県民文化ホール未来会館、岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー
機能見直し （８施設）	飛騨・世界生活文化センター、岐阜県ミュージアムひだ、南飛騨健康増進センター、岐阜県科学技術振興センター、ＶＲテクノセンター、アネックス・テクノ２、ワークショップ24、岐阜県長良川スポーツプラザ
県以外の事業主体への移管 （７施設）	岐阜県立清流園、長良公園、島公園、岐阜県飛騨木曽川国定公園下呂温泉乗政野営場野営施設、岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施設、岐阜県恵那山高原国民休養地、岐阜産業会館

3 既存施設の集約化・複合化及び転用

平成 27（2015）年４月、「岐阜県障がい者総合相談センター」の供用を開始し、身体、知的及び精神障がい（発達障がいを含む）に対する県の相談機関を同一建物内に集約し一元的な相談支援を実施している。

平成 23（2011）年度から休止していた旧「県民文化ホール未来会館」は、文化施設と運転教育施設の二つの機能を持つ新たな施設「ぎふ清流文化プラザ」として、平成 27（2015）年９月にオープンした。

また、令和元（2019）年６月には、旧「産業技術センター」をはじめとする三つの工業系試験研究機関を統合し、企業支援機能を集約した「岐阜県産業技術総合センター」を開所した。

また、平成 26（2014）年度から、郡上市建設部が県郡上総合庁舎へ移転、平成 29（2017）年度から下呂市農林部及び建設部が下呂総合庁舎へ移転して執務しており、県と市の関連部署が同じ庁舎で執務することにより、住民サービスの向上や効率的・効果的な行政運営が図られている。

(5) 指定管理者制度の運用

本県では、平成 16（2004）年度から公の施設の指定管理者制度を導入し、県民サービスの向上と管理運営の効率化を図っている（図表 1-12)。

【図表 1-12】公の施設の指定管理者制度導入施設数

H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
3	9	46	47	47	45	44	41	41	42
H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
42	43	43	43	45	46	46	45	45	45

②　道路施設

１．道路施設の現状

本県が管理する道路施設は、道路管理延長 4,108km（全国順位 11 位）、15m以上の橋梁 1,716 橋（全国４位）、トンネル 176 箇所（全国７位）などとなっており、全国でもトップクラスの道路施設を管理している（図表 2-1）。

また、道路照明灯、道路標識などの道路付属物や、横断歩道橋、地下横断施設などの構造物についても数多くの施設を管理している。

【図表 2-1】本県が管理する主な道路施設（令和３（2021）年度末現在）

	道路管理延長		橋りょう（15m以上）数	
	都道府県	延長（km）	都道府県	橋りょう数（橋）
１位	北海道	11,625	北海道	3,258
２位	福島県	5,725	福島県	1,798
３位	新潟県	5,371	兵庫県	1,771
４位	長野県	5,137	岐阜県	1,716
５位	兵庫県	4,815	愛知県	1,664
岐阜県	**１１位（4,108km）**		**４位（1,716橋）**	

	トンネル箇所数		トンネル延長		地下横断歩道	
	都道府県	箇所数	都道府県	延長（m）	都道府県	箇所数
１位	大分県	261	岐阜県	115,980	長野県	158
２位	長野県	210	新潟県	105,562	岐阜県	137
３位	新潟県	209	岩手県	98,113	愛知県	93
４位	高知県	207	長野県	94,658	静岡県	84
５位	島根県	195	福島県	85,469	奈良県	82
岐阜県	**７位（176箇所）**		**１位（115,980m）**		**2位（137箇所）**	

※上記順位は、全国比較ができる道路統計年報2023（令和4年3月31日時点）を使用

２．道路施設の老朽化の状況と今後の見通し

本県の道路施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備されたため、すでに多くが老朽化（竣工後 50 年以上経過）しており、今後、それが急速に進行していく。

県が管理する橋梁（２m以上）で見てみると、県管理橋梁 4,714 橋（令和５（2023）年度末現在）のうち建設後 50 年以上経過した橋梁は、1,663 橋（35.3%）となっているが、10 年後には 2,483 橋（52.7%）、20 年後には 3,464 橋（73.5%）となるなど、今後飛躍的に増加していく（図表 2-2）。

【図表 2-2】建設年次別橋梁の状況（令和５（2023）年度末現在）

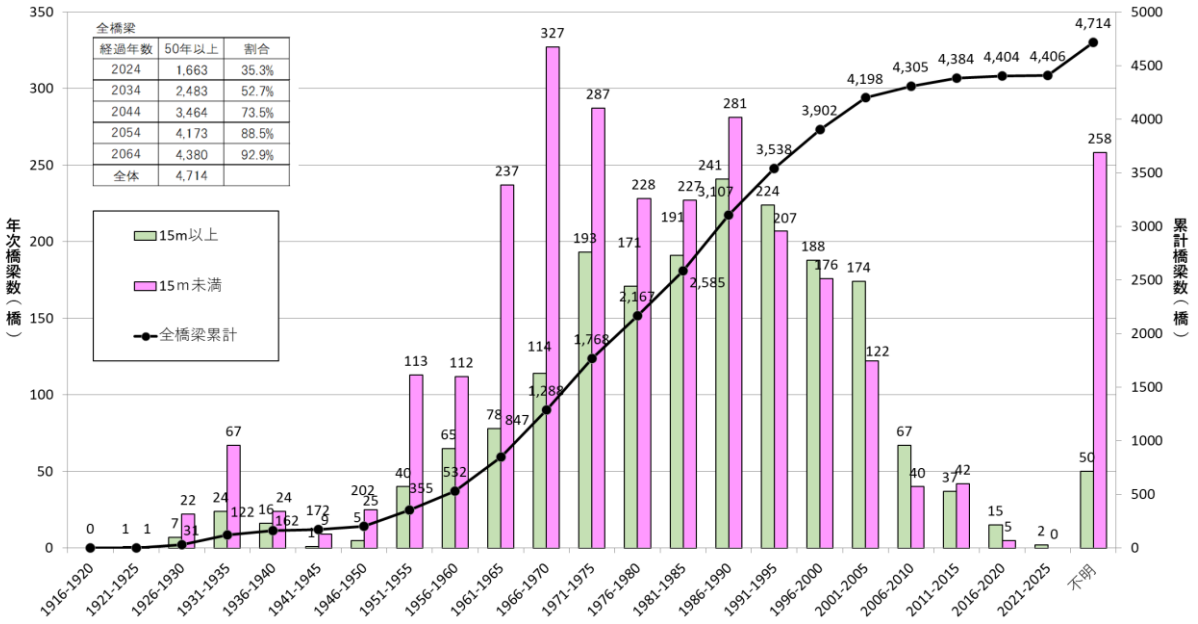

県管理トンネル 180 本（令和５（2023）年度末現在）のうち建設後 50 年以上経過したトンネルは、31 本（17.2%）となっているが、10 年後には 59 本（32.8%）に、20 年後には 103 本（57.2%）となるなど、今後急速に老朽化が進行していく（図表 2-3）。

【図表 2-3】建設年次別トンネルの状況（令和５（2023）年度末現在）

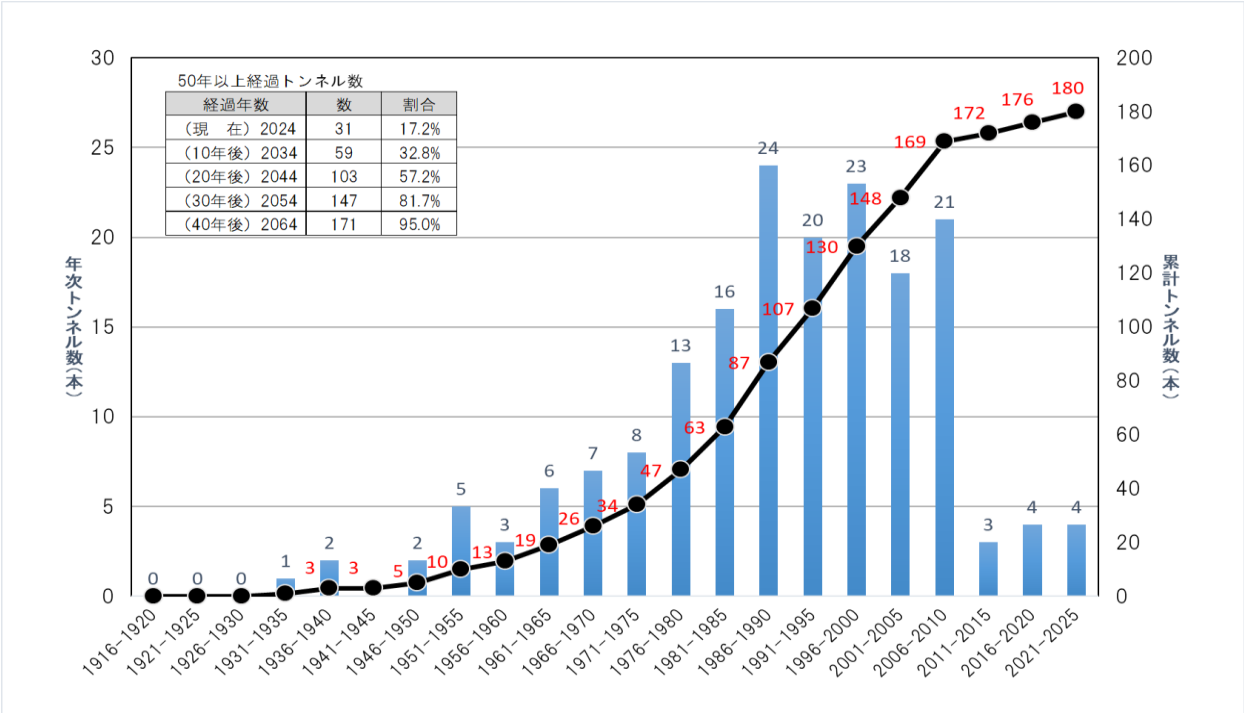

３．道路施設に係る取組み

今後、老朽化する道路施設の維持修繕に要する経費は、急速に増大することが予想される。

本県では、個々の道路施設に適した維持修繕の手法を明確にし、施設の長寿命化や経費の縮減により、効率的かつ計画的な維持修繕の実現を図るために、平成19（2007）年度に「岐阜県道路施設維持管理指針」を策定し、令和５（2023）年度には、同指針の全面改訂を実施している。

個別の道路施設については、「岐阜県舗装修繕最適化計画」、「岐阜県橋梁長寿命化修繕計画」などに基づき、計画的に維持修繕を実施している。

また、平成25（2013）年度に道路法等が改正され、道路橋や道路トンネルなど主要構造物の点検、診断、措置、記録が義務化されたため、平成26（2014）年４月には、国、中日本高速道路株式会社（ＮＥＸＣＯ）、県、市町村の各道路管理者からなる「岐阜県道路メンテナンス会議」を設置し、適正な道路管理に向け連携して推進している。

③　河川（河川構造物）

１．河川の現状

県管理河川の延長は、2,987.1km（全国順位８位）となっており、全国でもトップクラスの河川延長を管理している（図表 3-1）。

【図表 3-1】本県が管理する河川延長

令和４（2022）年４月 30 日現在

順位	都道府県	管理河川延長（km）
1位	北海道	12321.0
2位	新潟	4896.9
3位	長野	4764.9
4位	福島	4600.0
5位	兵庫	3314.0
6位	愛媛	3072.4
7位	高知	3041.7
8位	**岐阜**	**2987.1**

※上記順位は、日本河川協会の 2023 河川ハンドブックを使用

２．河川構造物の老朽化の状況と今後の見通し

河川には、水門や樋門（ひもん）、堰（せき）、排水機場などの河川構造物が多数存在し、高度経済成長期以降、大量に建設されてきた。これらの施設の老朽化は着実に進行しており、今後、機能不全や構造物を構成する機器・装置の故障といった問題の発生が懸念される。

本県が管理する河川構造物のうち、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組みを実施する必要性が認められる施設は、全 652 施設ある。

そのうちの建設年次が明確な大規模施設 59 施設について、令和５（2023）年度末現在で、施設老朽化の目安とされる建設後 40 年が経過した施設は、22 施設（37.3%）であり、10 年後には 31 施設（52.5%）になるなど、今後飛躍的に増加していく（図表 3-2）。

【図表 3-2】本県の河川構造物の設置後の経過年数の推移（建設年次が明確な大規模施設 59 施設）

令和５（2023）年度末現在

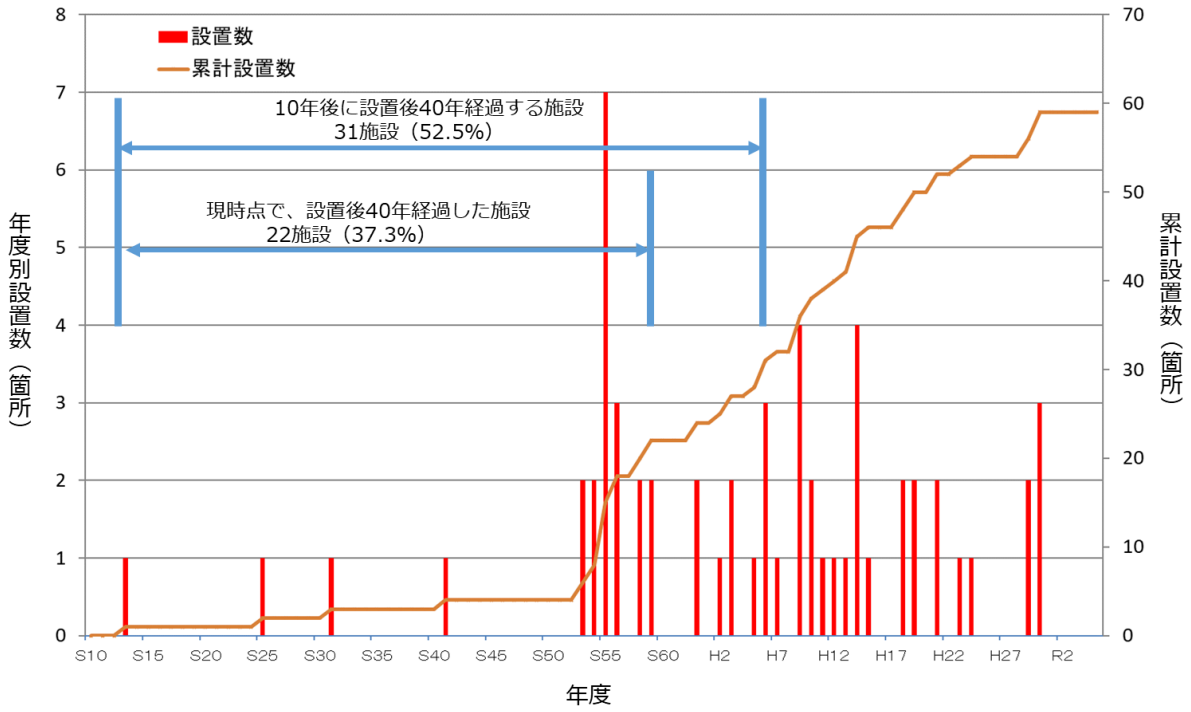

３．河川構造物に係る取組み

今後老朽化する河川構造物の維持保全に要する経費は、急速に増大することが予想される。

近年、短期的・局地的豪雨が頻発しており、浸水被害等を回避または最小限に抑えるためには、これらの河川構造物が出水時に確実に稼働するよう機能を維持することが求められる。

本県では、平成 25（2013）年度に「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」を策定し、重要な治水・利水施設である河川構造物の維持保全について、これまでの対症療法型の手法から脱却し、施設の信頼性を確保しつつ、効率的かつ効果的に安全を確保するために、予防保全の考え方を取り入れて実施することとし、各施設の長寿命化に向け取り組んでいる（図表 3-3）。

【図表 3-3】「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」及び耐震化（河川構造物）の対象施設一覧

令和５（2023）年度末現在

（単位：箇所）

河川構造物		堤防	堰	水門	サイフォン	樋門・樋管			陸閘	排水機場	河川浄化施設	ダム	合計
						断面積5m^{2}以上		断面積5m^{2}未満 ※２					
						操作不要	操作不要 ※１						
長寿命化		－	2	1	1	38	43	540	15	5	2	5	652
耐震照査		－	－	1	－	26	－	－	－	5	－	5	37
	対策不要	510.4	－	1	－	5	－	－	－	0	－	5	11
	要対策	13.6	－	0	－	21	－	－	－	5	－	0	26
	内実施済	－	－	－	－	21	－	－	－	3	－	－	24

※1　構成する装置・機器が簡易な構造であることから、河川パトロールに加え５年に１回を目途に定期点検を行い、健全度を評価し整備・更新を行う（点検頻度は今後見直す場合あり）。

※2　国土交通省通知では、当面策定する施設から除外されていることから、個別長寿命化計画を策定せず、河川パトロール時に状態を確認し、機能不全を確認した場合、整備・更新を行う。

④　砂防施設

１．砂防施設の現状

本県が管理する砂防施設を代表するものとしては、令和５（2023）年度末現在で、砂防設備（砂防えん堤・床固工（とこがためこう））が3,123箇所、急傾斜地崩壊防止施設がある急傾斜地崩壊危険区域が684区域、地すべり防止施設がある地すべり防止区域が29区域などとなっている（図表4-1）。

【図表4-1】県内の砂防施設（令和５（2023）年度末現在）

砂防設備 （砂防えん堤・床固工） （箇所）	急傾斜地崩壊防止施設（区域）	地すべり防止施設（区域）
3,123	684	29

２．砂防施設の老朽化の状況と今後の見通し

(1) 砂防設備（砂防えん堤、床固工）

砂防設備は建設後 30 年以上経過した施設の割合が 54%、建設後 50 年以上経過した施設は 30%を占めている（図表 4-2)。10 年後には建設後 50 年以上経過した施設の割合が現在の 30%から 42%に、20 年後には、54%まで上昇し、劣化施設の増加が見込まれる。また、銘板等から竣工年度が読み取れない施設が約３割存在する。当該施設は図表 4-2 から控除している。

【図表 4-2】砂防設備（砂防えん堤・床固工）の年代別整備状況（令和５（2023）年度末現在）

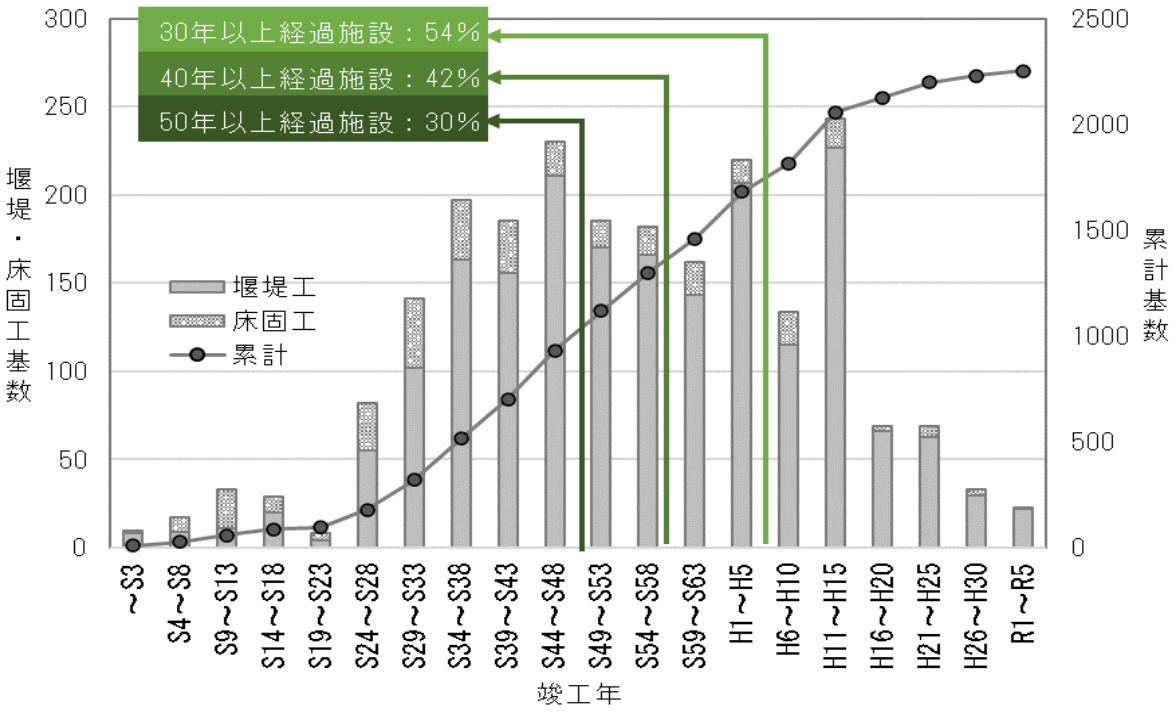

(2) 急傾斜地崩壊防止施設（がけ崩れの発生、被害を防止する施設）

急傾斜地崩壊防止施設は建設後 20 年以上経過した施設の割合が 87%、建設後 30 年以上経過した施設は 54%、建設後 40 年以上経過した施設は 22%を占める（図表 4-3）。

【図表 4-3】急傾斜地崩壊防止施設の年代別整備状況（令和５（2023）年度末現在）

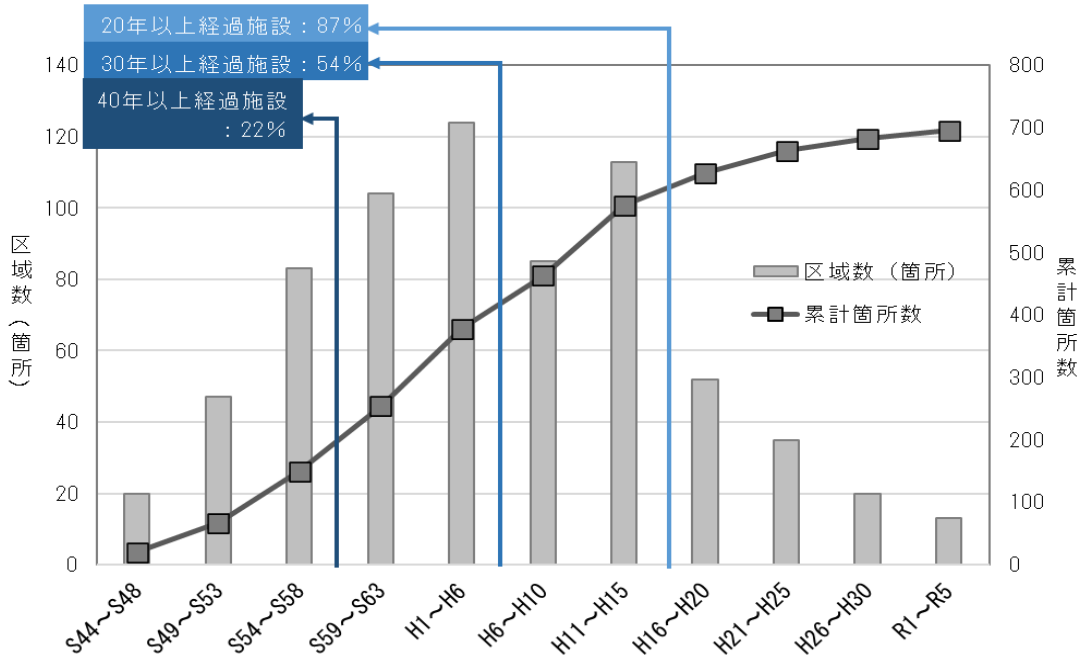

(3) 地すべり防止施設

地すべり防止施設は建設後 20 年以上経過した施設は 86%、建設後 30 年以上経過した施設は 52%、建設後 40 年以上経過した施設は 21%を占める（図表 4-4）。

【図表 4-4】地すべり防止施設の年代別整備状況（令和５（2023）年度末現在）

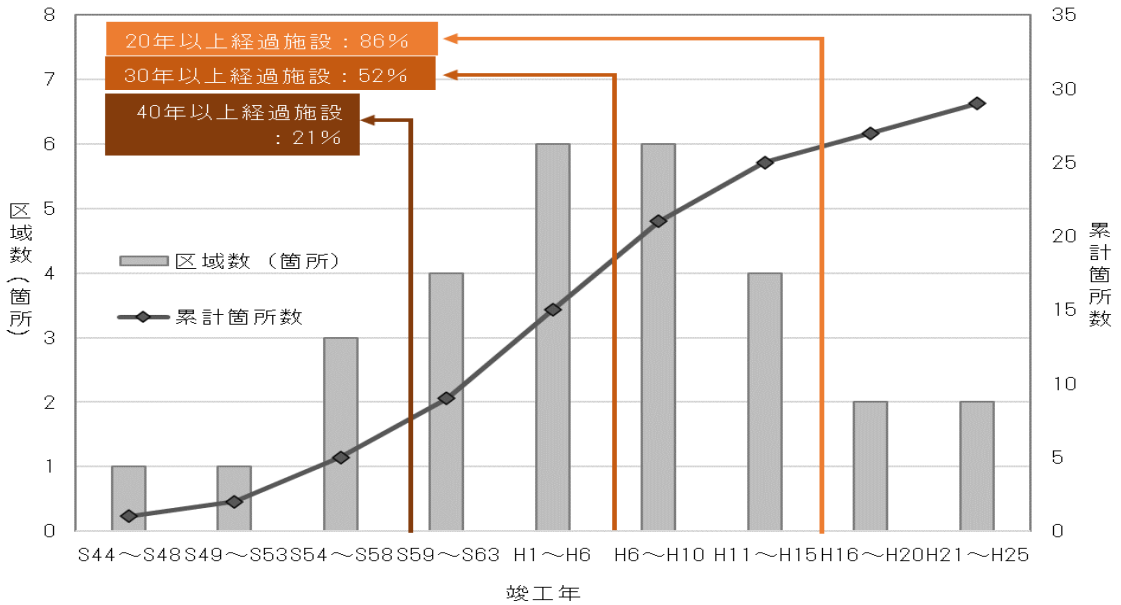

３．砂防施設に係る取組み

砂防施設は、土砂災害から人命を守る重要な施設であり、災害時に確実に機能を発揮することが求められる。一方、今後老朽化する砂防施設の維持保全に要する経費は、急速に増大することが予想される。

砂防関係施設の老朽化の進行に対応するため、従来の事後保全型から予防保全型の維持管理へ移行し、施設の「点検計画」、「補修・改築計画」の方針を定めた「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」を平成 26（2014）年３月に策定し、計画に基づき砂防関係施設の維持管理を進めてきた。

また、令和６（2024）年３月には、これまで実施してきた補修・改築工事や点検結果の蓄積により長寿命化計画を改定した。ライフサイクルコストを考慮した計画に基づき、定期点検及び補修・改築を実施している。

⑤　治山施設

１．治山施設の現状

(1) 保安施設

本県がこれまで整備してきた保安施設は、令和５(2023)年度末現在で 94,054 施設、このうちコンクリートやブロック、金属等が主たる材料である恒久保安施設が 49,219 施設と膨大な量となっている（図表 5-1)。

保安施設事業が制度化された明治 44（1911）年から、本県でも保安施設の整備が開始されている。その中で、明確に地番までの所在地や種別等の記録が確認できる施設は、昭和 23（1948）年以降に整備された保安施設であり、現在はそれらの保安施設を主に管理している。

施設数の推移を見ると、国の施策や予算規模といった時代背景を反映している。ここ近年は、減少傾向にある。

(2) 地すべり防止施設

本県がこれまで整備してきた地すべり防止施設は、昭和 53（1978）年の土岐市を初めとして、以後９地区で計 170 施設（全て恒久施設）を整備してきた。近年では新たな地すべり箇所が発生していないこともあり、整備は実施されていない（図表 5-2)。

２．治山施設の老朽化の状況と今後の見通し

昭和 23（1948）年以降で完成後 30 年以上を経過した恒久保安施設は 32,897 施設（66.8%)、完成後 50 年以上経過した恒久保安施設は 12,710 施設（25.8%）となっている（図表 5-1)。なお、40 年以上経過した恒久保安施設は 22,284 施設（45.3%）となっている。また、地すべり防止施設のうち、完成後 30 年以上を経過した施設は 122 施設（71.8%）となっている（図表 5-2)。

今後も治山施設が年平均で 500 程度整備されていくことが見込まれる。一方、治山施設は、その多くが山間奥地に存するため、厳しい立地環境や気象条件に晒(さら)され、老朽化が進む見込みである。

【図表 5-1】保安施設の年度別整備状況（令和５（2023）年度末現在）　（単位：施設）

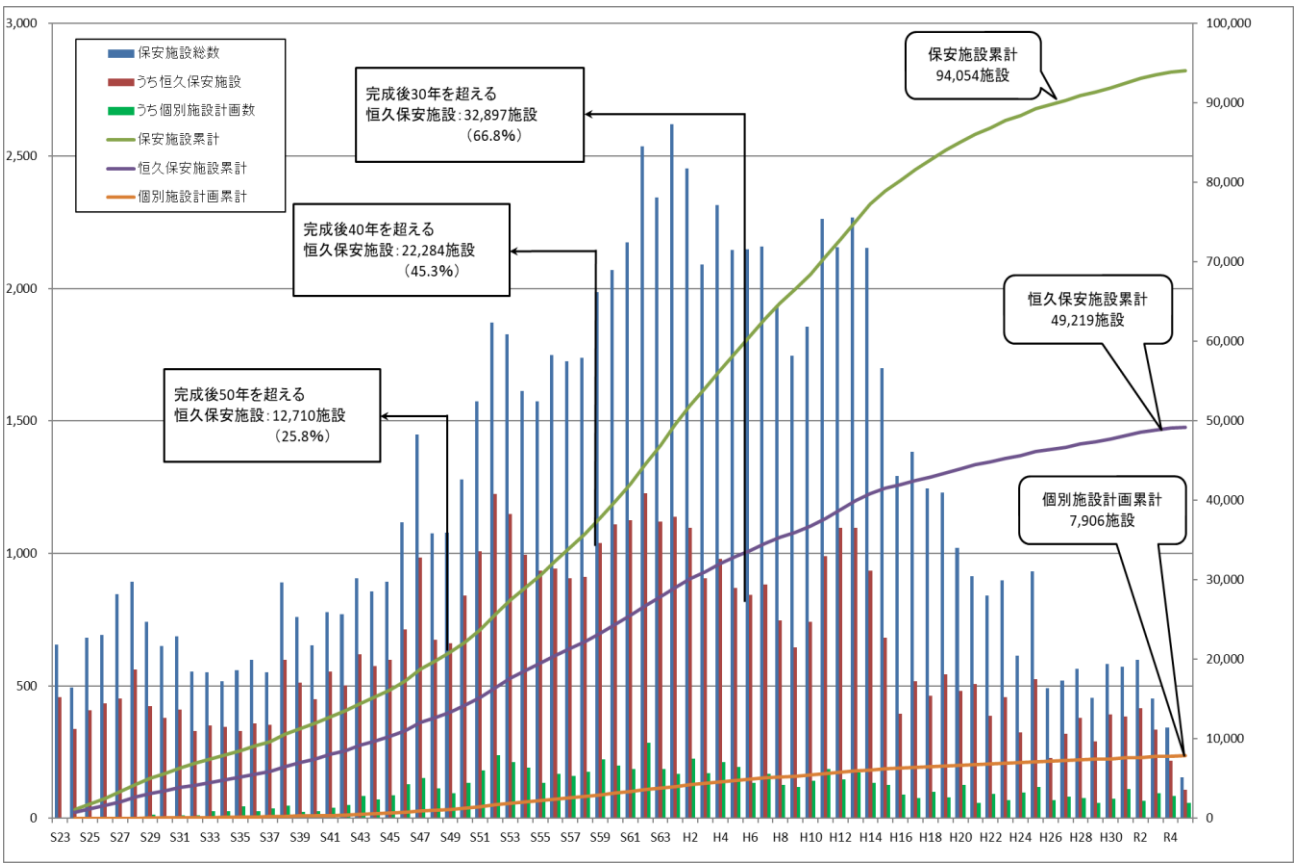

【図表 5-2】地すべり防止施設の年度別整備状況（令和５（2023）年度末現在）　（単位：施設）

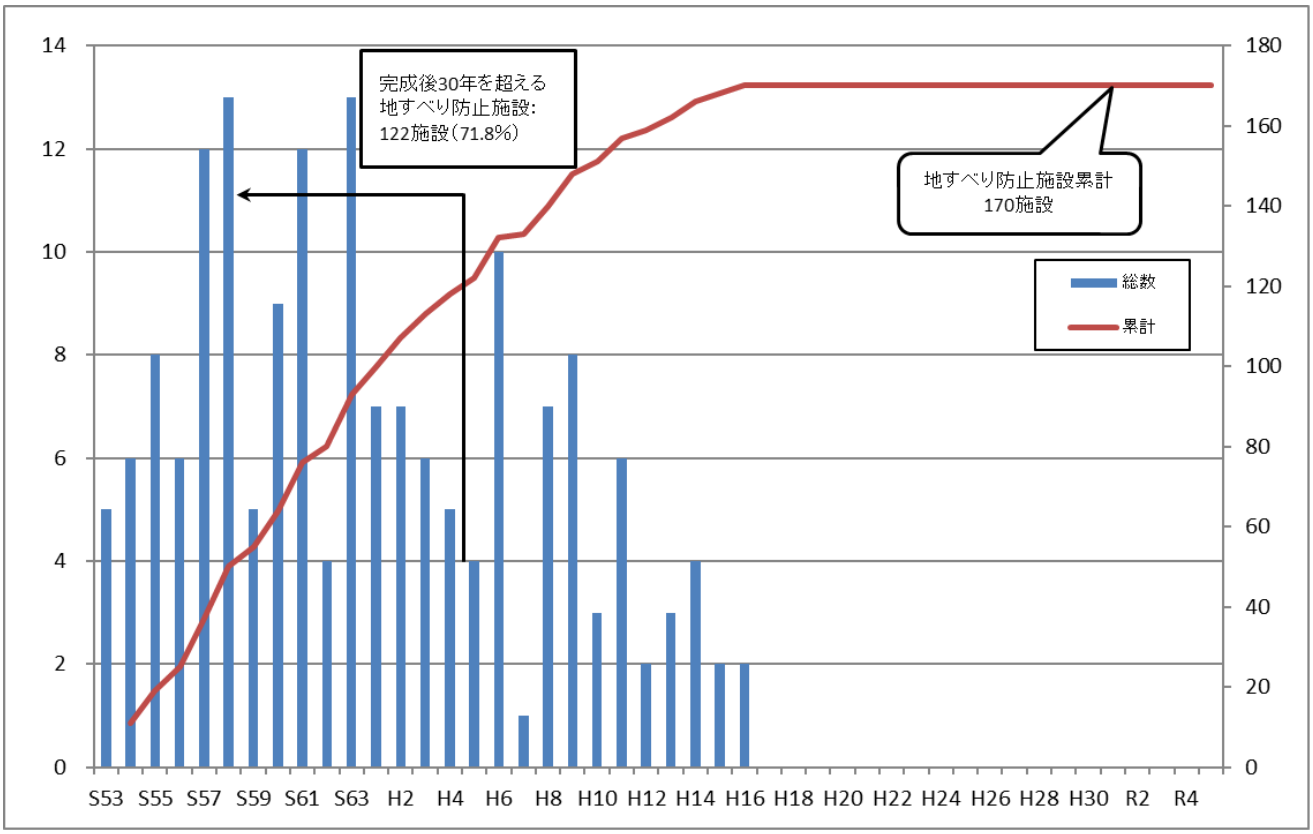

３．治山施設の維持管理に係る取組み

治山施設は、平成 21（2009）年から外部委託により本格的な点検を開始し、平成 29（2017）年度に「岐阜県治山施設長寿命化計画」を策定した。平成 30（2018）年度には 1 回目施設点検を完了し、令和２（2020）年度には、長寿命化計画に基づき各施設の点検結果や今後の修繕計画等を示した個別施設計画を作成した。個別施設計画を作成し、管理を行う対象施設は、予防保全型維持管理・更新等の必要性が認められない施設、第三者への影響が限定的な施設等を除いた 7,906 施設（令和５（2023）年度末現在）である（図表 5-1）。

また、１回目点検により「緊急に修繕が必要（Ｓランク）」、「計画的な修繕が必要（Ａランク）」と診断された施設の修繕進捗率については、令和５（2023）年度末では 76.1％となっており、令和７（2025）年度までに 100％となるよう取り組んでいる（図表 5-3）。

【図表 5-3】治山施設修繕の実施状況（令和５（2023）年度末現在）　（単位：施設）

	R2以前	R3	R4	R5	実績	修繕計画
健全度S	8	6	5	―	19	（19）
健全度A	35	2	33	35	105	（144）
小計	43	8	38	35	124	（163）
進捗率	―	31.3%	54.6%	76.1%		

⑥　水道・工業用水道施設

１．水道・工業用水道施設の現状

東濃、可茂地域に水道用水を供給する水道施設は、中津川浄水場系、山之上浄水場系、川合浄水場系の３系統に区分される。各系統別に取水・導水・浄水・送水施設が設置され、管路延長は約 180 ㎞となっている。給水人口は、平成 19（2007）年度の 510,028 人をピークに減少してきており、令和９（2027）年度には 440,582 人まで減少する見込みである。

また、可茂地域に工業用水を供給する工業用水道施設は、水道事業の山之上浄水場の浄水施設の一部を共用して運用し、管路延長は約 16km である。受水企業は 12 社 13 事業所と全国的に見て極小規模であり、工業用水道施設供用開始は平成 10（1998）年度と最後発となっている。

２．水道・工業用水道施設の老朽化の状況と今後の見通し

水道施設の各施設は、地方公営企業法により構築物、機械及び装置に種別され、その多くは昭和 51（1976）年の供給開始に合わせて建設され、45 年以上が経過している。

構築物は主に土木構造物と管路に細分されるが、土木構造物の法定耐用年数は 60 年であることから、耐震補強や予防保全の考え方を取り入れた維持保全により施設の長寿命化を実施している。一方で、管路の法定耐用年数は 40 年であり、部分的な漏水補修は実施してきたが、その至近で再び漏水が発生するなど、対症療法的な対応では限界がある状況となっている。また、管路は単線であるため、水道水の供給を継続しながら、計画的に再整備するには、複線化を行う必要がある。

機械及び装置の法定耐用年数は、８～22 年で比較的短いことから、計画的に再整備を行っている。

なお、工業用水道施設は、設置後 26 年が経過しているが、多額の経費を要する維持保全や再整備を検討するような老朽化には至っていない。

３．水道・工業用水道施設に係る取組み

水道管路を除く浄水場等の土木構造物については、平成 18（2006）年度までに耐震化を完了している。水道管路の老朽化と耐震対策としては、平成 23（2011）年度から、大容量送水管整備事業（老朽化した既設管路の複線化事業に貯留機能と応急給水拠点機能を付加することでライフライン機能を強化する事業）に着手しており、計画的に既設管路の複線化を実施する予定である（図表 6-1）。

【図表 6-1】財政収支を考慮した計画的な事業量（イメージ）

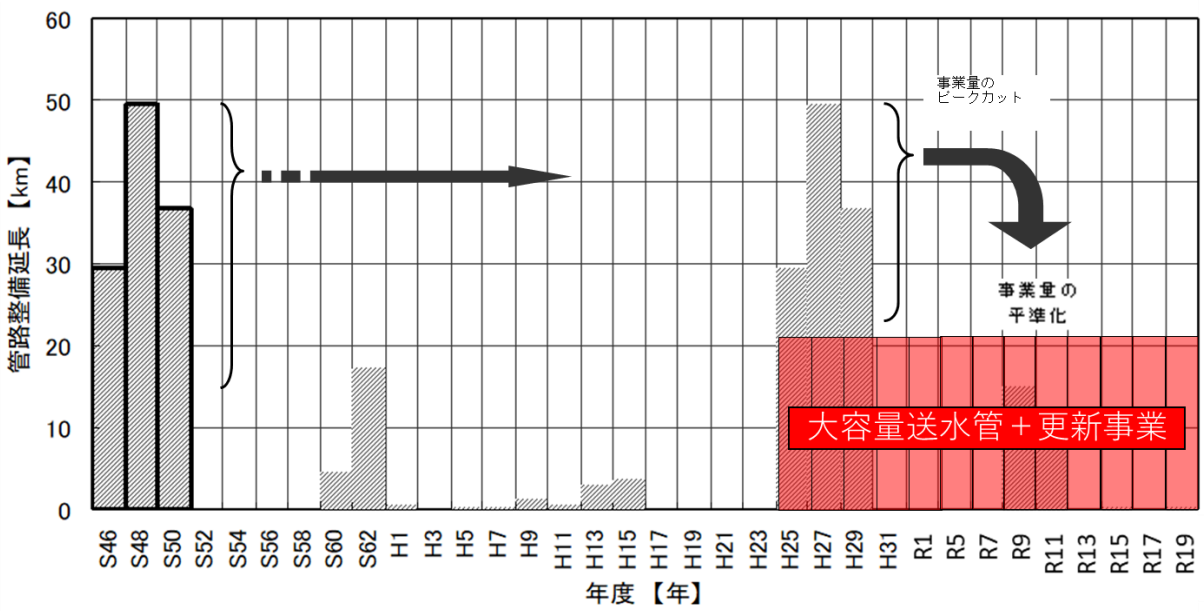

（注）長寿命化、更新事業は、大容量送水管整備事業の進捗状況等を踏まえて着手する。

⑦　下水道施設

１．下水道施設の現状

木曽川及び長良川流域の４市６町の汚水を処理する流域下水道施設の主要施設及び幹線管路は、平成３（1991）年の供用開始に向けて整備した。その後、関連市町の公共下水道の整備により汚水処理人口が増加し、その汚水流入量に対応できるように水処理施設を増設した（図表 7-1）。

＜処理面積＞　計画：16,643ha　実績：12,058ha（72%）

＜処理人口＞　計画：433,900 人　実績：432,429 人（99%）

＜日最大汚水処理量＞計画：222,640 ㎥/日　現処理能力：228,000 ㎥（100%）

＜施設＞　処理場：１箇所　幹線管路：77.6 ㎞　ポンプ場：４箇所

＜供用開始＞　平成３（1991）年　　※実績は令和５（2023）年度末

【図表 7-1】　下水道施設の主要施設（処理施設）（令和５（2023）年度末現在）

施設名称	施設数	建設年度
各務原浄化センター		
管理本館	1 棟	H1
流入ポンプ棟	1 棟	S63
送風機棟	1 棟	S62
水処理施設	25 池	
最初沈殿池＋生物反応槽＋最終沈殿池	4 池	S61
最初沈殿池＋生物反応槽＋最終沈殿池	4 池	H6
最初沈殿池＋生物反応槽＋最終沈殿池	4 池	H9
最初沈殿池＋生物反応槽＋最終沈殿池	4 池	H14
最初沈殿池＋生物反応槽＋最終沈殿池	3 池	H16
最初沈殿池＋生物反応槽＋最終沈殿池	3 池	H20
最初沈殿池＋生物反応槽＋最終沈殿池	1 池	H22
最初沈殿池＋生物反応槽＋最終沈殿池	2 池	H30
急速ろ過池	22 池	
急速ろ過池1-1	6 池	H2
急速ろ過池1-2	8 池	H9
急速ろ過池2-1	4 池	H18
急速ろ過池2-1	4 池	H21
放流ポンプ棟	1 棟	H10
雨水放流ポンプ棟	1 棟	H3
機械濃縮棟	1 棟	H10
汚泥棟	1 棟	H3
特別高圧受電棟	1 棟	H12
受配電棟	1 棟	H3
長森ポンプ場	1 棟	H2
岐南ポンプ場	1 棟	H5
川島ポンプ場	1 棟	H4
兼山ポンプ場	1 棟	H7

幹線管路の整備は、関連市町の公共下水道の供用開始に伴い平成９（1997）年度までに、放流管路の整備は、平成 16（2004）年度までに完成している（図表 7-2、7-3）。

【図表 7-2】　下水道施設の管路（令和５（2023）年度末現在）

幹線名称	管路延長	マンホール数	管径
幹線管路	77,640 ｍ	398	2.60～0.25 ｍ
木曽川幹線	30,450 ｍ	163	2.20～0.60 ｍ
長良川幹線	19,800 ｍ	79	2.60～0.60 ｍ
芥見幹線	4,750 ｍ	19	1.50～1.00 ｍ
岐阜幹線	1,250 ｍ	5	1.35 ｍ
飛騨川幹線	9,860 ｍ	39	1.35～0.45 ｍ
八百津幹線	8,230 ｍ	85	1.35～0.45 ｍ
川島幹線	3,300 ｍ	8	0.80～0.25 ｍ
放流管路	9,050 ｍ		1.50～0.40 ｍ

【図表 7-3】　下水道施設の管路年度別の整備延長

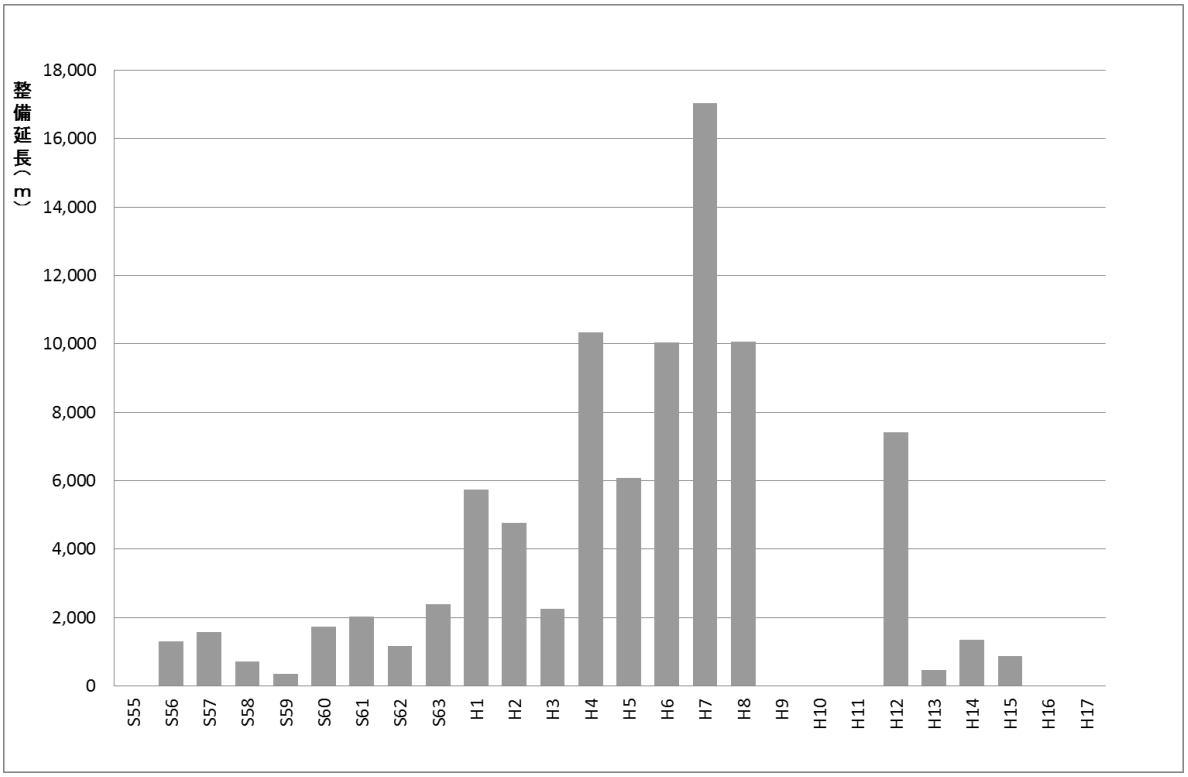

２．下水道施設の老朽化の状況と今後の見通し

下水道施設は、平成３（1991）年の供用開始から現在まで 33 年経過している施設から、建設直後の施設まで存在する。建設後 50 年以上経過した施設はないが、建設時期が集中しており、今後は同時期に老朽化することが想定される。

一般に、処理施設は土木・建築施設で 50 年、機械電気設備で 15 年が標準耐用

年数となっているが、建物部材の劣化や設備機器の老朽化等により故障の発生や維持管理及び維持保全に要する経費の増大が危惧される。今後、施設の安全性確保や機能維持のための維持保全及び再整備の増大が予想されるとともに、その時期が集中することが見込まれ、財政負担が大きくなる可能性がある。

３．下水道施設に係る取組み

厳しい財政状況を勘案して、施設の長寿命化、財政負担の最小化・平準化を図るため、平成 29（2017）年度に「岐阜県木曽川右岸流域下水道ストックマネジメント計画」を策定し、計画的で効率的な改築等に取り組んでいる。

⑧　交通安全施設

１．交通安全施設の現状

交通安全施設である信号機、道路標識、道路標示及び交通管制センターは、交通の安全と円滑を図る上で極めて高い効果を発揮するものであり、昭和 41（1966）年以降計画的に整備されている。

主な施設として、信号制御機については、令和５（2023）年度末で約 3,200 基、LED 式信号灯器については約 41,000 灯、信号柱については約 16,000 本、大型道路標識柱については約 3,600 本を管理している。

２．交通安全施設の老朽化の状況と今後の見通し

（1）信号制御機

令和５（2023）年度末現在、更新基準の 19 年を超過した信号制御機は、159 基（約５％）あるが、更新が追いついていない状況であり、さらに、平成 29（2017）年度、平成 30（2018）年度、令和２（2020）年度等に集中的に整備された信号制御機を更新する令和 17（2035）年度、令和 18（2036）年度、令和 20（2038）年度等においては、財政負担が大きくなるため、最小化・平準化等が課題となる。

また、更新が遅れた信号制御機は、機能不全や機器故障が発生し、故障した場合も部品の生産中止等により修理ができない問題が懸念される（図表 8-1）。

【図表 8-1】信号制御機の年代別整備状況（令和５（2023）年度末現在）

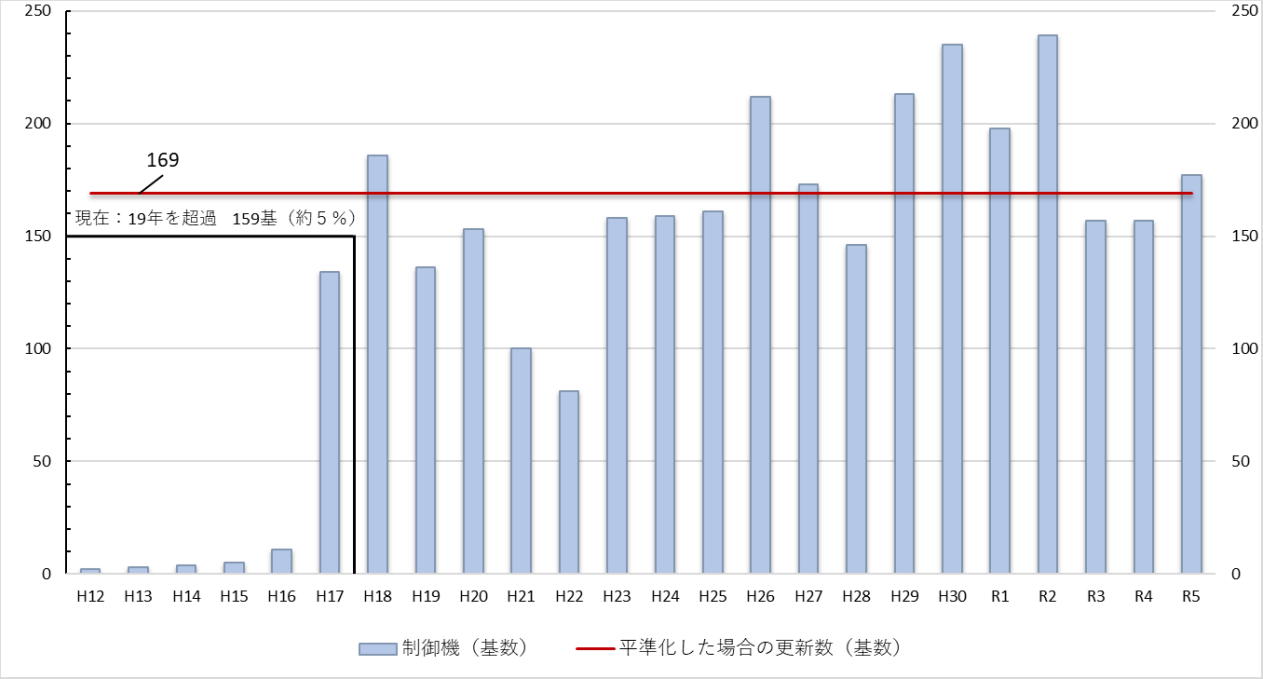

(2) LED 式信号灯器

令和５(2023)年度末現在、更新基準の 19 年を超過した LED 式信号灯器は、6,288 灯（約 15%）あるが、更新が追いついていない状況であり、さらに、平成 28（2016）年度、令和２（2020）年度、令和３（2021）年度等に集中的に整備された LED 式信号灯器を更新する令和 16（2034）年度、令和 20（2038）年度、令和 21（2039）年度等においては、財政負担が大きくなるため、最小化・平準化等が課題となる。

また、更新が遅れた LED 式信号灯器は、滅灯の発生や輝度低下により、信号機の誤認による交通事故を誘発するなどの問題が懸念される（図表 8-2）。

【図表 8-2】LED 式信号灯器の年代別整備状況（令和５（2023）年度末現在）

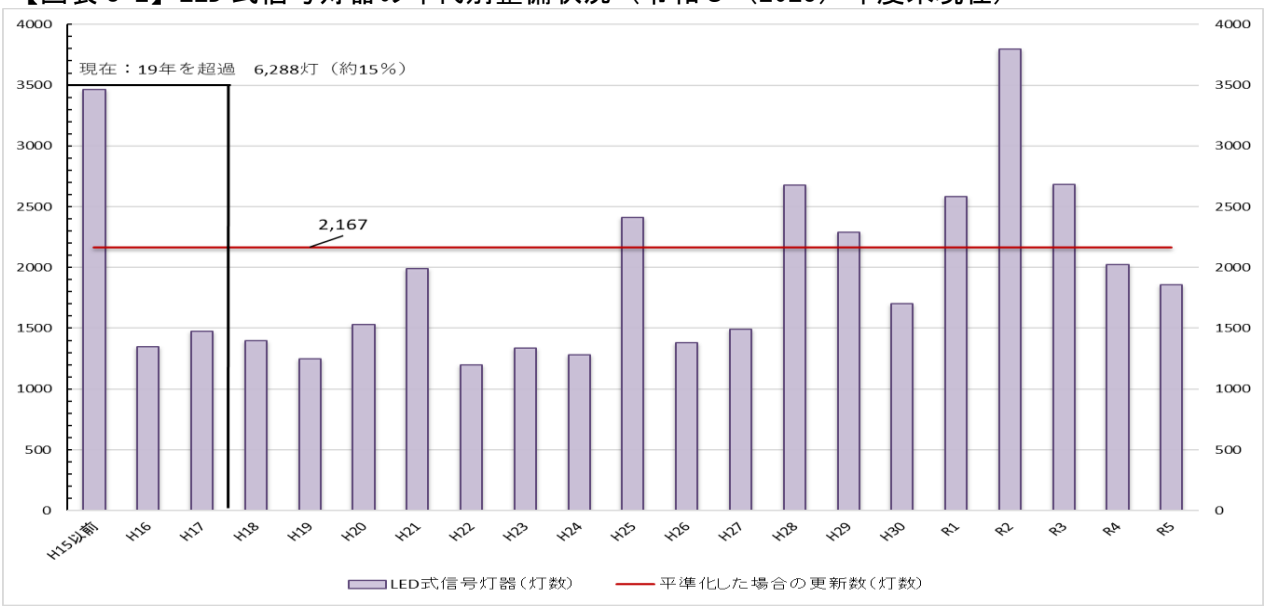

(3) 鋼管柱（信号柱、大型道路標識柱）

令和５(2023)年度末現在、更新基準の 50 年を超過した鋼管柱は、14 本（１％以下）であり、計画的な更新により維持管理できる範囲にあるが、今後、大量に整備した時期の鋼管柱が更新時期を迎える。特に、平成９（1997）年度、平成 14（2002）年度、平成 25（2013）年度等に集中的に整備された鋼管柱を更新する令和 28 年度（2046）、令和 33 年度（2051）、令和 44（2062）年度等においては、財政負担が大きくなるため、最小化・平準化等が課題となる。

また、更新が遅れた鋼管柱は、老朽化を原因とする倒壊などの問題が懸念される（図表 8-3）。

【図表 8-3】鋼管柱（信号柱、大型道路標識柱）の年代別整備状況（令和５（2023）年度末現在）

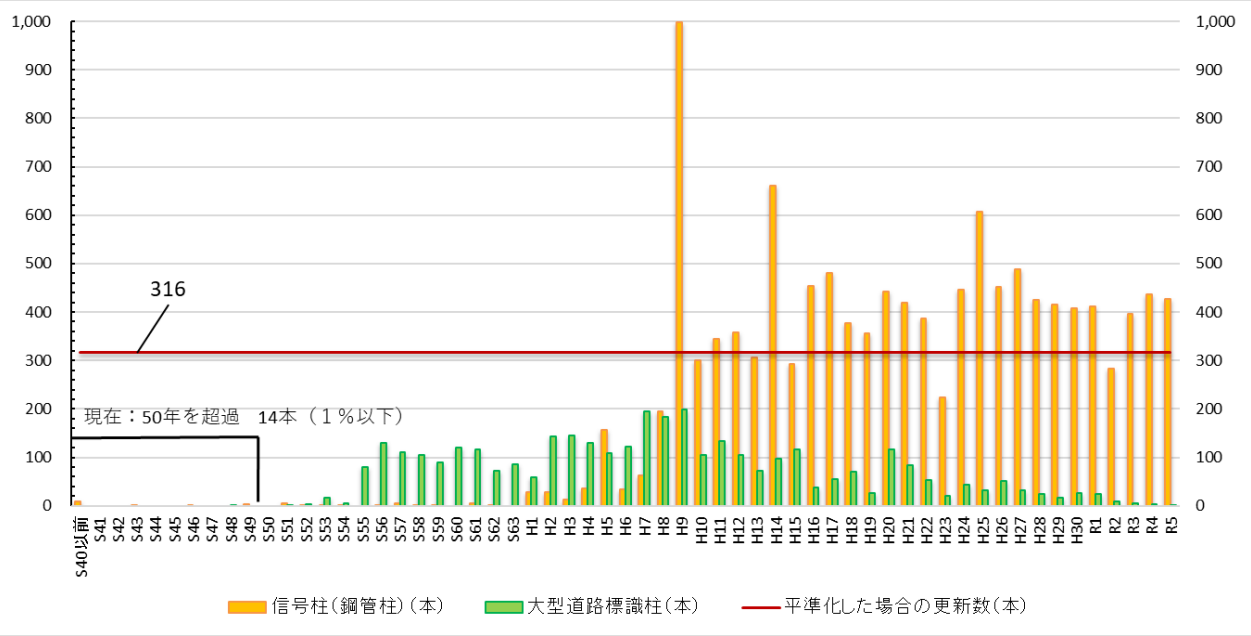

(4) コンクリート柱（信号柱）

令和５(2023)年度末現在、更新基準の 42 年を超過したコンクリート柱は、143 本（約４％）であり、計画的な更新により維持管理できる範囲にあるが、今後、大量に整備した時期のコンクリート柱が更新時期を迎える。特に、平成３（1991）年度、平成４（1992）年度、平成７（1995）年度等に集中的に整備されたコンクリート柱を更新する令和 14（2032）年度、令和 15（2033）年度、令和 18（2036）年度等において、財政負担が大きくなるため、最小化・平準化等が課題となる。

また、更新が遅れたコンクリート柱は、老朽化を原因とする倒壊等の問題が懸念される（図表 8-4）。

【図表 8-4】信号柱（コンクリート柱）の年代別整備状況（令和５（2023）年度末現在）

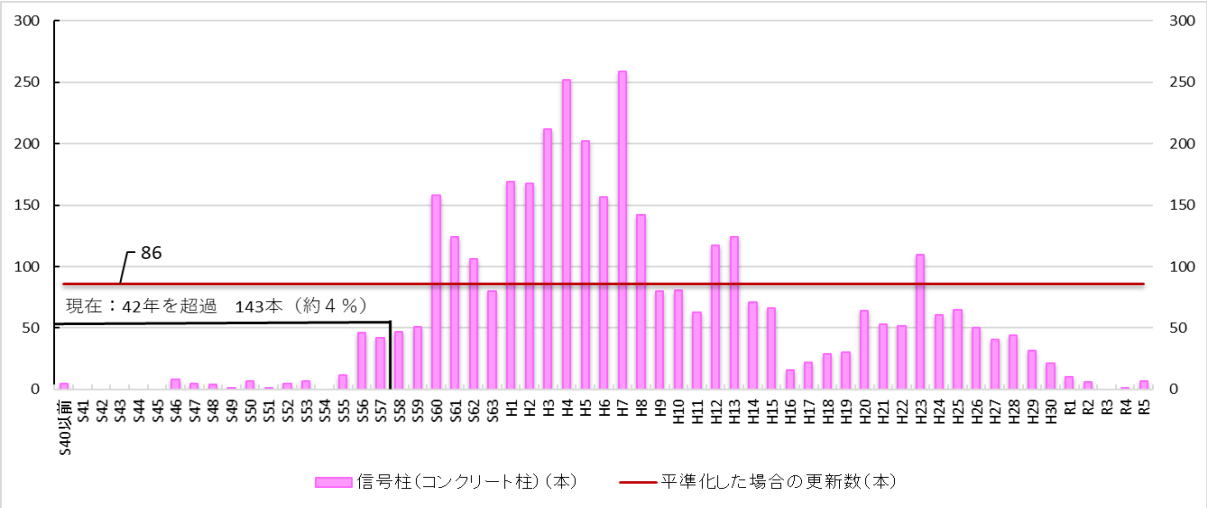

３．交通安全施設に係る取組み

今後、老朽化する交通安全施設の維持管理や更新等については、更新の時期が集中する時期に大きな財政負担となることが課題となる。

そのため、以下のとおり、財政負担の最小化・平準化に取り組んでいる。

(1)財政負担の最小化

信号灯器の LED 化、回線契約に当たっての一般競争入札導入、信号制御機や信号柱建替等各施設の更新を可能な限り同一時期に施工すること等により、経費の節減を図っている。

さらに、道路交通環境の変化や交通規制の見直し等により必要性の低下した信号機は廃止し、また、信号運用の見直しによる付加機能の廃止、信号柱の位置変更による統合及び大型道路標識柱の撤去によりストック数（現在数）のスリム化を行っている。

また、信号制御機及び信号灯器については工事と機器を別に発注し、年間使用分を一括で契約することによるスケールメリットを活かすなど、財政負担の最小化に向け取り組んでいる。

(2)財政負担の平準化

更新基準を迎えた、又は点検等で不良と判定された交通安全施設の現状を把握・分析し、さらに、残存価値を考慮し、同一場所で施設の更新時期を同一にするよう計画を立て、優先順位の高いものから更新等を行い、財政負担の平準化を行っている。

（２）有形固定資産減価償却率の推移

「有形固定資産減価償却率」は、貸借対照表に掲載される「有形固定資産」のうち、非償却資産である土地や立木竹、建設仮勘定などを除いた「償却資産」の取得価額に対する減価償却累計額の割合である。

施設の更新等により改善されることがあるが、経年に伴う減価償却が進行している（図表 9-1）。

なお、有形固定資産減価償却率は、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを表すものではあるが、当該割合の高低が、建替えの必要性や安全性の有無を直接意味するものではないことには留意が必要である。

【図表 9-1】有形固定資産減価償却率の推移

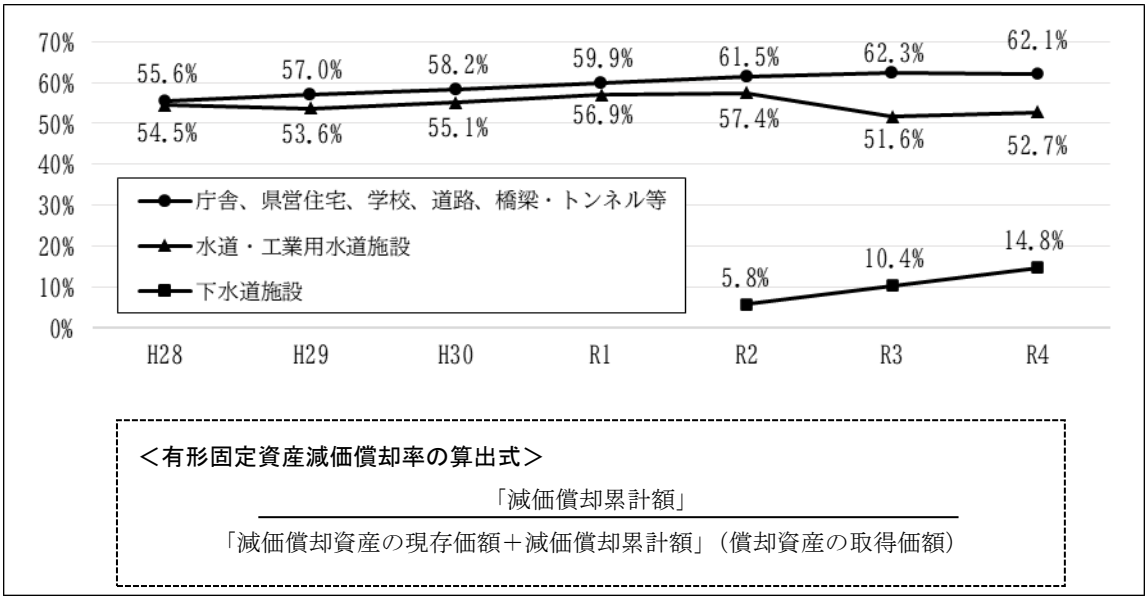

※　各年度の有形固定資産減価償却率は、統一的な基準による財務書類に関する情報（総務省 HP）、岐阜県流域下水道事業会計財務諸表、岐阜県水道事業会計財務諸表、岐阜県工業用水道事業会計財務諸表から算出。

※　下水道施設は、令和２年度から地方公営企業会計の適用に伴い財務書類を作成したため、令和元年度以前は掲載していない。

（３）総人口や年代別人口についての今後の見通し

国勢調査による本県人口は、平成 17（2005）年調査にて初の減少に転じ、直近の令和２（2020）年調査では 197.8 万人（全国 17 位）、平成 27（2015）年の前回調査以降 5 年間で約 5.3 万人の減少となり、人口減少のまっただ中にある。

令和 32（2050）年には、136.6 万人（令和２（2020）年の 197.8 万人から 61 万人の大幅減）となる見込みであり、総人口の規模としては、昭和 20 年代と同等に当たる。ただし、人口構造は大きく変化し、当時 30%強を占めていた子どもの数が 10%と減り続ける一方、わずか約６%足らずにすぎなかった 65 歳以上の高齢者は大幅に増加し、40%超に及ぶ超高齢化社会になると予想される。また、15～64 歳の働く世代である生産年齢人口も、大きく減少する見通しとなっている。（図表 10-1、10-2）。

これら人口構造の変化を実数で見ると、令和２（2020）年から令和 32（2050）年にかけて、０～14 歳人口は 24.2 万人から約 40%減の 13.5 万人に、15～64 歳の生産年齢人口も 113.3 万人から約 40%減の 66.8 万人に減少すると見込まれる。一方、65 歳以上の高齢者は 60.2 万人から 56.2 万人とやや減少するものの、高止まりの傾向が予想されている。

とりわけ生産年齢人口の本格的減少は、本県にとってはじめての経験であり、現役世代層に支えられてきた経済・社会のシステムに大きな変革を迫るものになると考えられる。

【図表 10-1】岐阜県の人口の推移と将来の見通し

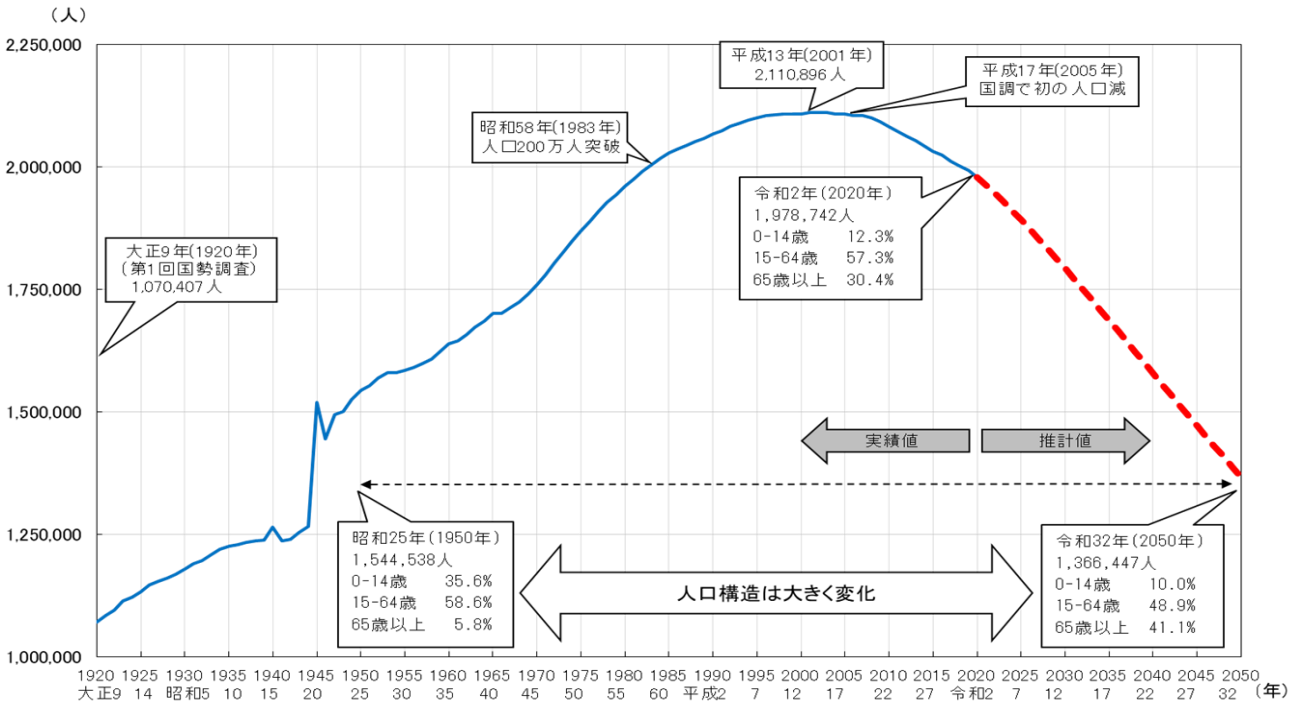

出典：国勢調査、岐阜県政策研究会人口動向研究部会（2022 年 3 月）

【図表 10-2】年齢３区分別の人口の推移（1950 年～2050 年）

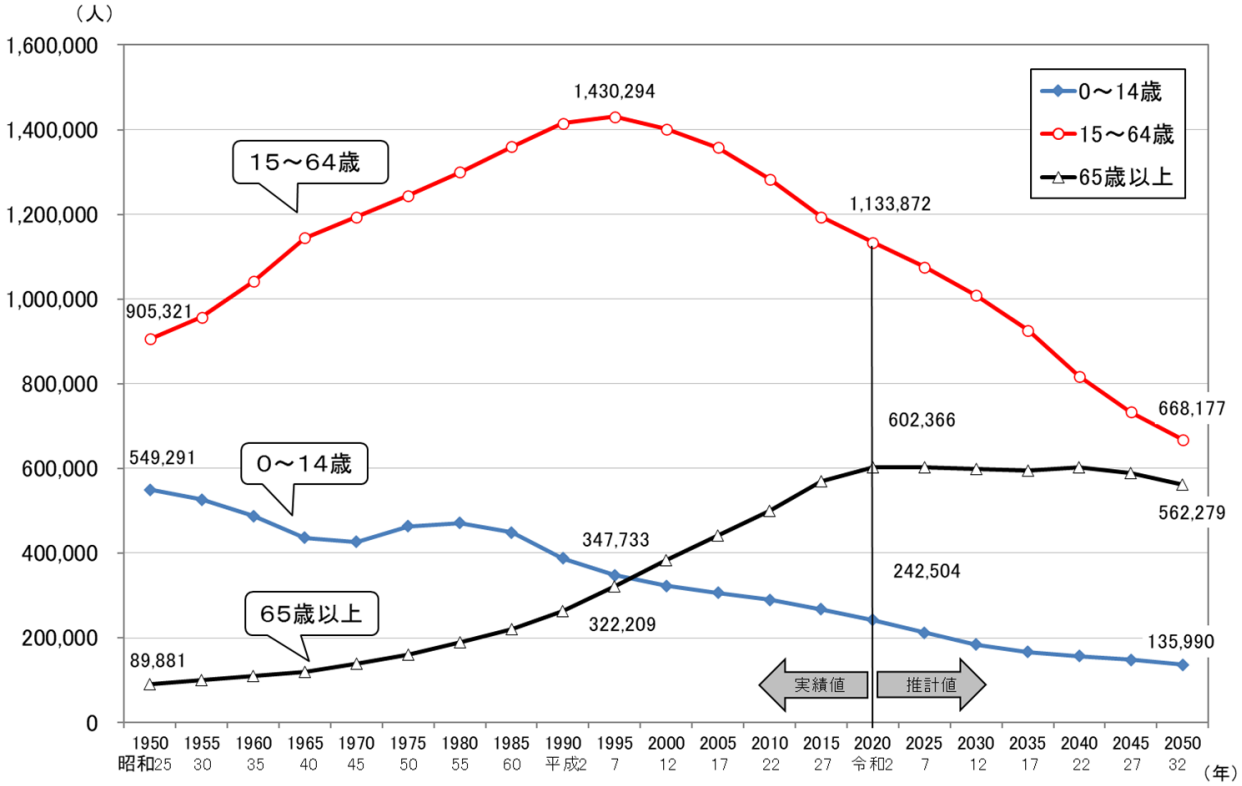

出典：国勢調査、岐阜県政策研究会人口動向研究部会（2022 年 3 月）

注：2020 年（令和 2 年）の年齢３区分人口は、年齢不詳をあん分した不詳補完値による。

人口減少は、公共施設等の利用需要に大きな影響を及ぼす要因となる。高度経済成長や団塊ジュニア世代の誕生による人口の急増等を背景に利用需要が高まり、急速に建設が進められたが、今後、総人口のさらなる減少や人口構造の変化に伴い利用需要も変化していくことが予想される中、それらを踏まえて、時代に即した公共施設等の規模や種類等を的確に把握・確保することが求められる。

例えば、県内各地に多数設置されており、県民一人一人が利用するような種類の公共施設等は、総人口の減少に伴い必要な数や規模も縮減する可能性が高い。一方、県内あるいは圏域唯一の公共施設等については、人口減少には比較的左右されにくいと考えられるものの、利用者数の減少により、延面積の削減等、再整備の際の規模縮小が現実的な場合もあり、最も効率的・効果的に県民サービスを提供できるよう、長期的・総合的な観点から公共施設等の適正配置に向けた取組みを実施する必要がある。

（４）公共施設等の維持管理・維持保全・再整備等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

①　中長期的な経費の見込み

１．建物

［1］ 庁舎、学校、その他の建物

建物に係る経費は、維持管理に要する経費、維持保全に要する経費、再整備に要する経費の３つに分け､経費ごとに以下の条件を設定して推計する(図表 11-1)。いずれも、延面積 500 ㎡以上の建物（再整備が進行中の建物、休廃止・解体を計画している建物、倉庫、車庫及びこれに類する簡易な構造の建物は除く）を対象とする（図表 11-2、11-3、11-4、11-5)。

なお、都市公園（岐阜メモリアルセンター以外)、県営住宅及び職員宿舎は、会計や財源等の特殊性に鑑み、別項にて推計する。

【図表 11-1】建物に係る経費の分類

(1)維持管理に要する経費	○光熱水費（電気、ガス、上下水道等の料金） ○委託料（庁舎管理、清掃、各種設備点検等の業務委託料及び指定管理者制度導入施設における指定管理料） ○維持補修費（日常的な修繕等）　等
(2)維持保全に要する経費	○安全性確保や機能維持のための工事（建物完成時の機能、性能の維持をしようとするもの） ◇事後保全 建物や付随する設備に不具合・故障が生じた後に、修繕あるいは交換し、機能、性能を維持するもの ◇予防保全 建物や付随する設備に不具合・故障が生じる以前に、修繕あるいは交換し、機能、性能を維持するもの
(3)再整備に要する経費	○機能向上を伴う大規模な改修工事（時代に応じて変化する建物ニーズに対応するため、改修、模様替え等を行い、機能、性能を向上させるもの） ○建替え（改築）

※都市公園（岐阜メモリアルセンター以外）、県営住宅、職員宿舎及びインフラ施設においても本分類に準じているが、各公共施設等の性質や既存の計画等における積算方法の相違により、複数の分類をまとめている場合、一部の分類に該当する経費がない場合等がある。

【図表 11-2】建物に係る経費　所管部別・施設の種類別対象建物数及び施設数

施設の種類 / 所管部	庁舎・事務所	試験研究機関	警察施設	高等学校・特別支援学校	教育・文化・体育施設	福祉施設	その他の県有施設	地方独立行政法人所有施設	合計
総務部	42棟 (12施設)				1棟 (1施設)				43棟 (13施設)
清流の国推進部					19棟 (8施設)				19棟 (8施設)
危機管理部					8棟 (3施設)		1棟 (1施設)		9棟 (4施設)
環境生活部					22棟 (9施設)				22棟 (9施設)
健康福祉部	6棟 (6施設)	1棟 (1施設)			6棟 (3施設)	21棟 (16施設)	3棟 (3施設)	22棟 (4施設)	59棟 (33施設)
商工労働部	1棟 (1施設)	11棟 (4施設)			26棟 (13施設)		1棟 (1施設)		39棟 (19施設)
観光国際部					2棟 (1施設)				2棟 (1施設)
農政部	3棟 (2施設)	17棟 (7施設)			22棟 (5施設)		6棟 (2施設)		48棟 (16施設)
林政部		1棟 (1施設)			8棟 (2施設)				9棟 (3施設)
県土整備部	1棟 (1施設)								1棟 (1施設)
知事部局計	53棟 (22施設)	30棟 (13施設)	0棟 (0施設)	0棟 (0施設)	114棟 (45施設)	21棟 (16施設)	11棟 (7施設)	22棟 (4施設)	251棟 (107施設)
教育委員会				454棟 (84施設)	3棟 (1施設)				457棟 (85施設)
警察本部			52棟 (35施設)						52棟 (35施設)
合計	53棟 (22施設)	30棟 (13施設)	52棟 (35施設)	454棟 (84施設)	117棟 (46施設)	21棟 (16施設)	11棟 (7施設)	22棟 (4施設)	760棟 (227施設)

(1) 維持管理に要する経費

令和４（2022）・５（2023）年度の平均とする（図表 11-3）。

【図表 11-3】維持管理に要する経費　推計額（令和 4（2022）・5（2023）年度の平均）

（単位：百万円）

施設の種類 / 経費の内容	庁舎・事務所	試験研究機関	警察施設	高等学校・特別支援学校	教育・文化・体育施設	福祉施設	その他の県有施設	地方独立行政法人所有施設	合　計
光熱水費	381	193	322	1,001	333	43	5	7	2,285
委託料	1,047	136	258	207	2,837	476	6	22	4,988
維持補修費	119	77	29	467	155	63	193	4	1,107
その他	131	31	39	204	179	5	3	0	593
合　計	1,676	437	648	1,879	3,504	587	207	34	8,974

※その他に含まれるもの

消耗品費（施設管理用品代等）、燃料費（施設管理用燃料代等）、印刷製本費（施設紹介パンフレットの作成費等）、役務費（施設の電話料金等）、負担金（施設管理に係る研修受講料や関連団体会費等）他

※維持管理に要する人件費は含まない。

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

(2) 維持保全に要する経費

建物の使用年数を建築後 50 年間とし、維持保全を建築後 40 年目の年度に一括実施した場合と、予防保全の考え方を取り入れ、部位ごとの改修サイクル（法定耐用年数や過去の改修実績から、何年に一度改修予定とするかを設定したもの）に基づき、新設や直近の改修からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて周期的に行うことにより、建物の使用年数を、建築後 65 年間とした場合の比較を行う（図表 11-4)。

建物の使用年数を 65 年間に延長した場合、維持保全に要する経費は総額約 889 億円増加、１年あたりの平均は約 30 億円増加すると見込まれる。

【図表 11-4】維持保全に要する経費　推計額

＜建物使用年数：50 年＞

単位：百万円

区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
庁舎	85	0	0	0	0	22	0	0	11	49	0	0	20
高等学校・特別支援学校	1,343	1,325	1,442	1,158	1,092	755	42	799	1,282	1,310	1,313	1,463	1,807
警察施設	208	182	40	0	180	0	0	0	0	265	186	1,543	50
その他	345	931	6,770	49	1,016	5,597	0	1,251	16,963	14,677	14,106	129	537
合計	1,981	2,438	8,252	1,207	2,288	6,374	42	2,050	18,256	16,301	15,605	3,135	2,414
区分	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32
庁舎	0	323	0	18	0	36	556	0	0	0	0	0	18
高等学校・特別支援学校	3,701	1,270	2,584	3,973	5,550	2,798	2,407	2,058	2,457	2,214	2,651	7	1,693
警察施設	287	97	356	0	0	118	0	6,783	0	0	0	0	695
その他	6,193	3,882	10,656	4,492	5,678	729	1,029	2,107	2,331	0	0	0	0
合計	10,181	5,572	13,596	8,483	11,228	3,681	3,992	10,948	4,788	2,214	2,651	7	2,406
区分	R33	R34	R35	R36	合計	平均/年							
庁舎	0	0	0	0	1,138	38							
高等学校・特別支援学校	975	520	0	84	50,073	1,669							
警察施設	0	0	0	0	10,990	366							
その他	49	0	15	104	99,636	3,321							
合計	1,024	520	15	188	161,837	5,395							

＜建物使用年数：65 年＞

単位：百万円

区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
庁舎	1,664	1,965	997	323	258	351	158	3,870	332	368	560	207	2,784
高等学校・特別支援学校	5,421	7,244	7,670	7,260	6,373	7,439	6,126	4,563	6,259	4,686	561	586	165
警察施設	742	1,216	1,123	739	880	549	271	162	248	174	316	1,042	334
その他	14,021	15,349	7,876	5,645	5,078	4,681	2,523	2,894	3,849	1,748	3,187	2,202	3,213
合計	21,848	25,774	17,666	13,967	12,589	13,020	9,078	11,489	10,688	6,976	4,624	4,037	6,496
区分	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32
庁舎	1,803	7	685	331	7,977	223	24	105	567	1,145	1,217	46	36
高等学校・特別支援学校	208	2,036	734	1,430	2,880	1,685	885	828	1,040	1,997	1,615	1,129	2,519
警察施設	227	407	308	957	199	375	377	67	761	127	621	47	174
その他	3,445	2,404	4,431	3,008	4,512	1,832	2,339	2,125	2,410	2,164	1,976	821	3,004
合計	5,683	4,854	6,158	5,726	15,568	4,115	3,625	3,125	4,778	5,433	5,429	2,043	5,733
区分	R33	R34	R35	R36	合計	平均/年							
庁舎	958	12,053	155	474	41,643	1,388							
高等学校・特別支援学校	936	1,190	1,615	845	87,925	2,931							
警察施設	109	164	163	182	13,061	435							
その他	439	636	127	139	108,078	3,603							
合計	2,442	14,043	2,060	1,640	250,707	8,357							

※「庁舎」は図表 11-2 の庁舎・事務所及び試験研究機関であり、「その他」は図表 11-2 の教育・文化・体育施設、福祉施設、公園、その他の行政財産及び普通財産である。
※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

(3) 再整備に要する経費

上記（2）と同様に、建物の使用年数を建築後 50 年間とし、その後再整備を実施した場合と、予防保全の考え方を取り入れ、建物の使用年数を建築後 65 年間に延長した後に再整備を実施した場合の比較を行う。

再整備の時期については、建築後 50 年目若しくは 65 年目の年度から、３年間（各年度 1/3 ずつ）にわたり、現在と同じ延面積で再整備を実施すると仮定する。㎡当たりの単価は、既に経費の試算に取組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に設定している（図表 11-5）。

建物の使用年数を 65 年間に延長した場合、再整備に要する経費は総額 1,228 億円減少、１年あたりの平均は 41 億円減額すると見込まれる。

【図表 11-5】建物の再整備に要する経費の推計

＜建物使用年数：50 年＞

単位：億円

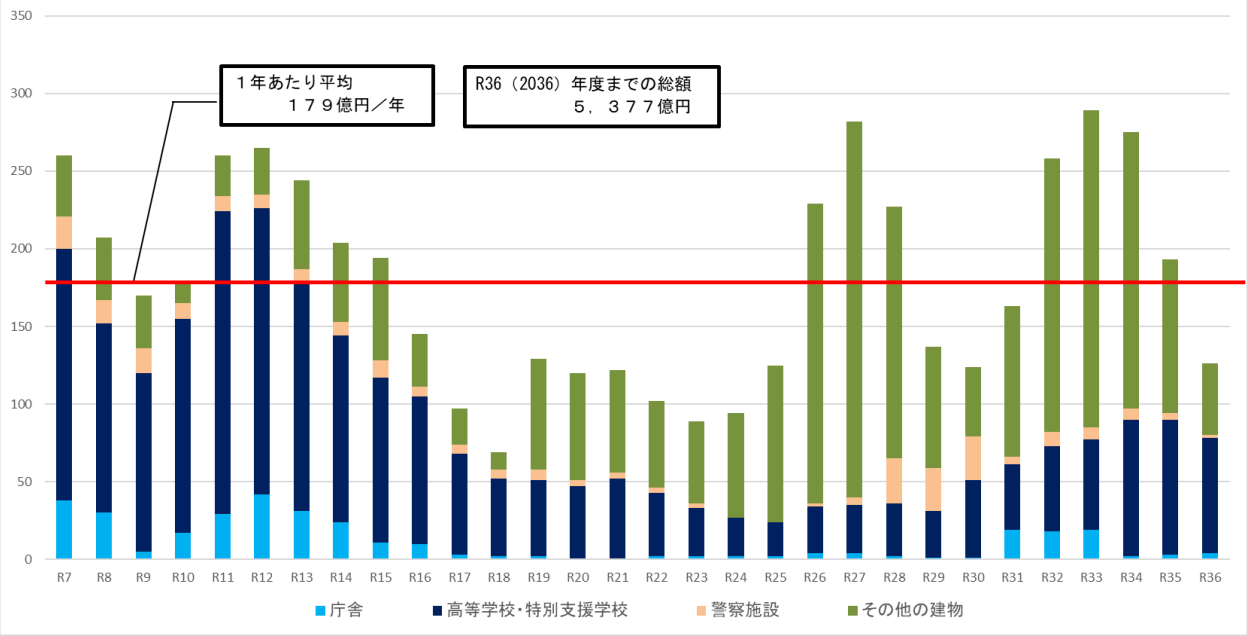

＜建物使用年数：65 年＞

単位：億円

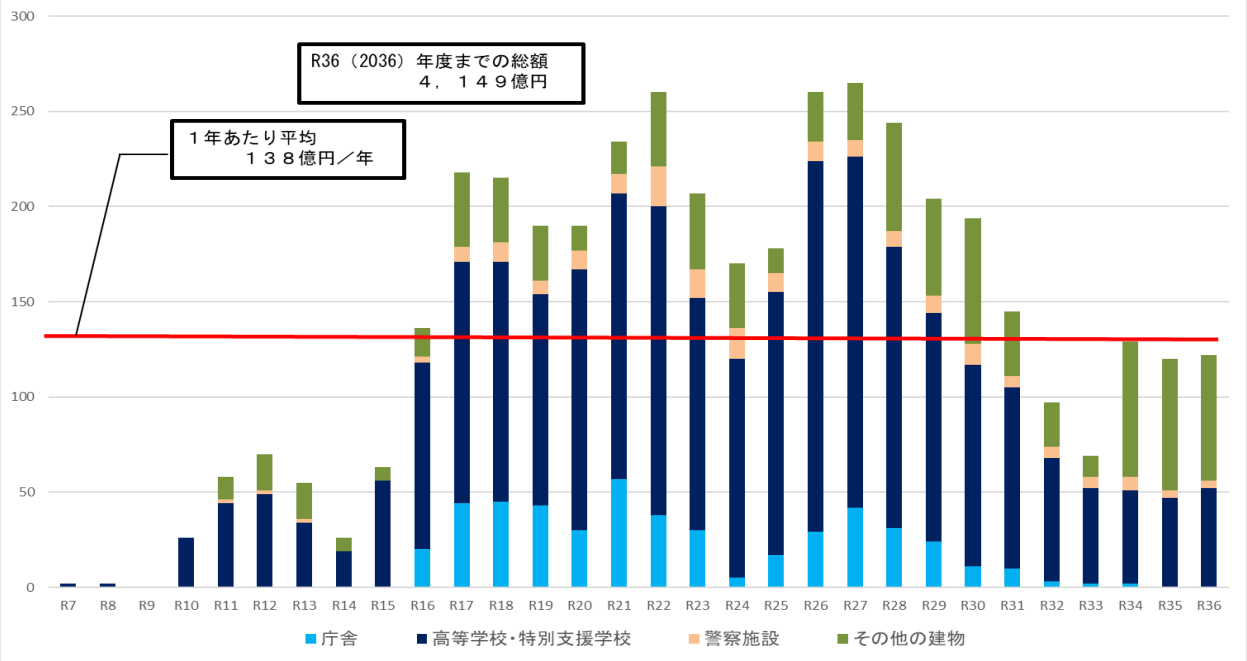

[2]　都市公園（岐阜メモリアルセンターは「[1]　庁舎、学校、その他の建物」に含む。）

(1) 維持管理に要する経費

都市公園の維持管理費としては、指定管理者への指定管理料がある。今後とも、令和６（2024）年度当初予算額と同程度の額（675 百万円）が必要である。

(2) 維持保全に要する経費

令和３（2021）～５（2023）年度に策定した「公園施設長寿命化計画」において、令和 16（2034）年度までの経費の見込みを公園別に試算している（図表 12-1）。

【図表 12-1】「公園施設長寿命化計画」の年次経費　　（単位：百万円）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
養老公園	9	9	8	9	9	9	9	9	9	9	88
ぎふワールド・ローズガーデン	89	93	80	89	88	89	92	82	70	81	853
ぎふ清流里山公園	10	8	10	12	13	11	10	42	8	14	137
岐阜県百年公園	66	51	45	20	8	52	33	39	39	39	392
各務原公園	129	128	132	128	126	130	127	129	129	129	1,287
世界淡水魚園	111	81	101	101	59	58	61	62	62	63	756
計	414	369	375	358	303	349	332	362	316	335	3,514

(3) 再整備に要する経費

都市公園のすべての建物を対象に、前記の「[1]　庁舎、学校、その他の建物」と同様の前提で再整備を実施すると仮定する（図表 12-2）。

使用年数を 65 年間に延長した場合、再整備に要する経費は今後 30 年間で総額約 146 億円減少、１年あたりの平均は約５億円減額すると見込まれる。

【図表 12-2】都市公園の建物の再整備に要する経費の推計

＜使用年数：50 年＞

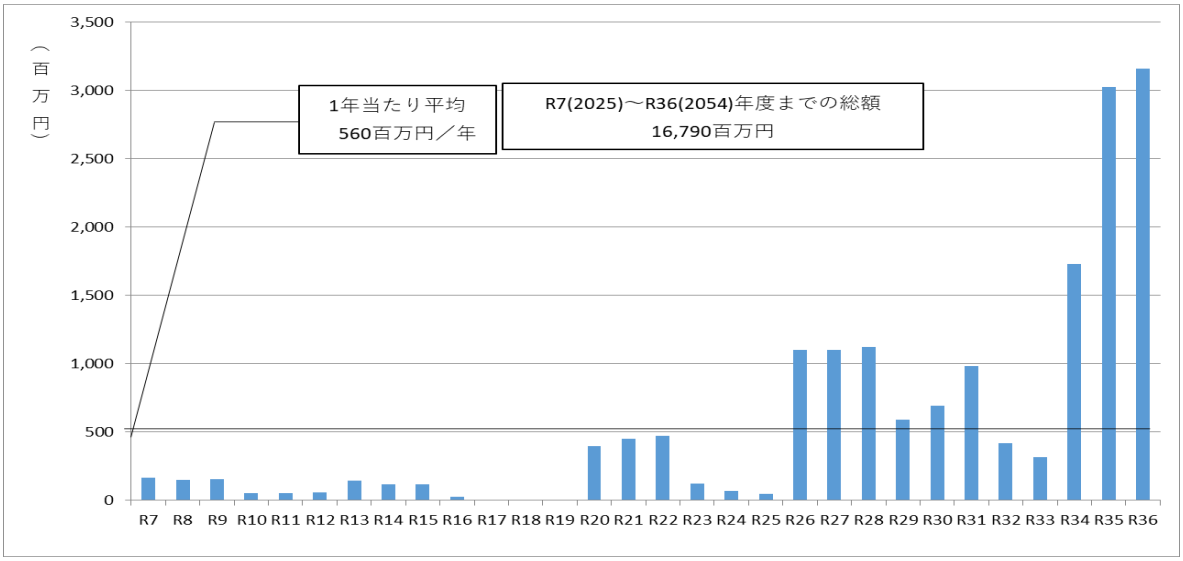

＜使用年数：65 年＞

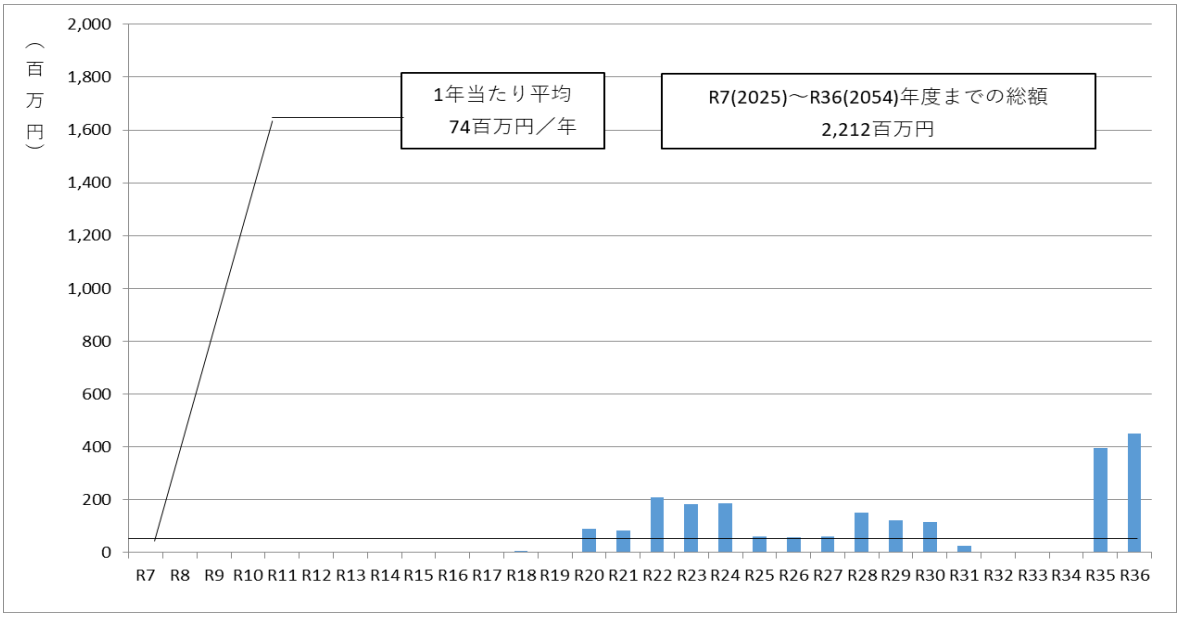

［3］ 県営住宅

(1) 維持管理に要する経費

委託料、維持修繕費等について、今後とも、令和４（2022）・５（2023）年度の平均と同程度の額（237 百万円）が必要である。

(2) 維持保全に要する経費

令和２（2020）年度に策定した「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、令和 12（2030）年度までの経費の見込みを試算している（図表 13-1）。

【図表 13-1】「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」における維持保全に要する経費の推計（10 年間）

（単位：百万円）

	前期５カ年計画					合計
	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	
事業費	431	476	465	679	440	2,491
	後期５カ年計画					合計
	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11	Ｒ12	
事業費	520	449	453	489	557	2,468

(3) 再整備に要する経費

他の施設との複合施設等の住宅を除き、建築後 70 年及び 85 年を経過した年度に、現在の戸数を維持した上で再整備を実施すると仮定して比較する。更新単価については、国の補助金額の算定の基準となる標準建設費をもとに、構造及び地域を考慮して、尾崎住宅及び北方住宅を 28,224 千円／戸、赤保木住宅を 27,756 千円／戸、その他の住宅を 27,168 千円／戸と設定する（図表 13-2）。

建築後 85 年を経過した年度に再整備を実施するとした場合、建替え期間延長に伴い、毎年の整備費用は低下する。

【図表 13-2】県営住宅の再整備に要する経費の推計

＜使用年数：70 年＞

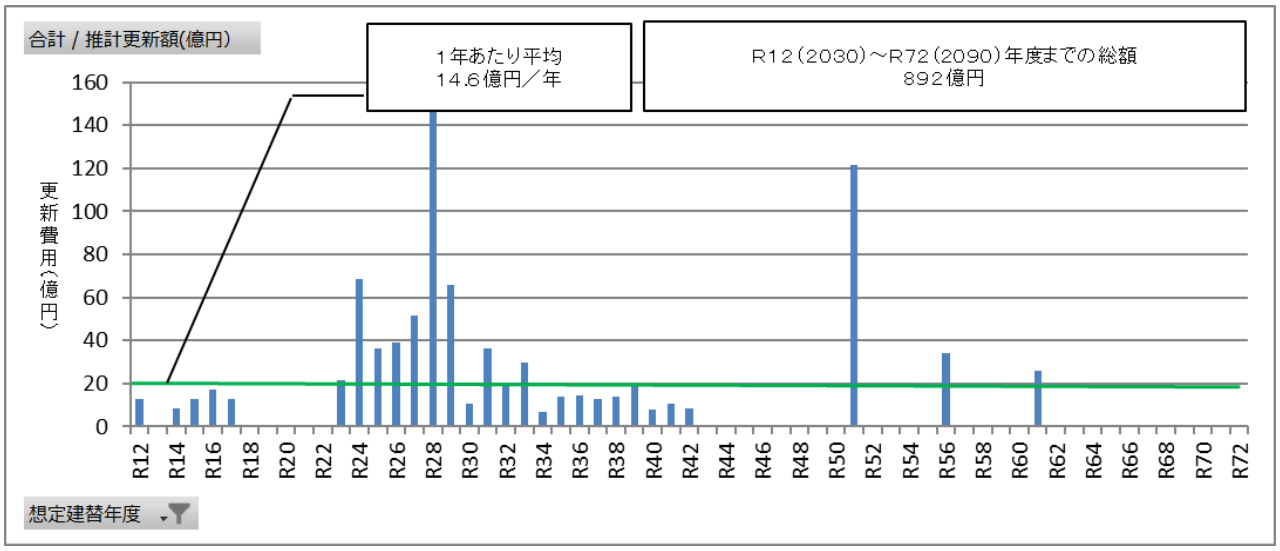

＜使用年数：85 年＞

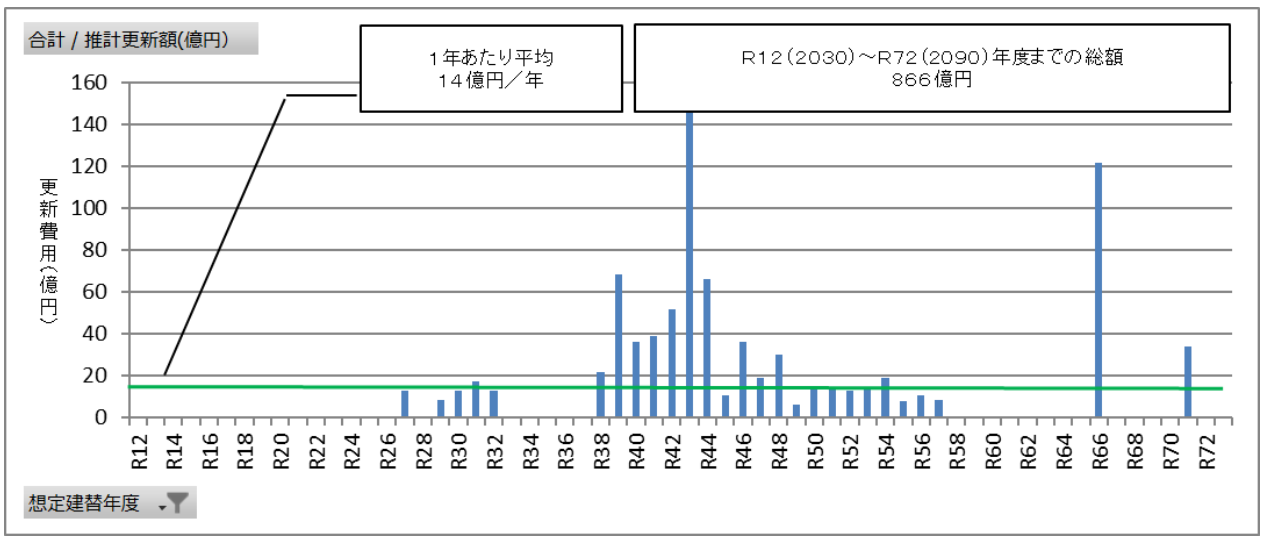

［4］ 職員宿舎

(1) 維持管理に要する経費

職員宿舎の維持管理費には、通常の維持修繕費、委託料（建築基準法第 12 条の点検、消防設備点検等の各種設備点検)、土地借上料などが含まれる。いずれも入居者からの貸付料収入を財源としており、今後、宿舎の休廃止等により維持管理費の縮減を図るが、ここでは、１年あたり令和６(2024)年度当初予算額と同程度の額（114 百万円）を想定する。

(2) 維持保全に要する経費

維持保全費には、必要な戸数を将来に渡り確保するための大規模改修（外壁改修、屋上防水、給排水設備更新等)、下水道設備更新費、リフォーム費がある。いずれも入居者からの貸付料収入を財源としており、今後、宿舎の休廃止等により維持保全費の縮減を図る。

(3) 再整備に要する経費

職員宿舎の建設費は長期間で平準化して償還することにより負担しているが、再整備については、建設年度、職員の配置、庁舎・施設等の設置状況などを踏まえて総合的に判断しなければならないため、建替の実施の有無、実施時期、実施方法等を建物ごとに設定することは困難である。このため、現在の建設費の償還を今後も継続的に必要な建替費（再整備費）として想定する。

以上より、令和７（2025）～36（2054）年度までの、建物に係る経費の見込みの総額は、以下のとおりとなる。

○　建物に係る経費の見込み　合計

＜建物使用年数：50 年＞　※県営住宅は 70 年

（単位:億円）

区　分	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
庁舎、学校、その他	370	321	342	279	373	419	335	314
都市公園	13	12	12	11	10	11	11	12
県営住宅	7	8	7	7	7	21	8	16
職員宿舎	2	2	3	3	2	2	2	2
合　計	392	343	363	300	393	453	356	343

区　分	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	合計	平均/年
庁舎、学校、その他	465	397	343	190	244	312	4,703	336
都市公園	11	10	10	10	10	14	158	11
県営住宅	20	24	19	7	6	8	164	12
職員宿舎	2	1	2	1	1	1	28	2
合　計	498	433	374	208	261	335	5,053	361

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

＜建物使用年数：65 年＞　※県営住宅は 85 年

（単位:億円）

区　分	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
庁舎、学校、その他	311	350	266	255	274	290	236	230
都市公園	11	10	11	10	10	10	10	10
県営住宅	7	8	7	7	7	8	8	7
職員宿舎	2	2	3	3	2	2	3	2
合　計	331	370	287	275	293	310	257	249

区　分	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	合計	平均/年
庁舎、学校、その他	260	296	353	344	344	336	4,145	296
都市公園	10	10	10	10	10	11	143	10
県営住宅	7	7	6	7	6	8	100	7
職員宿舎	2	2	2	1	2	1	29	2
合　計	279	315	371	362	362	356	4,417	316

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

平成 27（2015）年度～令和５（2023）年度の建物に要する経費は、使用年数 65 年を目標に長寿命化対策を行った場合の実績と、使用年数 50 年で長寿命化対策を行わない場合の見込みを比較し、約 28%の削減効果があった。

一方、令和６（2024）年度～令和 20（2038）年度の建物に要する経費は、使用年数 65 年を目標に長寿命化対策を行う場合と、使用年数 50 年で長寿命化対策を行わない場合の見込みを比較すると、約 15%の削減効果しかみられず、このままでは経費削減効果は大きく減少する見通しである（図表 14-1）。

【図表 14-1】予防保全の考え方を取り入れた維持保全により見込まれる経費縮減効果

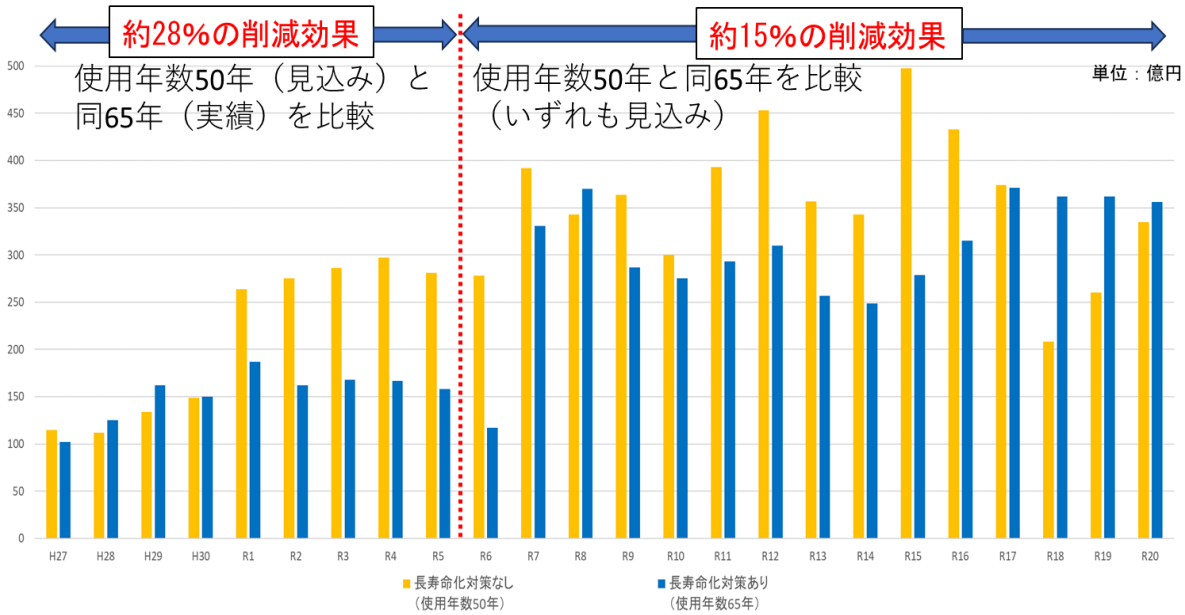

2．道路施設

道路施設の機能を維持していくためには、パトロール費や道路照明灯光熱費、道路施設の点検費、補修費、橋梁耐震対策費、除雪事業費や、落石や土砂崩れ対策などの防災対策費、通学路の交通安全確保などの交通安全対策費等が必要である。

これらの道路施設の維持修繕に係る予算は、近年、280 億円程度で推移してきた（図表 15-1）が、今後は、道路施設の老朽化や、新たな整備に伴う管理施設の増加などにより、ますます増大することが見込まれる。さらに、道路法等の改正に伴い、平成 26（2014）年度より道路施設の点検等が義務化され、必要な予算はさらに増加すると見込まれる（図表 15-2）。

【図表 15-1】道路施設の維持修繕に係る予算の推移

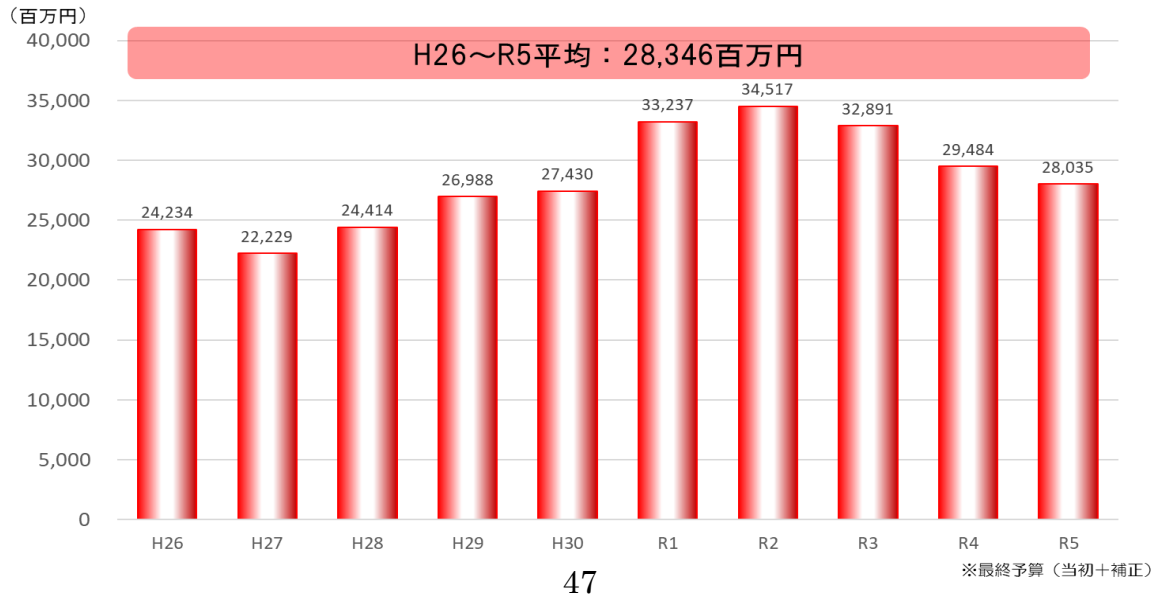

【図表 15-2】道路施設の維持修繕に要する経費　推計額

（単位：億円　/　上段：事業費ベース、下段：県費（一般財源に県債を加えたもの）ベース）

区分	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)		
道路施設	286	289	292	295	298	301	304	307	310	313		
	125	127	128	129	131	132	133	135	136	137		
	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)		
	316	319	322	325	329	332	335	339	342	345		
	139	140	141	143	144	146	147	149	150	152		
	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)	R30 (2048)	R31 (2049)	R32 (2050)	R33 (2051)	R34 (2052)	R35 (2053)	R36 (2054)	合計	平均/年
	349	352	356	359	363	367	370	374	378	382	9,946	383
	153	155	156	158	159	161	163	164	166	167	4,365	168

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。
※過去の伸び率を勘案し、毎年 1%程度の増加を見込む。

３．河川（河川構造物）

(1)維持管理に要する経費

河川構造物の維持管理費には、委託料（各施設の運転操作及び保守点検等)、水門開閉のための電気料金、排水機場の燃料費、樋門・水門操作員の雇用費等が含まれる。

令和５（2023）年度の維持管理費に要する経費は、約 1.3 億円で将来も同程度の経費が見込まれる。

(2)維持保全に要する経費

河川構造物の機能を維持していくためには、維持管理費の他に、維持保全に要する経費として、施設の補修・更新、耐震化、点検・診断費等が必要である。

河川構造物の維持保全に要する経費について、「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づき、本県が管理するすべての河川構造物 652 施設を対象に、60 年間の経費を算出した。

同計画に基づく予防保全の考え方を取り入れた維持保全を行うとともに、中長期的な視野に立って、各施設に優先度を付して経費の平準化をすることにより、総額で約 511 億円と見込まれる（図表 16-1)。

【図表 16-1】「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」で見込まれる効果（60 年間）

従来の対症療法型の維持管理を行う場合（水門・樋門・排水機場等）

維持管理のコストの見通し　：　約 480 億円／60 年間

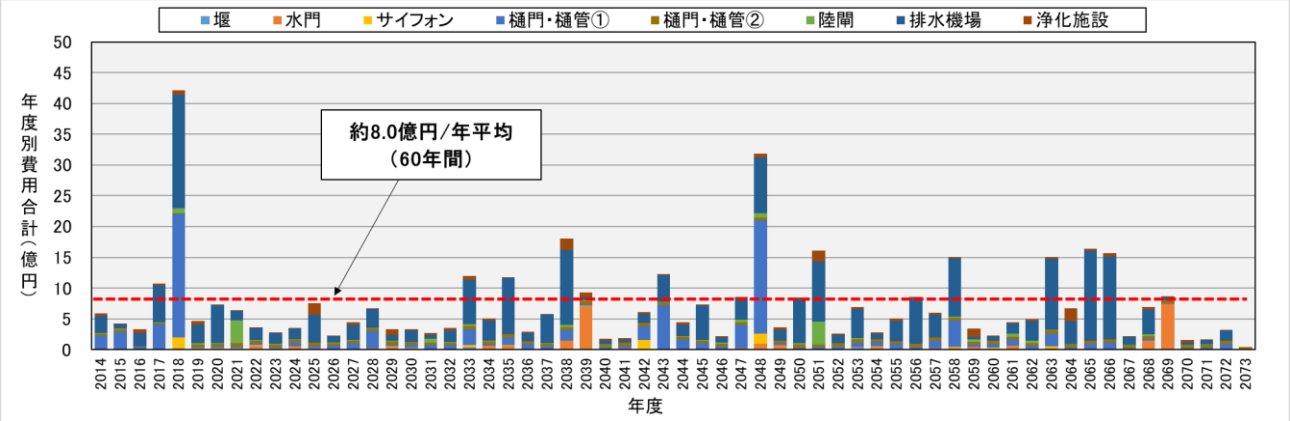

施設毎の長寿命化計画による維持管理を行う場合（水門・樋門・排水機場等）

維持管理のコストの見通し　：　約 360 億円／60 年間

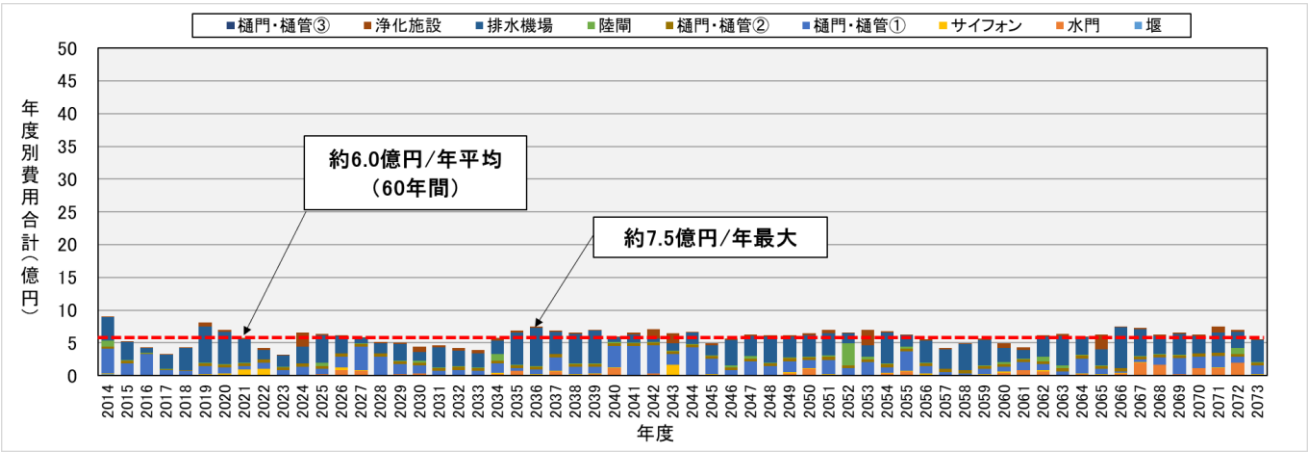

（対症療法型の維持管理）
維持保全費
約 8.0 億円/年平均

コスト縮減効果
約 2.0 億円

（長寿命化計画による維持管理）
維持保全費
約 6.0 億円/年平均

従来の対症療法型の維持管理を行う場合（ダム）

維持管理のコストの見通し　：　約 174 億円／60 年間

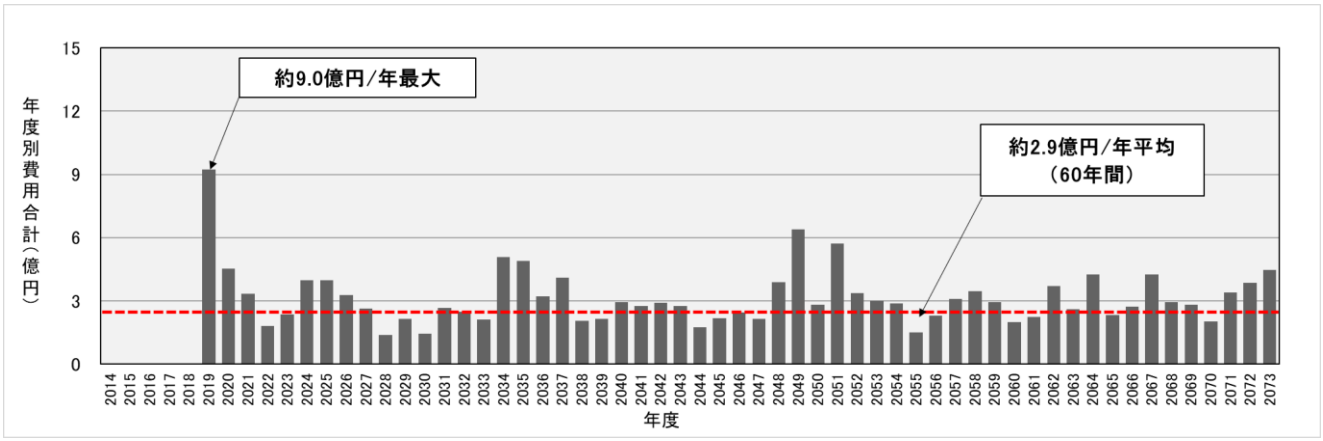

施設毎の長寿命化計画による維持管理を行う場合（ダム）

維持管理のコストの見通し　：　約 151 億円／60 年間

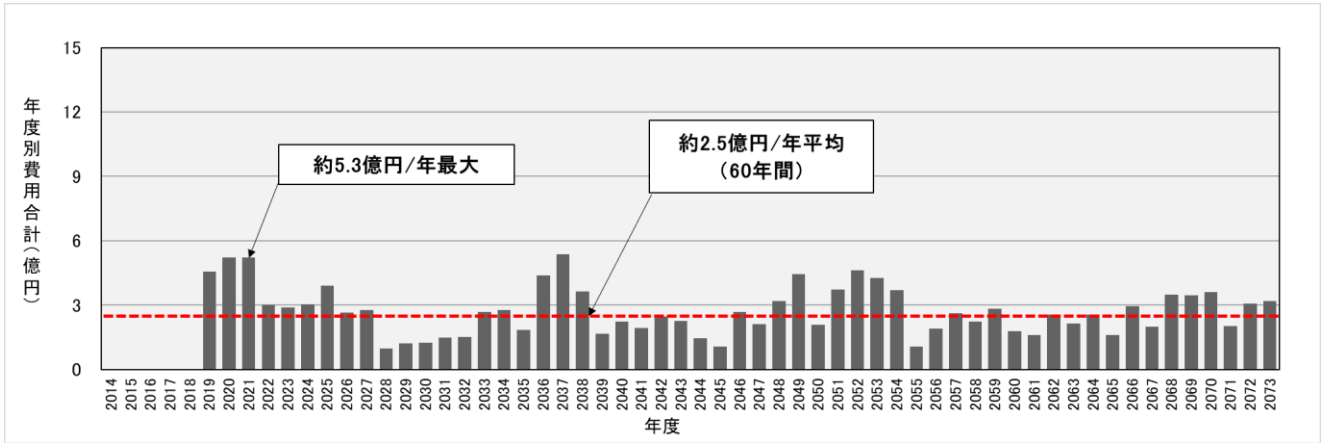

（対症療法型の維持管理）
維持保全費
約 2.9 億円/年平均

→

（長寿命化計画による維持管理）
維持保全費
約 2.5 億円/年平均

コスト縮減効果
約 0.4 億円

○　河川（河川構造物）に係る経費の見込み　合計

（単位：億円　／　上段：事業費ベース、下段：県費ベース）

区　分	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)		
河川（河川構造物）	10	10	10	8	8	8	8	7	9	10		
	5	6	8	6	5	5	4	5	6	8		
	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)		
	7	10	12	11	9	8	9	10	10	8		
	5	4	8	5	4	6	7	9	9	7		
	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)	R30 (2048)	R31 (2049)	R32 (2050)	R33 (2051)	R34 (2052)	R35 (2053)	R36 (2054)	合計	平均/年
	6	8	8	9	10	8	11	11	11	10	275	9
	5	5	6	6	7	7	7	8	9	4	186	6

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

４．砂防施設

(1)維持管理に要する経費

砂防施設の維持管理費には、堆積土砂の除去費、除草費等が含まれる。

令和５（2023）年度の維持管理費は約６億円で、将来も同程度の経費が見込まれる。

(2)維持保全に要する経費

砂防施設の機能を維持していくためには、維持管理費の他に、維持保全に要する経費として、施設の補修・改築費が必要である。

砂防施設の維持保全に要する経費について、「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設を対象に、予防保全型維持管理により、今後 30 年間の経費を算出した（図表 17-1)。

総額約 150 億円、１年あたり約５億円と見込まれ、事後保全型と比較して、30 年間で、約 37.3 億円のコスト縮減が見込まれる（図表 17-2)。

【図表 17-1】岐阜県砂防関係施設長寿命化計画における中長期年次計画コスト

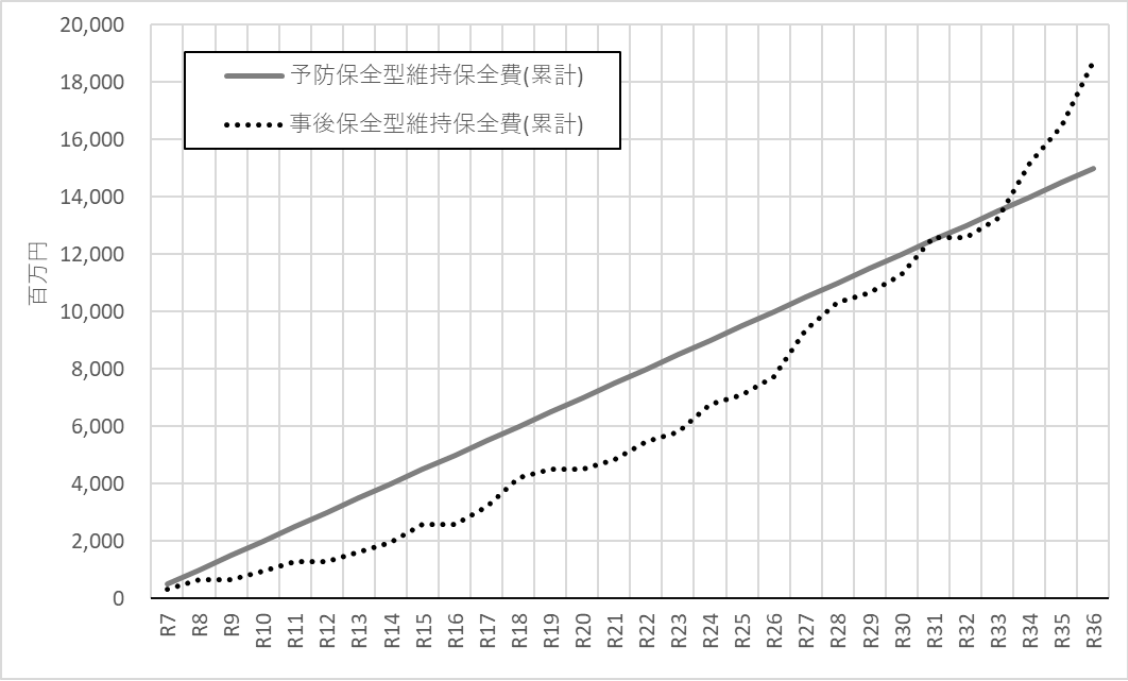

【図表 17-2】岐阜県砂防関係施設長寿命化計画で見込まれる効果

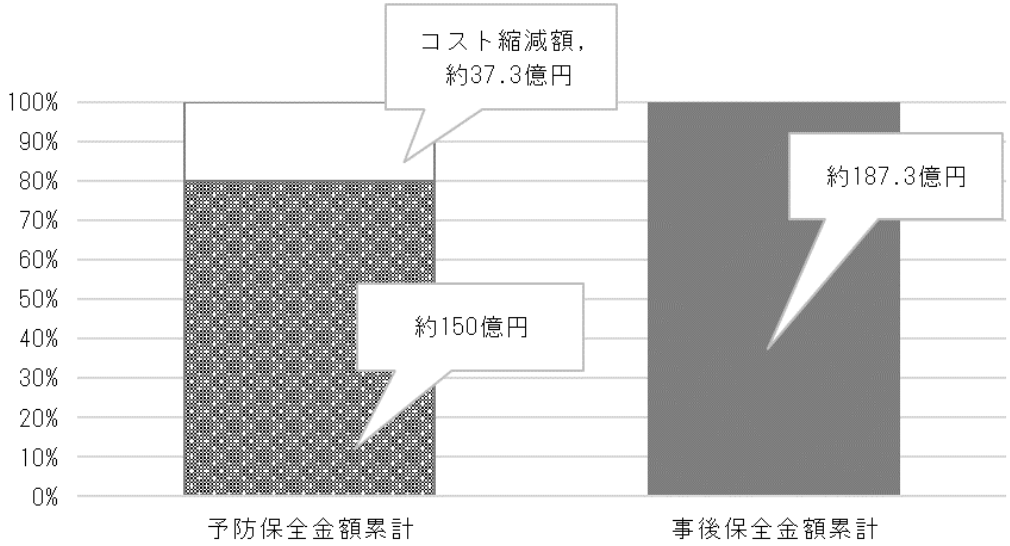

○　砂防施設に係る経費の見込み　合計

（単位：億円／上段：事業費ベース、下段：県費（一般財源に県債を加えたもの）ベース）

区分	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)		
砂防関係施設	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11		
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)		
	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11		
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)	R30 (2048)	R31 (2049)	R32 (2050)	R33 (2051)	R34 (2052)	R35 (2053)	R36 (2054)	合計	平均/年
	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	330	11
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300	10

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

５．治山施設

治山施設の機能を維持していくためには、堆積土砂や捕捉流木の除去費、施設点検費、施設の補修または部材の取替等の修繕費等が必要である。

これらの治山施設の維持修繕に要する経費について､想定される要対策施設 264 施設を対象に、令和 36（2054）年度までの今後 30 年間の経費を、過去の実績を踏まえて算出した結果、総額約 60 億円、１年あたり約２億円と見込まれる（図表 18-1)。

【図表 18-1】治山施設の維持修繕に要する経費　推計額

（単位:億　／　上段:事業費ベース、下段:県費（一般財源に県債を加えたもの）ベース）

区　分	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
治山施設	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)	R30 (2048)	R31 (2049)	R32 (2050)	R33 (2051)	R34 (2052)	R35 (2053)	R36 (2054)
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

合計	平均/年
63	2
60	2

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

６．水道・工業用水道施設

(1) 維持管理に要する経費

水道施設の維持管理費には、委託料（各施設の運転操作及び保守点検等）、動力費、薬品費などが含まれる。令和５（2023）年度の維持管理費は、水道 760 百万円、工業用水道２百万円で、将来も同程度の経費が見込まれる。

また、水道施設の機能を維持していくため、定期的な点検や補修が必要であるほか、耐震工事や予防修繕を実施し、施設の長寿命化を図っており、これらの経常的に要する修繕費及び、施設ごとの修繕計画を積み上げ、将来必要となる修繕費を推計した。今後 30 年間の必要額は、水道で 261 億円、工業用水道で１億円、水道・工業用水道を合わせた年間平均は約９億円と見込まれる。

(2) 更新・建設改良に要する経費

水道施設ごとの耐用年数を考慮した更新、大規模地震対策（水道管路の複線化を図る大容量送水管整備事業等）など、施設の耐震性や機能を強化するための建設改良が必要であり、これらの更新・建設改良計画を積み上げ、必要となる経費を推計した。今後 30 年間の更新・建設改良費は、水道で 946 億円、工業用水道で３億円、水道・工業用水道を合わせた年間平均は約 32 億円と見込まれる（図表 19-1）。

【図表 19-1】水道・工業用水道施設の維持保全、再整備に要する経費見込み

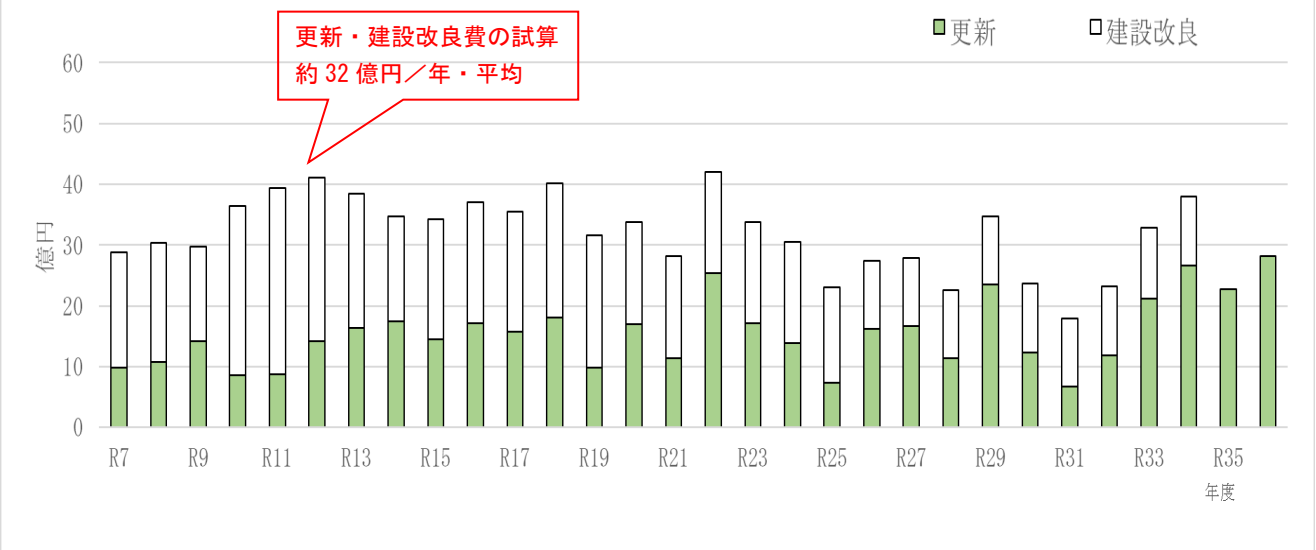

○　水道・工業用水道施設に係る経費の見込み　合計

単位：億円

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
維持管理・修繕費	11	11	11	12	10	10	11	7	8	10	10	9	10	10	10	9
更新・改良費	29	30	30	36	39	41	38	35	34	37	35	40	32	34	28	42
	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36	合計	平均/年
維持管理・修繕費	10	10	8	7	8	7	6	6	7	7	6	7	6	6	262	9
更新・改良費	34	30	23	27	28	23	35	24	18	23	33	38	23	28	949	32

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

7．下水道施設

(1) 維持管理に要する経費

施設全体の運転操作、保守点検、補修費などにかかる経費を算定した。（※算定根拠は、「岐阜県流域下水道事業経営戦略」による。）これらは主に、関連する市町からの「維持管理費負担金」により運営されている。

(2) 再整備に要する経費

下水道施設を目標耐用年数（管路・土木・建築施設：75 年、機械・電気設備：23 年）で改築すると仮定し、改築に要する経費を算定した。（※算定根拠は、「岐阜県木曽川右岸流域下水道ストックマネジメント計画」による。）ただし、管路施設については、過去の点検実績等を勘案し一定の経費を別途計上している。（図表 20-1）。

【図表 20-1】　下水道施設の再整備に要する経費の推計

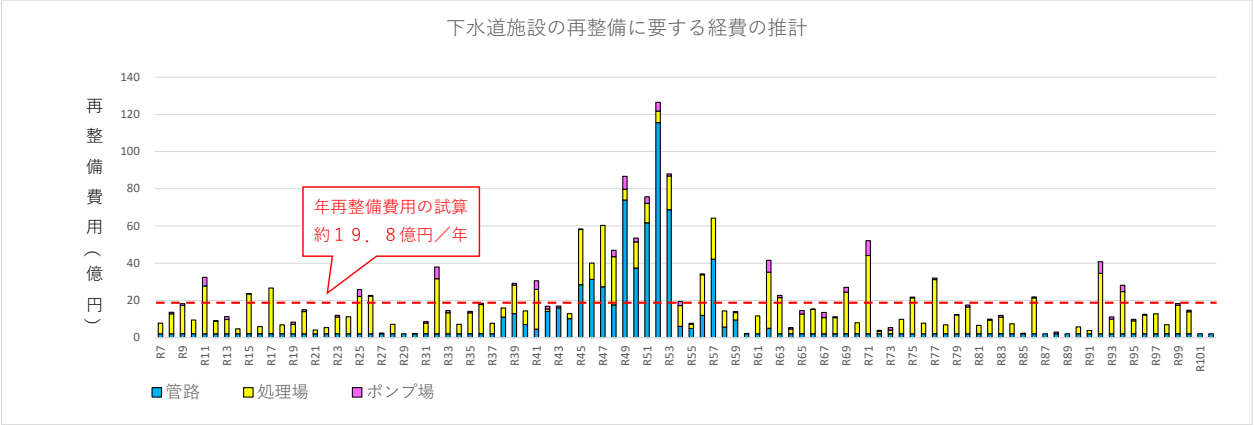

○　下水道施設に係る経費の見込み　合計

（単位：億円 ／ 上段：事業費ベース、下段：県費［一般財源に県債を加えたもの］ベース）

区分	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
下水道施設	18.5	24.5	29.1	20.3	43.3	20.0	22.2	15.6	34.6	16.8
	1.5	2.5	3.3	1.8	6.0	1.8	2.2	1.0	4.2	1.2
	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)
	37.5	17.7	19.2	25.9	14.9	16.2	22.7	22.0	36.6	33.5
	4.6	1.3	1.7	2.8	0.9	1.1	2.3	2.1	4.8	4.0
	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)	R30 (2048)	R31 (2049)	R32 (2050)	R33 (2051)	R34 (2052)	R35 (2053)	R36 (2054)
	13.2	17.9	12.8	12.9	19.4	48.7	25.2	17.8	24.8	29.1
	0.6	1.4	0.5	0.6	1.7	7.1	2.7	1.4	2.6	3.3
	合計	平均／年								
	712.9	23.8								
	73.0	2.4								

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

８．交通安全施設

(1) 維持管理に要する経費

交通安全施設の維持管理費については、電気、回線の料金、清掃及び点検等の保守委託料、修繕料があり、令和５（2023）年度の維持管理費は、約 3.4 億円であった。

(2) 更新等に要する経費

信号制御機、LED 式信号灯器、信号柱及び大型道路標識柱（以下「信号制御機等」という。）の更新等に要する経費は、更新基準を超過するものの再整備費であり、財政負担について、経費の平準化前は最大約 32 億円になるところ、平準化した場合、約 12 億円となる。（図表 21-1）。

【図表 21-1】更新等に要する経費の将来予測

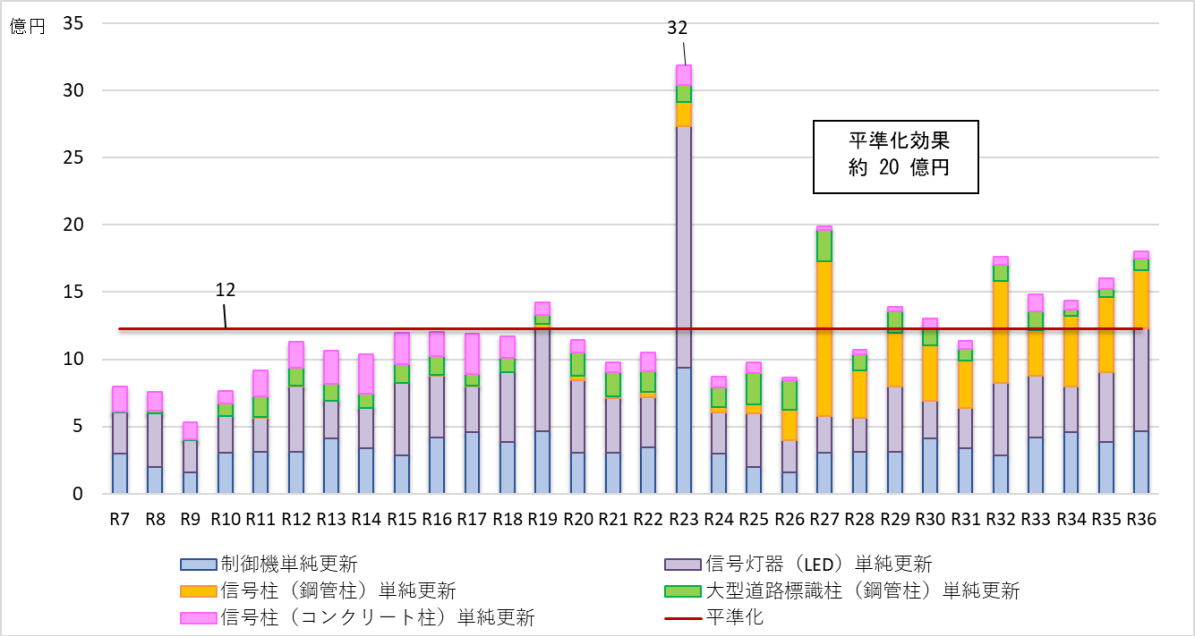

○　交通安全施設に係る経費の見込み　合計

（単位：億円　／　上段：事業費ベース、下段：県費ベース）

区分	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)		
交通安全施設	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16		
	13	14	14	14	14	14	14	14	14	14		
	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)		
	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16		
	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14		
	R27 (2045)	R28 (2046)	R29 (2047)	R30 (2048)	R31 (2049)	R32 (2050)	R33 (2051)	R34 (2052)	R35 (2053)	R36 (2054)	合計	平均/年
	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	480	16
	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	419	14

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。
※令和６年度単価で算出

以上より、令和７（2025）～36（2054）年度までの、インフラ施設に係る経費の見込みの総額は、以下のとおりとなる。

○　インフラ施設に係る経費の見込み　合計

（単位：億円）

区　分	R7（2025）	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R12（2030）	R13（2031）	R14（2032）
インフラ施設	382	393	401	401	428	409	412	401
	R15（2033）	R16（2034）	R17（2035）	R18（2036）	R19（2037）	R20（2038）	合計	平均/年
	425	416	435	426	424	434	5,788	413

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

インフラ施設に要する経費は、道路関係が多く全体として微増の傾向にある。施設の特性を踏まえ、施設ごとに財政負担の最小化・平準化等を検討していく必要がある（図表 22-1）。

【図表 22-1】インフラ施設に要する経費の推計

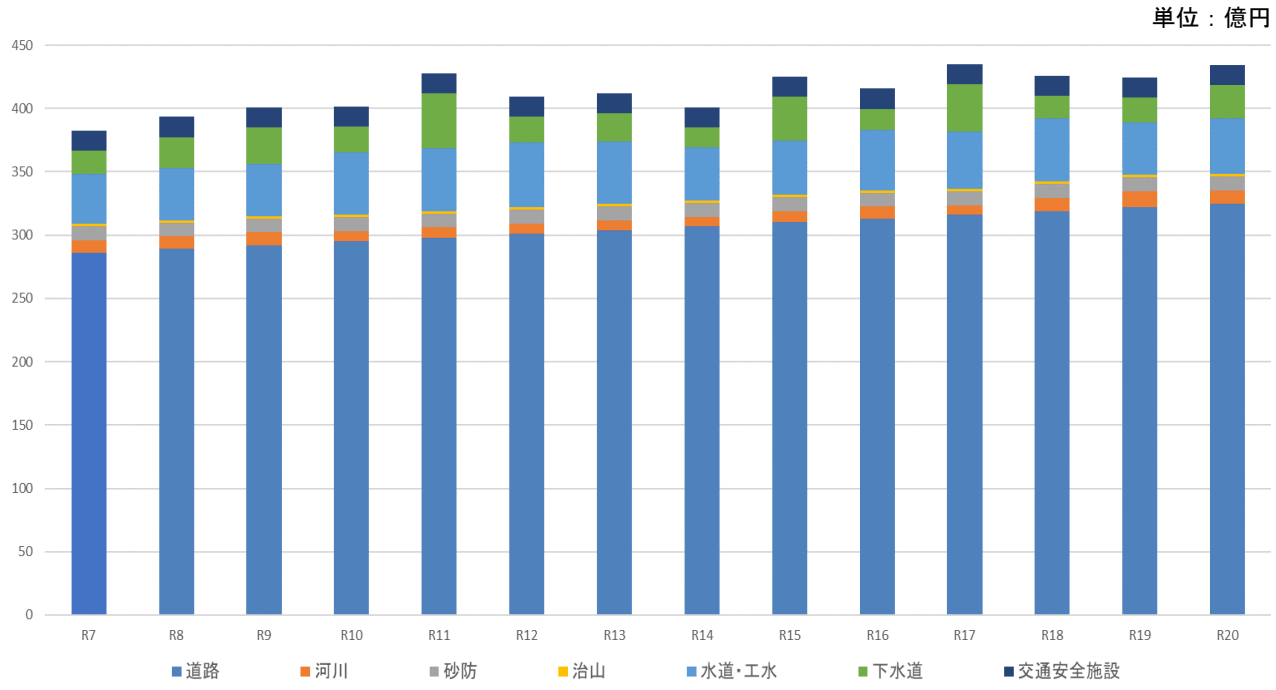

９．公共施設等（総合）

中長期的な経費の見込みについて、令和７（2025）年度を起点に、今後 14 年間と 30 年間の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の経費区分ごとに算出した。（図表 23-1、図表 23-2）。

【図表 23-1】今後１４年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（億円）

経　費　区　分		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④)(①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④−⑤)	長寿命化対策等による経費削減率(%)	現在要している経費(R3～R5の平均)
普通会計	建築物(a)	1,400	1,766	1,252	4,418	地方債75%充当	5,053	▲ 636	▲ 12.6	376.4
	インフラ施設(b)	207	4,431	172	4,810		4,808	3	0.1	329.3
	計(a+b)	1,607	6,197	1,424	9,228		9,861	▲ 633	▲ 6.4	705.7
公営事業会計	インフラ施設(c)	294	492	193	978		1,175	▲ 197	▲ 16.7	66.5
	計	294	492	193	978		1,175	▲ 197	▲ 16.7	66.5
建築物 計(a)		1,400	1,766	1,252	4,417		5,053	▲ 636	▲ 12.6	376.4
インフラ施設 計(b+c)		501	4,923	365	5,788		5,982	▲ 194	▲ 3.2	395.7
合計(a+b+c)		1,901	6,688	1,617	10,205		11,036	▲ 830	▲ 7.5	772.2

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

【図表 23-2】今後３０年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（億円）

経　費　区　分		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④)(①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④−⑤)	長寿命化対策等による経費削減率(%)	現在要している経費(R3～R5の平均)
普通会計	建築物(a)	2,997	2,727	4,237	9,961	11,013	▲ 1,053	▲ 9.6	377.0
	インフラ施設(b)	460	10,264	369	11,092	11,204	▲ 112	▲ 1.0	329.3
	計(a+b)	3,457	12,990	4,606	21,053	22,217	▲ 1,164	▲ 5.2	706.3
公営事業会計	インフラ施設(c)	587	948	388	1,923	2,416	▲ 493	▲ 20.4	66.5
	計	587	948	388	1,923	2,416	▲ 493	▲ 20.4	66.5
建築物 計(a)		2,997	2,727	4,237	9,961	11,013	▲ 1,053	▲ 9.6	377.0
インフラ施設 計(b+c)		1,047	11,212	757	13,015	13,620	▲ 604	▲ 4.4	395.7
合計(a+b+c)		4,044	13,938	4,994	22,976	24,633	▲ 1,657	▲ 6.7	772.7

※端数処理の関係上、内訳の計と総計（合計）が一致しないことがある。

①維持管理・修繕

・施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。
なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

②改修

・公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。

③更新等

・老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

②　充当可能な財源の見込み（令和７（2025）～20（2038）年度）

公債費は、令和６年度当初予算と同額の県債を発行し続けた場合、当面、毎年 20 億円程度増加する見込みである。また、金利が上昇傾向にある中で、仮に金利が１％

上昇した場合には、さらに毎年 20 億円程度ずつ負担が増加するなど、一層の増加が懸念される。

社会保障関係経費は、団塊世代の高齢化の進行などにより、一人当たりの医療費や介護費などが増加しており、今後も毎年 20 億円程度増加する見込みである。

以上のような構造的な歳出増に加え、県民の安全・安心確保や未来づくりに向けた政策課題にも着実に対応していく必要がある。

一方、こうした財政需要の増に対応するだけの県税収入や地方交付税などの一般財源が十分に増加するか不透明な状況にあり、厳しい財政状況が続くことが見込まれる。

従って、現状の公共施設等の総量を維持しながら、今後も増加が見込まれる公共施設等の維持管理・維持保全・再整備等に係る財源を、将来にわたって確保していくことは容易ではない。

第二章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

本章では、本県が所有するすべての公共施設等に概ね共通する、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。公共施設等の種類により、この方針と一部異なるものについては、第三章において、種類ごとに類型化した方針を定める。

（１）対象期間

本方針の対象期間は、令和７（2025）～20（2038）年度までの 14 年間とするが、取組みの進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（２）全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本方針の改定にあたっては、平成 28（2016）年８月に立ち上げた「岐阜県公共施設等総合管理推進本部」において、基本的な考え方や具体的な取組方針等について検討を行ったところであるが、本基本方針に基づく取組みを効率的かつ効果的に推進していくため、これまで同様、同本部において各年度の進捗をフォローアップすることとし、全庁体制の下、進捗に応じた必要な見直しを着実に行うとともに、継続して公共施設の総合管理を推進することとする。

また、地方公会計（固定資産台帳）の活用として、点検・診断結果や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うこととする。

（３）現状や課題に関する基本認識

建物及びインフラ施設のいずれにおいても、整備後の年数経過にしたがって、維持管理、維持保全や再整備等に要する経費の増大が見込まれるとともに、人口減少や人口構造の変化、価値観の多様化、ＤＸの進展など社会情勢が変化していく中で、県民が求める行政サービスや公共施設等に対するニーズの変化も予想される。また、持続可能な財政運営の確保に向け、歩みを進めてきたところではあるが、既存の公共施設等の総量を維持しながら、新たな県民ニーズに見合った行政サービスや公共施設等を提供するための財源を将来にわたって確保していくことは容易ではない。

このため、財政状況、社会情勢の変化に的確に対応した公共施設等の最適な配置について、長期的・総合的な視点から検討を進め、必要な施設の適切な維持管理と維持保全により安全・安心を確保しつつ、効率的・効果的に県民サービスを提供してくことが重要な課題である。

（４）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

人口減少や人口構造の変化を踏まえた施設に対する県民の利用需要の変化や厳しさを増す財政状況を踏まえ、県有施設において最も効率的・効果的に県民サービスを提供していくことができるよう、不断に検討していく。とりわけ建物については、必要性・有効性・効率性の観点から、縮小や転用、統合、廃止等を含む今後のあり方について検討を行う総点検を実施する。

また、建物及びインフラ施設のいずれにおいても、予防保全の考え方を取り入れ、優先順位を設定して計画的に維持保全等を実施するとともに、平均使用年数の延長や効率的な維持管理によるライフサイクルコストの縮減、長寿命化や財政負担の最小化・平準化を推進する。

同時に、公共施設等は、常に安全かつ安心して利用できることが第一であり、突発的な不具合による利用停止や事故等の防止に万全を期すため、適切な管理を徹底する必要がある。

①　点検・診断等の実施方針

建物については、建築基準法第 12 条に基づく定期点検の他、指定管理者・建物管理委託業者等による各種設備の点検や職員による日常点検を実施し、建物の機能や状態、異常や劣化、損傷の有無等について把握に努める。

インフラ施設についても、職員や専門の委託業者により点検を実施し、施設の機能や状態、異常や劣化、損傷の有無等について把握に努めるとともに、点検マニュアルの整備、劣化状況等のデータ整備、巡視・パトロールを実施する。

②　維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

公共施設等や付随する設備に不具合・故障が生じる以前に、修繕又は交換し、機能・性能を所定の状態に維持する予防保全の考え方を取り入れ、計画的で効率的な維持保全や再整備等を実施するとともに、光熱水費や委託料等の維持管理費の見直しに取り組むこととし、財政負担の最小化・平準化、公共施設等の長寿命化を推進する。

また、再整備等に際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、ＰＦＩの活用など民間の力を活用することも検討していく。

③　安全確保の実施方針

点検・診断等により、施設等の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施していくことで公共施設等の安全確保を図る。

なお、人的被害の可能性など特に危険性が高いと認められた場合は、応急的に適切な修繕等を行うとともに、当該施設等の維持保全等の計画を前倒しての実施や、危険性の程度及び利用状況等によっては、代替施設等への一時的な移転、用途廃止、取壊しを検討する。

④　耐震化の実施方針

昭和 56（1981）年５月 31 日以前に、旧耐震基準で建築された建物のうち、耐震性が不十分な建物については、平成 29（2017）年度にて耐震補強工事が完了するなど必要な対応を終えている。

インフラ施設の耐震化は、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化など、各公共施設等の優先順位に沿って実施し、耐震性を確保していく。

⑤　長寿命化の実施方針

予防保全の考え方を取り入れ、計画的な維持保全等を行うとともに、耐震性・耐久性が高い資機材を選定するなどの取組みにより、公共施設等の平均使用年数の延長やライフサイクルコストの縮減に努める。

⑥　施設総量や配置の適正化の推進方針（統合や廃止の推進方針）

人口減少や人口構造の変化、価値観の多様化、ＤＸの進展など社会情勢が変化していく中で、県民が求める行政サービスや公共施設等に対するニーズの変化も予想されることから、現在と同種・同規模の公共施設等を維持することは現実的ではない。利用状況やニーズ等、建物又はインフラ施設ごとに異なる状況をさまざまな観点から検討し、県行政の遂行や県民の安全・安心、利便性に支障をきたすことのないよう配慮した上で、縮小、転用、統合、廃止等により公共施設等の最適化を図っていく。

⑦　総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の管理には、各施設等の特性に応じた人材の確保が必要であり、技術職員や専門家による研修会等により、高度な知識・技術を要する人材の養成を行う。

また、管理・点検の委託業者や利用者（利用団体）との連絡を密にしたり、県民

ボランティア等と連携したりすることで、公共施設等の状況を効率的に把握できる体制の構築を進める。

この他、施設等の点検・補修や長寿命化に有用な情報通信技術の導入を進め、効果的・効率的な公共施設等の管理体制の構築を推進する。

（５）ＰＤＣＡサイクルの推進方針

本方針の進捗管理にあたっては、「岐阜県公共施設等総合管理推進本部」において、各年度の予算措置状況や対策の進捗状況などを確認するとともに、設定した目標指標に照らして毎年度評価を実施することとし、当該評価の結果に基づき、必要に応じて適宜方針を見直すものとする。

なお、評価結果等については、議会（委員会）への報告及び本県ホームページにおける公表などを行うこととする。

（６）目標指標

中期的な目標指標としては、予防保全の考え方を取り入れた維持保全の実施により建物の使用年数を建築後 50 年間から 65 年間に延長することや、人口減少等を考慮した公共施設等の統合・廃止等により、本方針を初めて策定した平成 27（2015）年度から令和 20（2038）年度（24 年間）までに必要と考えられる建物に要する経費（維持管理、維持保全及び再整備）の総額について、30％程度削減を行うこととする。

（７）ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の長寿命化に加え、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい県有施設の実現を目指して、施設固有の状況や利用者の声などを踏まえ、ユニバーサルデザイン化に向けた改修事業を計画的に実施することとする。

なお、改修事業の実施に際しては、情報（視覚・音声・触知・ピクト等）、環境（光・音・熱・空気質等）、安全（避難・防災・防犯等）といった視点にも留意する。

（８）脱炭素化の推進方針

施設の更新・改修等にあたっては、「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画（令和３年５月策定）」を踏まえ、温室効果ガスの削減を図ることとする。

（９）木造化・木質化の推進方針

施設の更新・改修等にあたっては、「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画（令和５年４月策定）」を踏まえ、木造化又は内装の木質化を図ることとする。

（10）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進方針

本県では、「岐阜県第２期ＳＤＧｓ未来都市計画（2023～2025）」を策定し、岐阜県全体でＳＤＧｓの推進を図ることとしている。

本方針においても、ＳＤＧｓの理念や目標を踏まえ、施設の維持管理・改修・更新等に取り組むこととする。

本基本方針と関連するＳＤＧｓの主な目標		主な取組み
目標７【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		・脱炭素化の推進
目標９【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		・脱炭素化の推進
目標 11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		・ユニバーサルデザイン化の推進 ・木造化及び木質化の推進 ・点検・診断等、安全確保、耐震化、長寿命化の実施
目標 12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する		・木造化及び木質化の推進

本基本方針と関連するＳＤＧｓの主な目標		主な取組み
目標 13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		・脱炭素化の推進 ・木造化及び木質化の推進

（※）各目標の詳細は、外務省発行の「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）と日本の取組」から引用

第三章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章では、第二章で述べたすべての公共施設等に概ね共通する方針に加えて、公共施設等の種類ごとに必要な独自の方針を定める。

したがって、本章に記載のある項目については、第二章の方針と本章の方針を合わせたものが当該公共施設等における方針であるが、本章の方針が第二章の方針に抵触する場合は、本章の方針が優先する。本章に記載のない項目については、第二章の方針が当該公共施設等における方針である。

（１）建物

①　建物全般

１．現状や課題に関する基本認識

築年数の経過にともなう建物の老朽化により、維持管理、維持保全や再整備等に要する経費の増大が懸念される中、既存の建物すべてを維持しながら、新たな県民ニーズに見合った行政サービスや建物を提供、整備するための財源を将来にわたって確保していくことは容易ではない。

人口減少や人口構造の変化、価値観の多様化、ＤＸの進展など社会情勢が変化していく中で、県民が求めるニーズを的確に把握し、県民生活を継続的に支えていくためには、厳しい財政状況にあっても、必要な施設を適切かつ効率的に維持・運営していくことが一段と重要な課題になる。

このため、最も効率的・効果的に県民サービスを提供していくことができるよう、将来的な施設のあり方について、長期的・総合的な観点から検討を進める必要がある。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 総点検の実施

人口減少や人口構造の変化を踏まえた施設に対する県民の利用需要の変化や厳しさを増す財政状況を踏まえ、県有施設において最も効率的・効果的に県民サービスを提供していくことができるよう総点検を実施し、今後の施設のあり方について継続的に検討を行う。

1　施設の総点検の視点

①施設の必要性（ニーズ、県で所有する意義、県が設置する必要性、規模に関する視点）

・施設の設置目的が時代、県民のニーズに適合しているか

・設置目的や機能が他の県有施設のみならず、市町村、民間などの施設と競合していないか

・県が管理、運営を行わなければならないだけの広域性があるか

・人口減少を踏まえ、現状規模を維持する必要があるか

②施設の有効性（利用の状況を踏まえた視点）

・施設の設置目的に沿った利用がなされているか、十分に利用されているか、特定の団体等に極端に偏った利用になっていないか

③施設の効率性（利用の状況を踏まえた視点）

・施設が効率的、経済的に利用されているか

2　上記視点を踏まえた今後の方向性

・必要性が認められない施設については廃止する

・必要性は認められるが有効性が認められない施設については、規模の縮小や他施設との統合、転用等を検討する

・必要性は認められるが効率性が認められない施設については、運営の見直し・改善等を検討する

・存続する施設について、県全体として最適な配置を検討する

(2) 施設総量や配置の適正化の推進

総点検の結果により縮小・転用・統合・廃止等を計画的かつ確実に実施し、施設総量と配置の適正化を図る。

(3) 適切な維持管理・維持保全の推進

総点検の結果により、運営の効率性に問題が認められる施設については、早急に見直しや改善を行う。また、将来にわたって必要が認められる施設についても、使用年数 65 年を目標に、予防保全の考え方を取り入れた適切な維持保全と効率的な維持管理の推進により建物性能・機能の保持・回復に努め、躯体の状態が良好な場合等にはさらなる延長も検討するなど、長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る。

【参考】総点検の実施体制（イメージ）

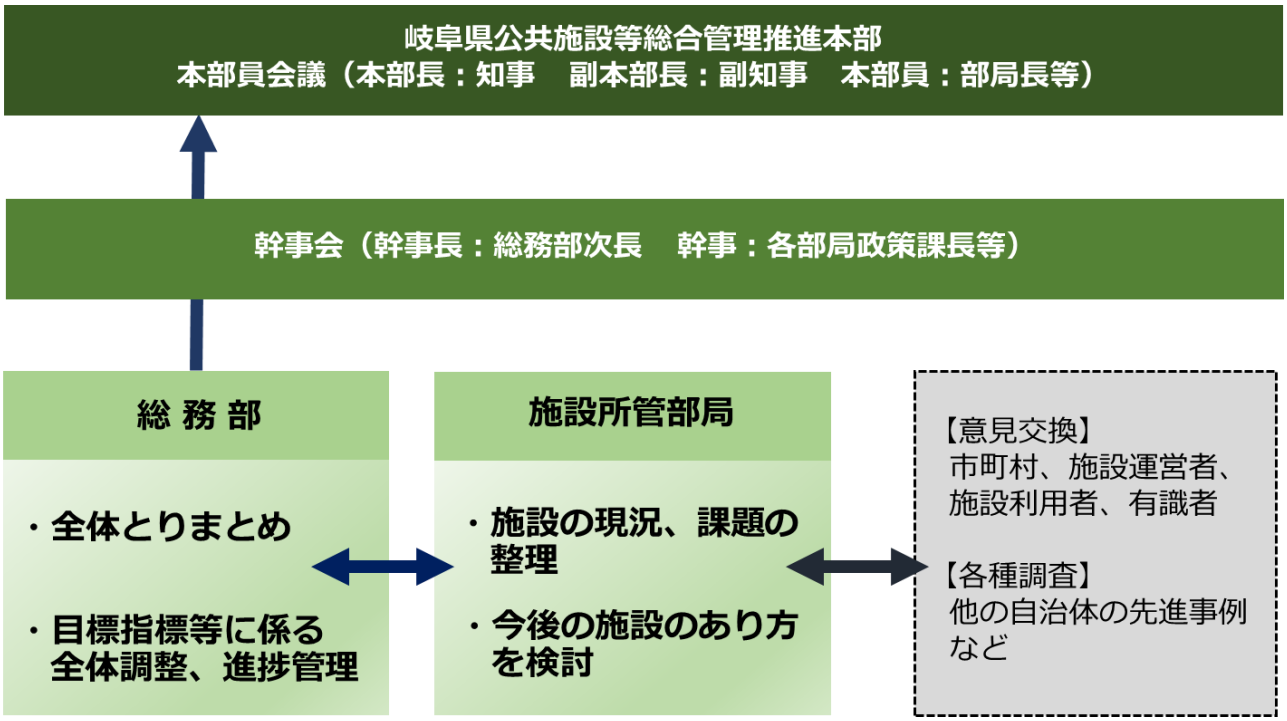

②　庁舎・事務所及び試験研究機関

１．現状や課題に関する基本認識

庁舎・事務所及び試験研究機関は、本県の行政事務を執行するのに必要不可欠な建物であり、県庁舎、総合庁舎、単独現地機関及び試験研究機関といった種類がある。建物の規模や勤務職員数は大小さまざまであるが、建築後 30 年以上経過したものが約６割を占める。そのため、計画的な維持管理や維持保全はもとより、今後の行政需要等を見据えた再整備を検討すべき時期を迎えている建物もある。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本県の組織のあり方、圏域の地域割のあり方、各機関に求められる役割について検討し、その結果を踏まえ、今後の行政需要を見据えた施設のあり方を検討していく。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れるにあたっては、建物の部位ごとの改修サイクルに基づき、新設や直近の改修からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて、周期的に改修を行う。

(2) 長寿命化の実施方針

再整備の実施時期について、建物の状況が良好な場合等は、一般的な周期や過去の実績にとらわれず、長期間の使用に努める。一方、当該施設等の行政需要等によっては、比較的短い経過年月での再整備に着手することも想定される。

(3) 統合や廃止の推進方針

庁舎・事務所の統合や廃止に際しては、単に建物の劣化状況のみならず、総点検の結果を踏まえ、本県の組織のあり方、将来人口減少に伴う圏域の地域割のあり方、各機関に求められる役割など、さまざまな観点から検討の上、行政機関としての機能や県民の利便性を損なうことのないよう配慮する。

試験研究機関については、産業界や地元自治体などの意見も踏まえながら適正な配置等を検討する。

③　都市公園（岐阜メモリアルセンターは「⑧　その他の建物」に含む。）

１．現状や課題に関する基本認識

都市公園は、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を通じて、豊かな生活の実現に資することを目的としており、自然環境の保全、美しい景観の形成、災害時の避難場所等の防災機能、多様な余暇活動や健康増進活動の場、観光拠点としての役割など、幅広い機能を有している。

これまで順次整備が進められてきたため、公園内の建物や遊具等の各種施設の老朽化の状況は様々であるが、古いものも多くなっている。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公園利用者が安全に、安心して利用できる公園として、多くの方に利用してもらえるよう管理運営を行う。

また、計画的な維持管理を行うとともに、老朽化した施設については、公園利用者のニーズや利用状況を勘案しながら検討を行っていく。

(1) 統合や廃止の推進方針

都市公園法第 16 条（都市公園の保存）の規定により、都市計画事業などの一定の場合を除き、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止することができない。ただし、過去に地元の市町村へ管理を移譲した事例もあり、公園の規模や利用状況に応じて検討する必要がある。

④　県営住宅

１．現状や課題に関する基本認識

新規の住宅需要は、人口及び世帯数が減少局面に転じるとともに、持家を含む住宅ストックや空き家数が増加することなどにより、減少傾向にある。また、民間賃貸住宅における最低居住面積水準未満世帯率も徐々に減少していることから、潜在的な公営住宅需要世帯数は減少の方向にあると考えられる。そのため、近年の県営住宅の入居率は減少傾向にあり、応募倍率も、利便性が高い市街地にある県営住宅は高いが、郊外にある県営住宅では低くなっている。

このような状況を踏まえ、「岐阜県住生活基本計画」において、計画期間（令和３（2021）年度～12（2030）年度）における県営住宅の新規供給は控えながら、既存ストックの長寿命化などにより有効活用を図ることとしている。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

県営住宅は、昭和の年代に建設した住棟が耐用年限の半分以上の年数を経過しており、予防保全の観点から、計画的な修繕・改善により長寿命化を図る住棟の判別など、ストックマネジメントを行うこととする。

(1) 点検・診断等の実施方針

管理代行機関の職員及び県職員による、年２回の定期点検（建築基準法第 12 条に基づく定期点検を兼ねる。）を実施する他、業者委託による各種設備の点検を実施し、建築物の機能や状態、異常や劣化の有無等の把握に努める。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、県営住宅の整備手法を定め、長期的な維持管理を実現する。なお、整備手法は、国が示している「公営住宅等長寿命化計画策定指針」に基づき、本県の状況に合わせて選択する。

公営住宅法施行令第 13 条では「耐火構造の住宅の耐用年限は 70 年」と規定されていることから、これを目安とし、施設の老朽化や住生活の変化を踏まえつつ、予防保全的な改善を行い可能な限り長寿命化とライフサイクルコストの縮減に取り組んでいく。

(3) 耐震化の実施方針

平成 23（2011）年度までに、すべての県営住宅について耐震化を完了している。

(4) 長寿命化の実施方針

現状の仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全の考え方を取り入れた維持管理及び維持保全の実践による維持保全周期の延長などによってライフサイクルコストの縮減を図る。

(5) 統合や廃止の推進方針

県営住宅の経過年数、需要及び改善履歴による評価を行い、建替え、用途廃止の対象とする住棟を検討する。

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公営住宅法第 47 条の規定により、住宅管理に関し高度な専門知識と実績を有する岐阜県住宅供給公社に、管理の代行を委託するとともに、県においても、建築技術職員を含む職員配置とし、密接な連携のもと管理を行う。

なお、県営住宅のうち中堅所得者向けのソピア・フラッツについては、同一棟の複合施設ソフトピアジャパン（ワークショップ 24）と一体で指定管理者制度を導入し、管理している。

⑤　高等学校・特別支援学校

１．現状や課題に関する基本認識

県立学校（高等学校及び特別支援学校）の校舎・体育館等、児童・生徒が継続的に使用する学校施設については、築50年以上となる古い建物が約20%を占め、老朽化が進んでいる状況である。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

数多くの学校施設の中で、老朽化による人的被害のおそれがあるもの、事故の発生のおそれがあるもの、災害時の対応に支障をきたすものについては優先的に維持保全等について対応し、生徒の安全・安心の確保に努める。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

学校施設の再整備は、平成15（2003）年度策定の「県立学校施設耐震化整備方針」における再整備予定校舎を含め、「第４次岐阜県教育振興基本計画」に基づき、今後の県立高等学校のあり方を検討する中で、それぞれの学校施設の方向性を検討したうえで、計画的な整備を実施する。

また、施設の維持保全については、使用年数65年を目標に予防保全の考え方に基づく大規模修繕を一定の周期（サイクル）で実施する方針とし、建物劣化状況を勘案して計画的に実施する。

(2) 安全確保の実施方針

建築基準法第12条に基づく定期点検など学校施設の安全点検を行い、損傷を発見した場合には、児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、損傷の度合いや施設の安全性などに応じて所要の修繕を実施する。

また、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震等の災害に備え、非構造部材の定期点検と対応を実施すると共に、非常災害時の避難施設に指定されている県立学校に対し、体育館内トイレ及び屋外トイレの洋式化、バリアフリートイレの整備を順次実施する。

(3) 統合や廃止の推進方針

「第４次岐阜県教育振興基本計画」に基づき、生徒減少を踏まえた今後の県立高等学校のあり方については、各地域の意見なども踏まえながら、学びの機会の保障、多様な学習ニーズへの対応、教育環境の整備などの視点から、その

方向性の検討に着手する。

(4) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

学校施設に生じている不具合を現場から情報収集するとともに、現地確認を随時実施し、過去の改修履歴等を勘案しながら施設管理者として適正な維持管理体制を確保する。

⑥　警察施設

１．現状や課題に関する基本認識

警察庁舎は、警察活動を行うための重要な活動拠点であり、岐阜県強靭化計画においても基幹防災拠点と位置づけられていることから、本県の財政状況を考慮しながら、県民の安全安心の確保及び県民に寄り添う強い警察を支えるための施設整備が重要である。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後、高度経済成長期に建設された多くの警察施設が再整備の時期を迎える中において、警察施設は、県民の生命・財産を守る警察活動の根幹をなすもので、その機能維持が必要であり、ライフサイクルコストの縮減、予算の平準化を考慮しつつ適正な維持管理を行うとともに、計画的に維持保全及び再整備を図る必要がある。

また、管内情勢や警察機能のあり方の変化を踏まえて、施設の集約化・効率化を検討する必要がある。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

警察施設の維持保全については、点検による経年劣化や設備の機能低下等の状態の正確な把握や、部位ごとの改修サイクルを基本として周期的な改修を計画的に行い、施設の長寿命化を図る必要がある。

また、再整備が必要不可欠な大規模警察署を除き、施設の老朽化等による再整備については、管内情勢や警察機能のあり方の変化に対応するとともに、災害発生時の活動拠点として防災機能を強化した施設として計画的な整備を実施する。

(2) 長寿命化の実施方針

予防保全の考えを取り入れ、計画的で効率的な維持保全を実施することにより、施設の安全性確保や機能維持に努め、建物の長寿命化を図る。

(3) 統合や廃止の推進方針

治安の維持・向上、県民への行政サービスの維持・向上等の観点から、警察署に求められる機能の見直し等を進め、拡大、縮小、転用、統合等により、施設の最適化を図っていく。

⑦　職員宿舎

１．現状や課題に関する基本認識

職員宿舎は、築30年を超えるものが約75％を占めるなど老朽化が進んでいる。道路網の整備が進んだことや、民間賃貸住宅の供給が増えていることなどから入居率は低下している。

今後も必要な戸数は確保される見込みであるが、入居者の減少に伴って維持管理及び維持保全に要する経費の財源となる貸付料収入は減少傾向にある。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

県・教職員宿舎にあっては、原則として建替えは行わず、通常の維持管理及び維持保全（外壁改修、屋上防水、給排水設備更新等）に加え、リフォームにより室内を良好な状態に維持していくことで利用可能な戸数を確保し、長寿命化を図っていく。また、入居率が低く、かつ民間賃貸住宅の供給が十分な圏域においては、維持管理費を縮減するため、集約化を検討するとともに、順次、老朽化した職員宿舎の休廃止を行う。

警察職員宿舎にあっては、有事即応体制を維持するための重要な施設であることから、各警察署の体制を踏まえたうえで、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、計画的な再整備や集約化を検討し、必要戸数を確保する。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

県・教職員宿舎にあっては、宿舎の必要性が高い地区（郡上、恵那、飛騨、下呂地区）にある宿舎に限定して維持保全（外壁改修、屋上防水、給排水設備更新等）を実施する。

警察職員宿舎にあっては、基幹となる宿舎に対し、維持保全（外壁改修、屋上防水等）を計画的に実施し、必要戸数が不足する場合は、再整備等を検討する。

(2) 耐震化の実施方針

耐震性能が十分でない職員宿舎については廃止し、解体を進めている。

(3) 長寿命化の実施方針

県・教職員宿舎にあっては、宿舎の必要性が高い地区（郡上、恵那、飛騨、下呂地区）にある宿舎を優先して、計画的な維持保全やリフォームを実施する

ことにより、必要な戸数を良好な状態で、長期的に確保する。

警察職員宿舎にあっては、基幹となる宿舎に対し、維持保全及び住環境改修を計画的に行い、施設の長寿命化を図る。

(4) 統合や廃止の推進方針

県・教職員宿舎のうち入居者が減少しているものについては、各圏域において基幹となるような職員宿舎への集約化を進める。また、老朽化等により状態が悪くなった職員宿舎は順次廃止を行う。

警察職員宿舎にあっては、老朽化した宿舎の廃止を進めるとともに、職員の配置状況や求められる有事即応体制に応じた再整備等を検討しながら、必要な戸数を維持する。

また、県職員宿舎、教職員宿舎、警察職員宿舎間で区分を超えた入居を認めるなど、効果的、効率的な運用も進めて行く。

(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

県内全域において、維持管理の一括委託を行い、効率的な管理体制を確保している。

⑧　その他の建物

１．現状や課題に関する基本認識

その他の建物は、教育・文化・体育施設、福祉施設等、県民が共同で利用する建物が主である。そのため、建築年度が比較的新しいものが多いが、昭和末期から平成初期に建設された大規模な施設が多数あり、第二期基本方針の対象期間である令和７（2025）年度～令和 20（2038）年度に維持保全に要する経費が多額にのぼると見込まれる施設も多く、財政負担の最小化・平準化が必要である。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

再整備を実施する場合は、県民の利用状況、将来の人口減少や人口構造の変化に伴うニーズの変化等を踏まえ、建物の転用や複数の機能を併せ持つ複合施設とすることも検討する。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れるにあたっては、建物の部位ごとの改修サイクルに基づき、新設や直近の改修からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて、周期的に改修を行う。

(2) 長寿命化の実施方針

再整備の実施時期について、建物の状況が良好な場合等は、一般的な周期や過去の実績にとらわれず、長期間の使用に努める。一方、当該施設等の県民の利用状況等によっては、比較的短い経過年月での再整備に着手することも想定される。

(3) 統合や廃止の推進方針

県民が直接利用する施設であることから、統合や廃止に際しては、県民の利用状況、将来人口減少に伴う利用需要の変化の見込みなど、さまざまな観点から検討の上、県民の利便性を損なうことのないよう配慮する。その際、複数の機能を併せ持つ複合的な施設とすることにより、県民の利便性を向上させることも検討する。

（２）インフラ施設

①　道路施設

１．現状や課題に関する基本認識

本県が管理する道路施設は、高度経済成長期以降に整備されたものが多く、今後、施設の老朽化が急速に進行することから、従来の対症療法的な維持修繕では、通行に支障をきたすだけでなく第三者被害の発生も懸念される。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

道路施設全体の修繕計画を体系化し、点検・補修等の水準を定め、予防保全の考え方を取り入れた計画的な維持修繕を行うことにより、施設の長寿命化を図るとともに、経費の平準化を図る。

(1) 点検・診断等の実施方針

道路施設全体の点検及び診断を計画的に実施する。

具体的な実施にあたっては、道路施設毎に策定する点検マニュアルに従い、適正に点検及び診断を実施するとともに、施設の劣化や損傷状況等の早期把握やデータ整備を行う。

また、施設の変状を把握するために日常的な巡視・パトロールや、災害発生後等の緊急時には、変状を把握するための緊急点検を随時実施する。

なお、平成 31（2019）年２月に改定された国の定期点検要領を踏まえ、コスト縮減効果や作業の効率化が期待できる場合は小型無人航空機（UAV）等の新技術を活用していく。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

施設の適正な維持修繕を行うための具体的な修繕計画を定め、計画的に補修を実施する。

(3) 安全確保の実施方針

個別施設毎の点検マニュアルに基づき、計画的に点検・診断を実施し、施設が危険な状態であると判断される場合や、施設の劣化が進行すると危険な状態になると判断される場合には、早期に修繕を行い、施設の安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

緊急輸送道路上の橋りょうについて、速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策を推進する。

その他、交通量が多いなど社会的影響が大きい道路上の橋りょうについても、速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策を推進する。

(5) 長寿命化の実施方針

道路施設を適正に維持修繕していくため、橋りょう、舗装等の各種施設毎に修繕計画を策定し、計画的に実施する。

(6) 統合や廃止の推進方針

道路施設については、災害に強い県土づくりなど「安全・安心」な県民生活を支える基盤、産業振興や観光交流など「活力」を支える基盤として、多面的に県民の生活を守り支えているものであることから、統合・廃止の判断は、県民の安全・安心な日常生活に支障を与えることのないよう慎重に判断することとする。

なお、県道としての要件を満たさなくなった場合は、市町村道としての移管等を検討する。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設を適切に管理していくためには、点検や補修に関する高度な技術を有する人材を養成する必要があることから、平成 20（2008）年度から岐阜大学、産業界と連携し、「社会基盤メンテナンスエキスパート（ＭＥ）」の養成を行っており、ＭＥを活用した道路施設の適切な点検補修の実施や、災害時等の初期点検、道路施設の緊急点検等を実施している。

ＭＥには 640 名（令和６（2024）年３月末現在）が認定されており（このうち、本県職員は 90 名）、令和 11（2029）年度までに 800 人のＭＥを養成することを目標に進める。

さらに、普段利用している道路施設の異状個所（落石、穴ぼこ等）の通報等を行ってもらう県民ボランティアを、「社会基盤メンテナンスサポーター（ＭＳ）」として委嘱（令和６（2024）年３月末現在 1,581 名）し、地域の道路は地域で見守る効率的な維持管理対策の構築を進める。

②　河川（河川構造物）

１．現状や課題に関する基本認識

県管理河川には、水門や樋門（ひもん）、堰（せき）、排水機場などの県民の生命、財産、生活を守る河川構造物が多数存在し、高度経済成長期以降、大量に建設されてきた。これらの施設の老朽化は着実に進行しており、今後、機能不全や構造物を構成する機器・装置の故障といった問題の発生が懸念されるため、今後は多くの施設の適切な維持保全が必要になる。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

施設を点検して状態を把握するとともに、予防保全の考え方を取り入れた施設の維持保全を行うことにより、施設の長寿命化を図るとともに、施設の信頼性の確保と経費の縮減・平準化を図る。

(1) 点検・診断等の実施方針

年１回の頻度で定期点検を実施し、各部材の劣化や損傷状況等の早期把握やデータ整備を行う。

また、施設の変状を把握するために日常的な巡視・パトロールや、災害発生後等の緊急時には、変状を把握するための緊急点検を随時実施する。

また、維持保全に係る経費の縮減を図りつつ、目視等のこれまでの手法では確認困難であった損傷箇所等も的確に点検・診断することが重要であることから、補修工法や点検・診断に関する技術開発などを積極的に取り入れる。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

計画的な維持保全を行うこととし、毎年の定期点検の結果を踏まえた状態監視保全を行う。

(3) 安全確保の実施方針

河川巡視や堤防点検、構造物の定期点検などにおいて、損傷等を発見した場合、損傷の度合いや構造物の安全性などを評価したうえで補修を行う。簡易な補修により対応可能な場合は直ちに補修を実施する。

(4) 耐震化の実施方針

河川構造物の耐震性能照査の結果、耐震補強が必要と判定された施設につい

て耐震対策を実施する。

(5) 長寿命化の実施方針

予防保全の考え方を取り入れた部品等の整備、取り換え等を行い、施設の信頼性を確保し、施設を延命化することでライフサイクルコストの縮減を図るとともに、維持保全に要する経費を平準化する。

(6) 統合や廃止の推進方針

河川構造物については、地形的特性や過去の災害状況等を踏まえて適切な場所に設置されており、既存施設がそれぞれに必要な機能を有しているため、統合・廃止の判断は、県民の安全・安心な日常生活に支障を与えることのないよう慎重に判断することとする。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

河川構造物の長寿命化や耐震化にあたっては、今後、施設の長寿命化に有用な情報通信技術（ＩＣＴ）を導入する等、情報の高度化、作業の省力化を行い、ＰＤＣＡサイクルを繰り返しながら、計画の見直しを行っていく。

③　砂防施設

１．現状や課題に関する基本認識

本県の砂防事業の歴史は古く、今後老朽化が進み、劣化損傷する砂防施設がさらに増加する。施設の定期点検及び健全度評価を行い、劣化損傷が少ない段階で適切な対応を行うライフサイクルコストを考慮した予防保全の考え方を取り入れた維持保全を推進し、施設の長寿命化、経費の平準化等を進めていく必要がある。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

ライフサイクルコストを考慮し、定期点検を行い、予防保全の考え方を取り入れた計画的な維持保全を行うことにより、施設の長寿命化を図るとともに、経費の平準化を図る。

(1) 点検・診断等の実施方針

砂防施設の保全対象への影響や施設の健全度評価により、点検サイクルを設定し定期点検を実施するとともに、施設の劣化や損傷状況等の早期把握やデータの蓄積を行う。

また、施設の変状を把握するための日常的な巡視点検や、災害発生後等の緊急時には、変状を把握するための緊急点検を随時実施する。総点検箇所の１割を小型無人航空機（UAV）で点検することを目標とし、コスト縮減を図る。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

健全度評価により選定された要対策箇所について、保全対象への影響度、構造物の安全性、保全対象の重要度を数値的に評価し、補修・改築箇所の優先順位を設定した上で、経費を平準化し計画的な維持保全を行う。

(3) 安全確保の実施方針

定期点検を行うとともに、日常的に職員による巡視点検を行い（出水後などは随時実施）、新たな損傷等を発見した場合、保全対象への影響や構造物の安全性などによる優先順位を踏まえ、補修を進める。

(4) 耐震化の実施方針

砂防施設は、過去に発生した大きな地震において重大な被害は生じていない。このため、耐震化は一般的に必要がないものであるが、一定規模（えん堤高さ

15m以上や擁壁高さ８ｍ以上）の施設については、地震時の外力を考慮した安定計算を行う。

(5) 長寿命化の実施方針

健全度評価により選定された要対策箇所について、保全対象への影響、構造物の安全性、保全対象の重要度を数値的に評価し、優先順位を設定して維持保全を行うことにより、長寿命化を実施する。

(6) 統合や廃止の推進方針

砂防施設については、地形的特性や過去の災害状況等を踏まえて最も効果的な場所に設置されており、既存施設がそれぞれに必要な機能を有しているため、統合・廃止は積極的には行わないが、災害発生などにより地形に変化が生じ、既存施設の対策等が必要になった際は施設の統合も視野に検討する。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

点検、評価、修繕等を実施していくとともに、これらによって得られたデータの集計・分析を行う。今後、施設の長寿命化にＩＣＴの導入等を行い、ＰＤＣＡサイクルを繰り返しながら計画の見直しを実施し、より効率性を高めていく。

また、県砂防ボランティア協会等と連携し、技術的支援、人的支援による点検体制の強化を図る。

④　治山施設

１．現状や課題に関する基本認識

治山施設は、単純な構造のものが多く、ある程度の損傷が発生しても、ただちに構造の安全性を失うことは少なく、これまでは事後保全型の維持管理であっても大きな問題は生じていなかった。しかし、高度経済成長期以降に整備した多くの施設や、複雑なもの、柔構造なものが多く導入され、今後一斉に高齢化を迎え、損傷が急激に進行するなど老朽化が進んできた場合には、従来の事後保全的な管理では施設の健全性を保持することが困難となる可能性がある。よって、計画的な定期点検により施設の劣化損傷を初期の段階で正確に把握し、必要最小限の補修を適切に実施する予防保全的な管理を推進し、施設の長寿命化対策、経費の平準化等を進めていく必要がある。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

定期点検を実施し、予防保全の考え方を取り入れた計画的な維持修繕を行うことにより、施設の長寿命化を図るとともに、経費の平準化を図る。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

「適切な点検」、「的確な健全度評価」により、施設の劣化損傷を初期の段階で正確に把握し、必要最小限の「補修・改築」を適切に実施する予防保全的な維持管理を行う。

(2) 安全確保の実施方針

定期点検を行うとともに、人家近傍の施設を中心に日常点検を実施し、初期の変状把握に努める。また異常降雨、大規模地震後には臨時点検を実施し、異常が認められた場合には、構造物の安全性などを評価したうえで補修を行う。

(3) 耐震化の実施方針

治山施設は過去の震災により重大な被害は生じていないが、国の治山技術基準により、一定規模（堤高 15m以上の重力式治山ダム）を超える施設や保全対象に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合については耐震化対策を実施する。

(4) 統合や廃止の推進方針

各治山施設はその場所で複数の目的を持った防災施設として設置されているため、統合はできない。ただし、治山施設の設置目的である保全対象が消滅した場合や、災害による致命的な損害を受け機能を滅失した場合には廃止を検討する。

(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

点検、評価、補修等を実施していくとともに、森林クラウドを軸としたシステム管理体制の構築を進め、データの集計や分析、ＰＤＣＡサイクルの確立を図る。

また、広大な山地と広範囲に点在する治山施設をカバーするため、航空レーザ測量及び解析データ、小型無人航空機（UAV）を活用し、より効率的に山地災害や治山施設に関する情報収集に努める。

⑤　水道・工業用水道施設

１．現状や課題に関する基本認識

＜水道事業＞

県営水道は、昭和 51（1976）年度の事業創設から 40 年以上が経過し、建設投資の内容が新設・拡張事業から維持保全及び再整備事業に移行しつつあり、特に送水管の老朽化に対する抜本的な対策を講じることが必要な時期を迎えている。

水道施設の維持保全及び再整備にあたっては長期的視点から計画的・効率的に実施し、後年度負担となる企業債には頼らない事業経営により、支払利息負担を軽減し、長期にわたり持続可能な水道事業の実現を目指す。

＜工業用水道事業＞

供用開始が平成 10（1998）年度と比較的新しい施設であるため、引き続き定期的な点検を実施しつつ、劣化状況を勘案した施設整備及び更新を行う。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

＜水道事業＞

予防保全の考え方を取り入れ、維持管理、維持保全及び再整備を計画的に行う。

計画期間は 10 年間とし、長期収支計画において、財源の裏付けとあわせて５年毎に見直すこととする。

県営水道の管路施設の多くは、布設してから 40 年以上が経過し（法定耐用年数 40 年)、今後、更に老朽化が進むことで漏水・断水の危険性はますます高まると考えられることから、点検調査を行い、予防保全の考え方を取り入れた計画的な維持保全及び再整備を行うとともに、経費の平準化を図る。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

計画は５年毎に見直すこととし、５年以内に必要となる維持管理、維持保全及び再整備は、点検調査や診断結果に基づいて個別に実施時期を設定する（状態監視保全)。

また、中長期的な維持保全及び再整備は、法定耐用年数や供用年数を基にして、長寿命化の観点から実施時期を設定する（時間計画保全)。

(2) 安全確保の実施方針

効率的な維持管理、維持保全及び再整備の実施により、導水、浄水、送水施

設の水道用水供給機能維持に努めるとともに漏水・断水リスクを低減し、安全を確保できるよう努める。

(3) 耐震化の実施方針

水道管路を除く浄水場等の土木構造物については、平成 18（2006）年度までに耐震化を完了している。

管路については、大容量送水管整備事業等により耐震化や老朽化対策を進め、将来的には耐震適合率 100％を目指す。

(4) 長寿命化の実施方針

予防保全の考え方を取り入れた維持保全を適切に実施し、法定耐用年数の 1.5～２倍に延長した年数にわたり使用することにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。

＜工業用水道事業＞

予防保全の考え方を取り入れ、維持管理、保全を行っていく。

管路は供用開始から 26 年目であり、法定耐用年数（40 年）を超過していないことから、計画期間における更新予定はないが、管路以外の施設については、点検調査を行い、予防保全の考え方を取り入れ劣化状況も勘案しながら、計画的に施設整備及び更新を行うとともに経費の平準化を図る。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

計画は５年毎に見直すこととし、５年以内に必要となる維持管理、維持保全及び再整備は、点検調査や診断結果に基づいて個別に実施時期を設定する（状態監視保全)。

また、中長期的な維持保全及び再整備は、法定耐用年数や供用年数を基にして、長寿命化の観点から実施時期を設定する（時間計画保全)。

(2) 安全確保の実施方針

効率的な維持管理、維持保全及び再整備の実施により、漏水・断水リスクを低減し、安全を確保できるよう努める。

(3) 耐震化の実施方針

令和２（2020）～３（2021）年度に導水管及び配水管の耐震化工事を実施し、耐震対策を完了したことから、計画期間における耐震対策の予定はない。

(4) 長寿命化の実施方針

予防保全の考え方を取り入れた維持保全を適切に実施し、法定耐用年数の1.5～２倍に延長した年数にわたり使用することにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。

⑥　下水道施設

１．現状や課題に関する基本認識

処理場施設、管路施設について、供用後 33 年を経過し、処理施設の機械・電気設備等の老朽化、管路施設の腐食等による再整備が必要となってきている。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

定期点検を行い、予防保全の考え方を取り入れた計画的な維持保全を行うことにより、施設の長寿命化を図るとともに、経費の平準化を図る。

(1) 点検・診断等の実施方針

下水道施設に予防保全の考え方を取り入れた維持管理を導入するため、定期点検・定期診断等に基づき、下水道維持管理の計画を策定し、下水道施設の詳細点検を計画的に実施する。

(2) 安全確保の実施方針

効率的な点検、診断等による予防保全の考え方を取り入れた維持管理及び維持保全の導入により、施設本来の「下水を流す機能」の管路施設、ポンプ施設や「下水を処理する機能」の処理場施設の機能が確保できるよう努める。

(3) 長寿命化の実施方針

維持管理、維持保全及び再整備を計画的に実施する。

(4) 統合や廃止の推進方針

人口減少等による下水道計画の汚水処理量の変化を検証し、流域下水道の基本となる計画の見直しを定期的に実施して、処理場施設の整備並びに施設の維持保全及び再整備を継続的に実施する。

(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

長期的な視点に立って下水道施設を効果的、計画的に管理するため、必要な財源と組織や人材を適切に確保するように努める。

⑦　交通安全施設

１．現状や課題に関する基本認識

信号制御機等は、道路の延伸や交通量の増加に応じて整備を進めてきたが、これらの交通安全施設は老朽化が進んでおり、他県では信号制御機の故障による滅灯、信号柱、大型道路標識柱の倒壊等の事案も発生している。本県でも今後、大量に更新の時期を迎えるため、老朽化対策や財政負担の最小化・平準化が重要課題となる。

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

信号制御機等の老朽化による故障、倒壊等の抜本的対策として、計画的に再整備を進めていく必要がある。

そのため、更新基準を迎えた、又は点検等で不良と判定された交通安全施設の現状を把握・分析し、優先順位の高いものから計画的に更新等を実施する。

また、交通安全施設の維持管理費の見直しや交通安全施設の更新をできる限り同一時期の施工とすることで工事価格を節減する。

さらに、信号制御機及びLED式信号灯器については、工事と機器を別に発注し、年間使用分を一括で契約することによるスケールメリットを活かして１基あたりの単価を抑える。

そのほか、道路交通環境の変化や交通規制の見直し等により必要性の低下した信号機を廃止し、また、信号柱及び大型道路標識柱については、計画的に鋼管柱への建替を実施するほか、同一交差点での信号柱の統合、大型道路標識から路側標識への変更等によりストック数（現在数）を削減し管理していく。

(1) 点検・診断等の実施方針

信号制御機等や信号柱の点検・診断は、業者と保守契約を締結し、年間を通じて実施する。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

以下の更新基準を目途に更新を計画する。

・信号制御機 19 年
・LED 式信号灯器 19 年
・コンクリート柱 42 年
・鋼管柱 50 年

また、整備が集中している年度の鋼管柱について、点検結果が不良なものは更新時期を前倒しし、点検結果が良好なものは長寿命化の改良を施し、更新時期を後年にすることで平準化を図る。

なお、長寿命化の改良前後の柱更新に係るコストは同程度である。

(3) 安全確保の実施方針

信号制御機等の安全確保は、専門知識を有する委託業者による保守点検により実施し、故障や破損などの不良が認められた危険な施設については、優先的に修繕、再整備を行っていく。

(4) 耐震化の実施方針

信号柱については、新設及び更新時にコンクリート柱より耐震性が優れている鋼管柱とする。

(5) 廃止や統合の推進方針

交通量、交通事故発生状況などから交通規制の適宜見直しを行い、信号機を新設する際は、隣接する信号機の廃止を検討するなど、信号制御機等の統合を推進していく。

⑧　その他のインフラ施設

本県以外の者が管理しているが、本県が当該管理者に対して指導・助言等を行うインフラ施設について、基本的な方針を整理する。

１．土地改良施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

土地改良施設については、ほとんどが市町村や土地改良区等が管理・運営しているが、基幹的農業用水利施設等についてはその多くが県営事業にて造成したものであるため、地元の要望に応じ本県にて維持修繕を行っている。

県内には約 650km の基幹的農業用水路、約 1,300 箇所の防災重点農業用ため池、60 箇所の農道橋があるが、基幹的農業用水路の約４割が耐用年数を大幅に経過し、ため池の約 250 箇所が地震又は豪雨対策が必要である。また、農道橋の約７割が現在の耐震基準を満足しておらず、今後も維持修繕が必要な土地改良施設が増加していく状況となっている。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

農業水利施設等の戦略的な保全・管理に向けて、点検、診断結果等のデータの蓄積・可視化・共有を進めつつ、個別施設計画等に基づき、基幹施設から末端施設に至る施設の所有者、管理者等と一体となって長寿命化に取り組む。

２．林道施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

林道施設については、本県が直接管理をしているものはないものの、県内で約 1,700 基の橋梁と 14 本のトンネルがあり、橋梁で５割、トンネルでは４割がすでに完成後 50 年以上経過している。今後も老朽化した橋梁等が増加していくこととなる。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

林野庁の行動計画などをもとに、管理者である市町村等において、適切な維持修繕が実施されるよう、メンテナンスサイクルの実施に係る基準やマニュアルの整備、技術的指導等を行う。また、維持修繕の計画的な実施や、ライフサイクルコストの縮減、予算の平準化に努めることとする。

用語集

本文中に使用されている用語の意味について、５０音順に説明する。

河川構造物（の種類）	本県が管理する河川構造物を代表するものとしては、水門、堰（せき）、樋門（ひもん）・樋管、排水機場、ダム、陸閘（りっこう）がある。 堤防を分断することにより河川又は水路を横断して設けられる制水施設であって、堤防の機能を有するものを水門という。農業・工業・水道用水などの水を川から取るなどのために、河川を横断して水位を制御する施設を堰という。堰を水門と混同される場合があるが、門扉（ゲート）を閉めたときに堰は堤防の役割を果たさない。 樋門・樋管は、堤防の居住側の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川と合流する場合、合流する川の水位が洪水などで高くなったときに、その水が堤内地側に逆流しないように設ける施設である。このような施設の中で、堤防の中にトンネルのようにコンクリートの水路を通し、そこにゲートを設置する場合、樋管・樋門という。堤防を分断し完全な開水路で通り抜ける場合の構造を水門という。樋門と樋管には明確な定義はなく、一般的に、断面が比較的小さいものを樋管、大きなものを樋門と呼ぶ。 洪水時に排水門などを閉じてしまうと堤防の居住側に降った雨水が川へ出ていかないので、この水を川へくみ出す施設が必要となる。これが排水機場であり、ポンプが稼働して堤防の居住側の水を川へ排出する。 ダムは、河川の水を貯めたり、取水するために、河道を横断して設けられる流れをせき止める施設で、15m以上の高さを持つものをダムと呼んでいる。主な用途としては以下の２つがあり、この２つの目的を備えたものを多目的ダムという。 利水：川の流量が多いときに水を貯めておいて、少しずつ生活や農業用水、発電用水等として利用する。 治水：洪水の一部を溜め込み、洪水が終わってから少しずつ放流し洪水調節をする。 堤防と交差する道路や線路の路面が堤防の高さよりも少し低いときに、道路幅、線路幅だけ堤防を切り下げ、出水に応じて開閉できる門扉を設置する。これが陸閘であり、洪水時にはそこから水が流れ込まないように陸閘を速やかに閉塞する必要がある。
岐阜県河川インフラ長寿命化計画	県管理河川には、多くの河川構造物が多数存在し、その多くが設置から 30 年～40 年を経過すること等から、これまでの対症療法的な対応から予防保全の考え方を取り入れ、計画的・効率的な維持修繕を推進する計画である。平成 26 (2014) 年３月に策定した。
岐阜県木曽川右岸流域下水道ストックマネジメント計画	下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めた計画。
岐阜県橋梁長寿命化修繕計画	通行の安全性を確保し事故や災害のリスクを減少させ、あわせて中長期的な維持管理費を縮減するため、計画的かつ予

	防保全の考え方を取り入れ、橋梁の長寿命化に係る修繕計画を平成 21（2009）年５月に策定、令和６（2024）年５月に改訂した。
岐阜県公営住宅等長寿命化計画	県営住宅（公営住宅、特定公共賃貸住宅及び特別賃貸住宅）に関する個別施設計画。本県においては、予防保全の考え方を取り入れた維持管理、耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施により公営住宅等ストックの長寿命化を図るため、平成 22（2010）年３月に策定し、令和 3（2021）年３月に改訂を行った。
岐阜県砂防関係施設長寿命化計画	砂防施設の老朽化が進み、劣化損傷する施設の増加が想定されることから、劣化損傷が進行した段階で巡視点検や通報により確認し、補修をしてきた従来の事後保全的な対応から、計画的な定期点検、劣化損傷が軽微な段階での補修を実施する予防保全の考え方を取り入れ、補修・改築費の平準化を図り、計画的・効率的な維持修繕を推進する計画である。平成 26（2014）年３月に策定し、令和６（2024）年３月に改訂を行った。
岐阜県住生活基本計画	住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第１項の規定に基づく、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画。本県においては、平成 19（2007）年３月に策定し、令和４（2022）年３月に改訂を行った。
岐阜県耐震改修促進計画	本県において、旧耐震基準により建設された建築物の耐震化を促進するため、建築物の耐震化の促進に関する法律に基づき、平成 19（2007）年３月に策定した計画。その後、東日本大震災により明らかになった諸課題を洗い出し、防災関連計画が適切であるかの総点検を目的とした「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、建築物の耐震化に関連し７項目の提言がなされたことから、これらの提言を踏まえ、平成 23（2011）年 10 月に計画の改訂を行った。
岐阜県道路施設維持管理指針	道路施設の長寿命化や効率的かつ計画的な維持管理の実現を目的として平成 19（2007）年度に策定。平成 26（2014）年度に道路管理者が実施すべき維持管理の水準と目指すべき姿を示したところであるが、その後、道路施設を取り巻く環境の変化などを踏まえ、令和５（2023）年７月に指針の見直しを行った。
岐阜県舗装修繕最適化計画	膨大な量の舗装ストックの老朽化への対応として、平成 16（2004）年度に路面性状調査を実施し、従来の対症療法から損傷が軽微なうちに対策を実施する予防保全の考え方を取り入れた修繕へ転換するため平成 17（2005）年度に最適化計画を策定、平成 28（2016）年３月に見直しを行った。
旧耐震基準岐阜県舗装修繕最適化計画	昭和 56（1981）年５月 31 日までの建築確認について適用されていた耐震基準で、震度５強程度の地震でほとんど損傷しない建物であることとして設定されていた。しかしながら、旧耐震基準で建築された建物は、平成７（1995）年の阪神・淡路大震災で大きな被害が発生し、多くの建物が倒壊・

	崩壊したことなどから、その耐震性は不十分であるとされている。
行財政改革アクションプラン	本県において、平成 22（2010）年度から平成 24（2012）年度までの３年間における構造的な財源不足を解消するための具体的な取組みを定めた行動計画。３年間で総額にして 920 億円と見込まれる巨額の財源不足の解消に向けた対策を検討し、県内各界各層の皆様と意見交換を重ねて策定した。
行政財産	本県において公用又は公共用に供し、または供することを決定した財産。公用財産（本県が直接使用する財産）と公共用財産（県民が共同利用する財産）とに分けられ、具体例としては、前者は県庁舎、総合庁舎、警察署など、後者は県立学校、福祉施設、図書館、県営住宅などがある。
県営水道長寿命化計画	厚生労働省が策定した「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」に基づき、平成 25 年（2013）度に策定した県営水道施設の長寿命化計画。中長期的な視点に立ち、ライフサイクルコストを最小化する修繕や更新の実施により、水道施設を健全な状態で次世代に引き継ぐことを目的とする。
公園施設長寿命化計画	公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的とする。
公共施設等	本基本方針においては、本県が所有する建築物その他の工作物をいい、具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が所有する施設など、本県が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。
固定資産台帳	新地方公会計の取組みの一つとして、整備が求められている台帳。財務書類の作成に必要な台帳となるため、本県が保有するすべての資産を対象に、資産価値に係る情報を含んでいることが必須となる。
財産台帳	本県が所有する土地・建物等の財産について、名称、所在地、構造、延面積、取得年月日、建築年月日、取得価格、評価額等を記載した台帳。
砂防施設（の種類）	本県が管理する砂防施設を代表するものとしては、砂防設備（えん堤、床固工）、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設がある。 砂防えん堤は、水と一緒に流れてくる土砂を貯めることなどにより、土砂が一気に下流に流れ出さないようにするための砂防施設である。床固工群は、川が蛇行して流れ、洪水や土砂が氾濫する危険のあるところなどに作られる、背の低い（一般に５ｍより低い）一連の砂防えん堤のような形の施設である。 急傾斜地崩壊防止施設は、急傾斜地崩壊危険区域に設置された擁壁工、アンカー工などの施設である。主な急傾斜地崩

	壊防止施設には、がけ崩れの発生、被害を防止する施設として、擁壁工、法面工、落石防止柵工などがあり、現地の状況に適した施設の整備を行う。 地すべり防止施設は、地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、その他の地すべりを防止するための施設である。地すべり対策事業では、同区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設を新設・改良し、その他地すべりを防止するための工事を実施する。
指定管理者制度	平成 15（2003）年の地方自治法の一部改正によって導入された制度。公の施設（地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、住民が利用する施設）について、より効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的とする。
新地方公会計	発生主義によりストック情報やフロー情報を総体的・一覧的に把握し、現金主義会計による地方公共団体の予算・決算制度を補完しようとする取組みのことで、総務省が、公共施設等総合管理計画の策定と並んで、各地方公共団体における整備を促進している。その意義としては、住民や議会等に対する説明責任の履行、資産・債務管理や予算編成等に活用することによるマネジメントの強化等が挙げられる。全国統一的な作成基準に基づく財務書類を作成することにより、他の地方公共団体との比較や地方公共団体全体としての財務情報の開示も可能になる。
耐震基準	建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるもの。現在の基準は昭和 56（1981）年６月１日以降の建築確認において適用されており、新耐震基準と呼ばれている。新耐震基準は、震度５強程度の地震ではほとんど損傷しない建物であること、震度６強から７に達する程度の地震で倒壊・崩壊しない建物であることとして設定されている。
治山施設（の種類）	森林法に基づく保安林の指定目的を達成するために、森林の維持・造成に必要な保安施設と、地すべり等防止法に基づき、同法による地すべり防止区域内で、斜面の移動を抑制または抑止する地すべり防止施設を合わせて治山施設と言う。治山施設には、治山ダム工、山腹工、落石防止工、なだれ防止工、地すべり防止工のほか、保安林内での植栽や本数調整伐等の森林整備箇所や、治山施設の設置や管理を目的に開設した保安林管理道、治山作業道も含まれる。
土地改良施設（の種類）	農業の生産性向上や農業構造の改善を目的として造られた施設のことで、代表的なものとして、農業用用排水路、農業用ため池、農業用排水機場、農道などがある。
ネーミングライツ	施設等の名称に、民間企業や各種団体等の名称や商品ブランド名を付与する権利で、「命名権」や「施設命名権」とも呼ばれる。本県と民間企業や各種団体等との契約によるもので、本県の施設などに愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営・管理に役

	立てている。
普通財産	本県が所有する財産のうち、行政財産以外の財産。貸し付け、交換、売り払い、譲与、出資の目的とすること、私権を設定すること、信託することができる。行政執行上の手段として直接的に使用されるものではなく、主にその経済的価値を保全発揮することを目的としている。具体例としては、職員宿舎、アクティブGなどがある。

＜改訂履歴＞

平成 27 年８月	「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」（平成 27 年度～令和６年度）を策定
平成 31 年３月	一部改訂
令和　４年３月	一部改訂
令和　５年３月	一部改訂
令和　６年３月	一部改訂
令和　７年●月	「第二期岐阜県公共施設等総合管理基本方針」（令和７年度～令和 20 年度）を策定

第二期岐阜県公共施設等総合管理基本方針

（令和７年度～令和２０年度）

発行年月：令和７年●月
発 行 者：岐阜県総務部管財課
〒５００－８５７０
岐阜市薮田南２－１－１
ＴＥＬ ０５８－２７２－１１１１